

なわての環境

- 令和4年版 -

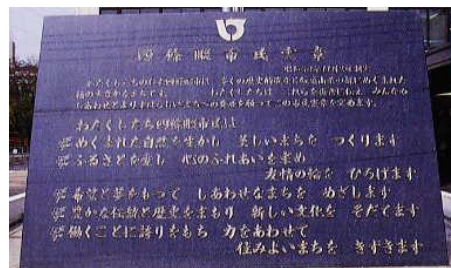
四條畷市

四條畷市民憲章

(昭和50年11月2日制定)

(前文)

わたくしたちの住む四條畷市は、
多くの歴史的遺産と飯盛山系の緑にめぐまれた
楠の香豊かなまちです。
わたくしたちは、これらを後世に伝え、
みんなのしあわせと
よりすばらしいまちへの発展を願って
この市民憲章を定めます。



(本文)

わたくしたち四條畷市民は
めぐまれた自然を生かし 美しいまちを つくります
ふるさとを愛し 心のふれあいを求め 友情の輪を ひろげます
希望と夢をもって しあわせなまちを めざします
豊かな伝統と歴史をまもり 新しい文化を そだてます
働くことに誇りをもち 力をあわせて 住みよいまちを きずきます

市 章

(昭和45年7月1日制定)



四條畷の「し」と畷の「ナ」の2文字を平和の象徴である鳩に図案化し、未来に向かって雄飛する四條畷市の姿をあらわしたものです。

市の木 くすのき

(昭和45年9月10日制定)



楠は、わが国に産する樹木中最大のもの。常緑広葉で広円な樹冠を形成します。市内には楠正行墓地にうっそうと生い茂る楠の巨木があり、広く市民に親しまれています。

市の花 さつき

(昭和45年9月10日制定)



さつきは、ツツジ科の常緑低木。観賞用として品種が多く、栽培増殖が簡単。花に風格があり、また、赤、白、しぼり桃など色彩感にあふれており、多くの市民に愛好されています。

環 境 方 針

【基本理念】

四條畷市は、他に誇れる歴史的遺産と自然に彩られた飯盛山系に包まれた住み良いまちです。これらを後世に伝え、快適な生活環境の維持向上を進めていくには、資源やエネルギーの消費を抑え、持続可能な形で利用していくことが必要となります。

そのため、全職員が環境保護に対する意識の醸成を図るという共通認識のもと、市が率先して自然環境への負荷を軽減することにより、循環型社会の形成及び地球環境の保護を促進します。

また、四條畷市環境基本条例及び四條畷市環境基本計画並びに四條畷市地球温暖化対策実行計画に基づき、市民の参画、協働による施策や事業を推進し、良好な環境の維持と創造に向けたまちの実現を図ります。

【基本方針】

1. 市自らが率先して、環境に配慮した政策・施策・事業を進めます。
2. 職員一人ひとりが環境方針の趣旨に基づき、すべての活動において、企画や設計段階から環境に配慮した職務の遂行に努めます。
3. 環境側面に関する法規制や四條畷市が合意した事項を遵守するとともに、環境汚染の未然防止に努めます。
4. 省資源・省エネルギーなどの環境負荷の削減活動について、環境目的・環境目標を定め、計画的な実践に努めることと併せ、必要に応じて目的等を見直すなど、継続的な改善を行います。
5. 環境方針は、市職員すべてに周知するとともに、文書化し、一般にも公表します。

平成25年4月16日

四 條 畷 市 長

目 次

第1章 四條畷市の概況	1
第1節 位置・地勢	2
第2節 気候	2
第3節 人口・世帯数	3
第4節 都市計画区域	3
第5節 産業	4
第2章 環境行政の概要	5
第1節 環境行政機構	6
第2節 環境基本計画の策定及び生活環境の保全等に関する条例の制定	7
第3節 環境保全のための組織	8
第3章 四條畷市の環境の概況	9
第1節 大気環境	10
第2節 水環境	16
第3節 騒音・振動	21
第4節 ダイオキシン類	25
第5節 地下水汚染	27
第6節 廃棄物	28
第7節 公害等の苦情	34
第4章 令和3年度における施策の実施状況	36
第1節 活動体制の整備	37
第2節 人材の育成	40
第3節 森林の保全	40
第4節 水辺の保全	42
第5節 自然とのふれあいの推進	43
第6節 緑化の推進	48
第7節 快適な住環境の整備	51
第8節 景観や歴史的文化的遺産の保存	55
第9節 循環型社会の構築	61
第10節 生活の中の水循環の保全	67
第11節 健康に暮らす生活環境の保全	68
第12節 行政及び地域で取り組む地球環境問題	70
第5章 令和4年度における主要な施策	75
資料編	79
環境関連詳細データ	80
用語の解説	97

第 1 章

四條畷市の概況

第1節 位置・地勢

本市は、大阪府の東北部に位置し、大阪都心まで 15 km ほどの大都市近郊部にあります。市域は、東西約 7.3km、南北約 5.4km、面積は約 18.69km² で、その約 3 分の 2 は北生駒山地となっており、寝屋川市、大東市、交野市、奈良県生駒市に接しています。

平坦地である西部市街地は、中央部を国道 163 号が東西に、西端部を大阪外環状線（国道 170 号）が南北に走っています。さらに、中央部を JR 学研都市線（片町線）が南北に走り、その沿線を中心に市街地が広がっており、ところどころに農地や社寺、史跡の緑を残しています。

また、市街地の東側には、大阪平野を眺める飯盛山など北生駒の山々が連なり、そのほとんどが金剛生駒紀泉国定公園に指定され、緑豊かな姿をみせています。特に、北生駒山地の中核的エリアである緑の文化園周辺地域は、自然を活かした文化、研修、スポーツ、レクリエーションの場として、多くの人々に利用されており、広域的なシンボルゾーンとしての役割を担っています。

東部の田原地域には、自然環境に恵まれた田園風景の残る既存集落があり、緑豊かな魅力ある副核的地域として形成されています。

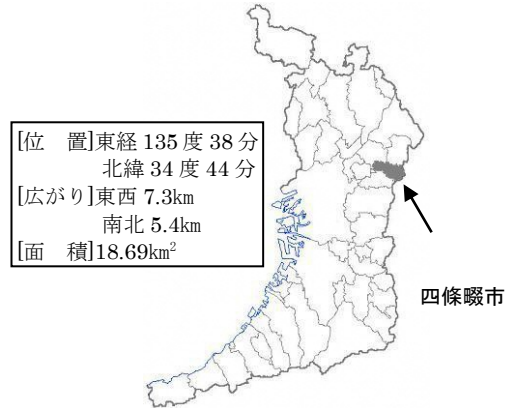


図 1-1 位置図

第2節 気候

気候は、西部市街地は、雨量が少なく温暖な瀬戸内式気候に属し、東部丘陵地は、西部に比べて気温が低く、若干雨量が多い山麗型気候となっています。

近年では、地球温暖化の影響により平均気温において高い数値を示すようになってきています。

また、水害等自然災害の発生も増えてきており、平成 30 年の最大風速 19.3m/s は台風 21 号での数値で過去最大値を記録しました。

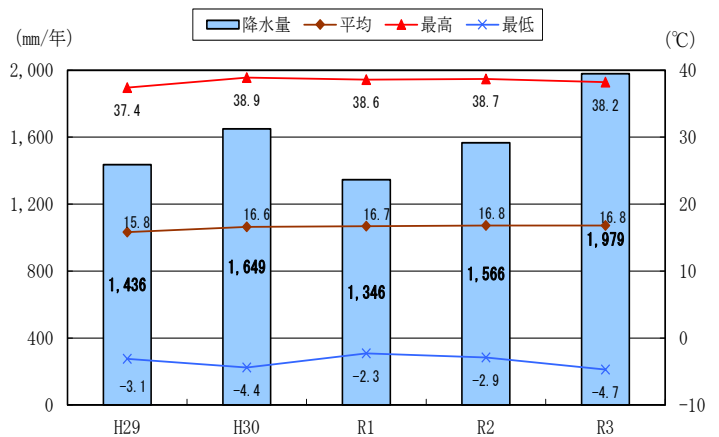


図 1-2 平均気温と降水量

表 1-1 気象概要

	降水量 (mm/年)	気温			風速		
		最高 (°C)	最低 (°C)	平均 (°C)	最大 (m/s)	平均 (m/s)	最大時風向
H29	1,436	37.4	-3.1	15.8	11.4	1.9	北北東
H30	1,649	38.9	-4.4	16.6	19.3	2.1	南南西
R1	1,346	38.6	-2.3	16.7	9.6	2.1	北
R2	1,566	38.7	-2.9	16.8	11.5	2.1	西南西
R3	1,979	38.2	-4.7	16.8	10.1	2.2	南南西

* 最寄りの気象台（枚方：北緯 34 度 48.5 分／経度：東経 135 度 40.3 分）より

第3節 人口・世帯数

本市の人口は、昭和45年市制施行当時約35,800人から大幅な伸びを示し、昭和50年代初めに約52,900人まで増加を続けてきました。その後は、減少傾向を示しながらも、50,000人を若干上回る人口で推移してきました。平成2年にパークヒルズ田原の入居が開始され、以降、平成16年には約57,700人にまで人口は増加に転じていましたが、ここ数年は減少傾向にあります。

世帯数については増加傾向にありますが、平均世帯人員は平成29年の2.32人から、令和3年には2.23人となり、減少傾向がみられることから、高齢化による1人世帯の増加や核家族化等による世帯の細分化が一層進行していることが窺えます。

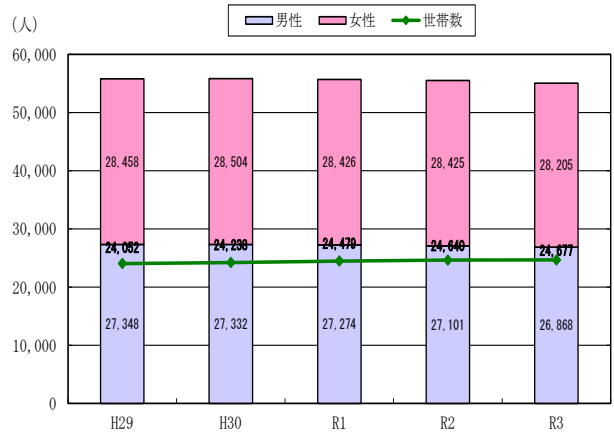


図 1-3 人口(人)、世帯数(世帯)の推移

表 1-2 人口と世帯数

	人口			人口増加率 (前年比) (%)	世帯数 (世帯)	一世帯あたり人口 (人)	人口密度 (人/km ²)
	男性 (人)	女性 (人)	(合計) (人)				
H29	27,348	28,458	55,806	-0.53	24,052	2.32	2,986
H30	27,332	28,504	55,836	0.05	24,238	2.30	2,987
R1	27,274	28,426	55,700	-0.24	24,479	2.28	2,980
R2	27,101	28,425	55,526	-0.31	24,640	2.25	2,971
R3	26,868	28,205	55,073	-0.82	24,677	2.23	2,947

(各年9月末現在)

第4節 都市計画区域

四條畷市の行政区域の全域約1,869haが都市計画区域になっています。市街化区域は約609ha、市街化調整区域は約1,260haとなっており、都市計画法による用途地域別の面積及び比率は表1-4に示すとおりです。最も多いのは第一種中高層住居専用地域(35.8%)で、次に第一種低層住居専用地域(27.8%)となっています。

表 1-3 都市計画区域

	面積 (h a)	比率 (%)
市街化区域	約 609	32.6
市街化調整区域	約 1,260	67.4
(合計)	約 1,869	100.0

図 1-4 都市計画区域別の比率

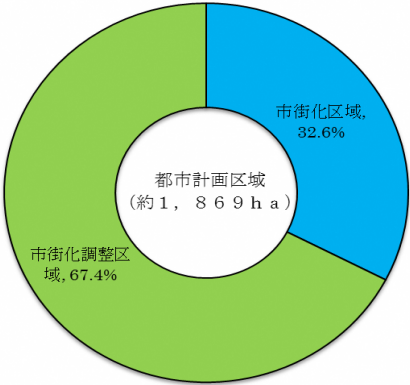
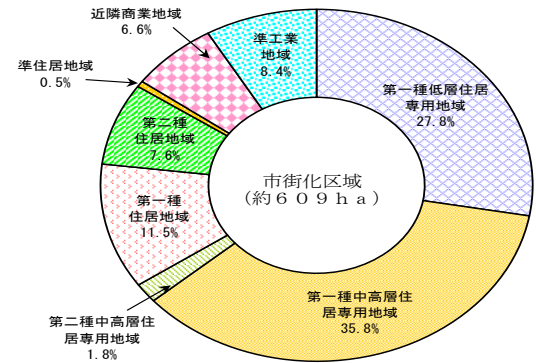


表 1-4 市街化区域

	面積（h a）	比率（％）
第一種低層住居専用地域	約 169	27.8
第一種中高層住居専用地域	約 218	35.8
第二種中高層住居専用地域	約 11	1.8
第一種住居地域	約 70	11.5
第二種住居地域	約 46	7.6
準住居地域	約 3.3	0.5
近隣商業地域	約 40	6.6
準工業地域	約 51	8.4
（合計）	約 609	

図 1-5 用途地域の比率



第5節 産業

平成 28 年の総務省・経済産業省「平成 28 年経済センサス活動調査」公表結果によると、市内の公務を除く事業所数は 1,862 事業所となっており、平成 26 年経済センサス基礎調査と比べると 52 事業所増加しています。また、従業者数は 15,197 人であり、平成 26 年と比べて 603 人増加しています。

業種別にみると、事業所数では、卸売・小売業が 473 事業所（25.4%）で最も多く、次いで、宿泊・飲食サービス業が 244 事業所（13.1%）、不動産業・物品賃貸業が 236 事業所（12.7%）となっています。また、従業者数では、卸売・小売業が 3,773 人（24.8%）で最も多く、次いで医療・福祉が 3,060 人（20.1%）、宿泊・飲食サービス業が 2,155 人（14.2%）となっています。

表 1-5 産業別事業所数と従事者数

産業 （大分類）	H21（7月1日）		H24（2月1日）		H26（7月1日）		H28（6月1日）	
	事業所数	従業者数	事業所数	従業者数	事業所数	従業者数	事業所数	従業者数
総数 1)	2,005	15,233	1,788	13,358	1,810	14,594	1,862	15,197
A農業、林業	5	37	6	53	3	49	3	38
B漁業	-	-	-	-	-	-	-	-
C鉱業、採石業、砂利採取業	-	-	-	-	-	-	-	-
D建設業	195	1,140	175	971	170	895	164	843
E製造業	171	1,916	155	1,713	142	1,546	131	1,559
F電気・ガス・熱供給・水道業	4	35	2	9	5	43	2	8
G情報通信業	14	135	12	88	9	20	9	23
H運輸業、郵便業	41	824	34	954	38	971	31	772
I卸売業、小売業	463	3,030	405	2,751	393	2,719	473	3,773
J金融業、保険業	17	194	16	161	16	169	16	167
K不動産業、物品賃貸業	252	603	233	504	238	492	236	502
L学術研究、専門・技術サービス業	45	164	47	173	43	140	42	155
M宿泊業、飲食サービス業	255	1,660	239	1,488	225	1,354	244	2,155
N生活関連サービス業、娯楽業	191	808	169	691	175	729	182	791
O教育、学習支援業	103	1,221	71	682	87	1,316	78	854
P医療、福祉	141	2,513	127	2,646	161	3,208	160	3,060
Q複合サービス事業	8	73	6	55	8	155	8	156
Rサービス業 （他に分類されないもの）	89	508	91	419	89	385	83	341
S公務 （他に分類されるものを除く）	11	372	-	-	8	403	-	-

1) 平成24, 28年は、S公務を除く数値である。

資料：総務省「平成21, 26年経済センサス基礎調査」、総務省・経済産業省「平成24, 28年経済センサス-活動調査」
※事業所・企業統計調査は、平成18年の調査を最後とし、平成21年から経済センサスに統合されました。

第 2 章

環境行政の概要

第1節 環境行政機構

四條畷市における環境行政機構の組織図及び事務分掌は、下記のとおりです。

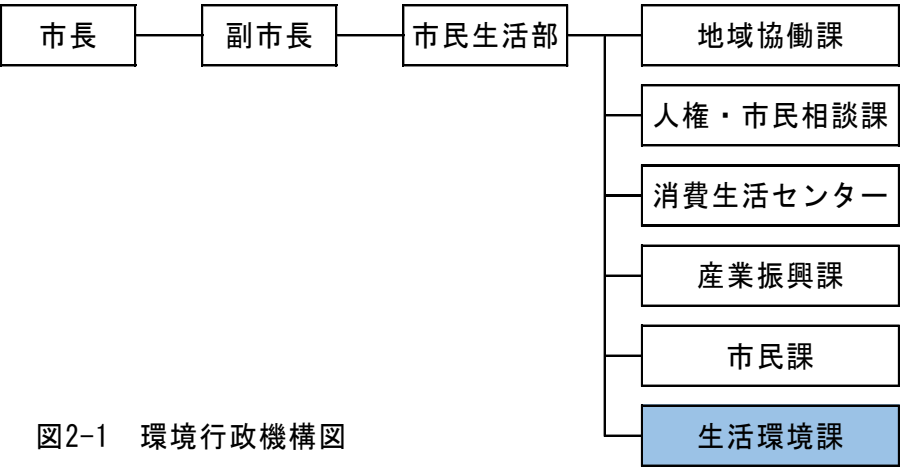


図2-1 環境行政機構図

(令和3年4月1日現在)

表 2-1 生活環境課に係る事務分掌

生活環境課	
(1) ごみ及びし尿の処理に関する事。	(17) 空地等の適正管理の指導に関する事(他課分掌のものを除く。)
(2) ごみ及びし尿の処理施設に関する事。	(18) 環境関係法令に基づく諸届の受付等に関する事。
(3) ごみの減量化及び再資源化の企画、立案及び促進に関する事。	(19) 犬猫等の適正管理の指導に関する事。
(4) 一般廃棄物の処理手数料の賦課及び徴収に関する事。	(20) 犬の登録、狂犬病予防注射済票の交付等に関する事。
(5) ごみ及びし尿の許可業者の監督指導に関する事。	(21) 改葬の許可に関する事。
(6) 浄化槽の設置に関する届出の受理に関する事。	(22) 墓地等の経営の許可等に関する事。
(7) 廃棄物の不法投棄の防止及び処理に関する事。	(23) 飯盛霊園組合との連絡調整に関する事。
(8) 環境センターの管理運営に関する事。	(24) 公害防止対策に関する事。
(9) 四條畷市交野市清掃施設組合との連絡調整に関する事。	(25) 専用水道及び簡易専用水道の設置の許可等に関する事。
(10) 北河内4市リサイクル施設組合との連絡調整に関する事。	(26) 防疫に関する事。
(11) 環境の保全に係る企画、立案及び啓発に関する事(他課分掌のものを除く。)	(27) 死獣処理に関する事。
(12) 環境審議会に関する事。	(28) そ族及び衛生害虫の駆除に関する事。
(13) 環境保全団体の育成に関する事。	(29) 鳥獣の捕獲に関する事。
(14) 不法屋外広告物の対策に関する事。	(30) エネルギー政策に関する事。
(15) ラブホテル及びぱちんこ店の建築の規制に関する事。	(31) 路上喫煙の防止に関する事。
(16) 旅館等建築審査会に関する事。	

令和3年4月1日 現在

第2節 環境基本計画の策定及び生活環境の保全等に関する条例の制定

今日の環境問題は、かつての高度経済成長期における産業公害から、自動車排ガスによる大気汚染や、生活排水による水質汚濁、廃棄物の増加などの都市・生活型公害の拡大、さらには地球温暖化やオゾン層の破壊など地球環境にまで影響を及ぼすようなレベルへと変化しており、複雑かつ広範囲に及んでいます。こうした問題は、大量生産、大量消費、大量廃棄といった社会経済システムによってもたらされたものであり、通常の市民の日常生活や事業活動に起因していることから、不特定多数の者が原因者であると同時に被害者であるという側面をもっています。

このため、市民一人ひとりが自らのライフスタイルを見直し、環境への負荷の少ない社会の実現に向け環境に配慮した取組みを進めることにより、問題の解決を図っていくことが大切となっています。

本市においては、平成18年6月に市の望ましい環境像、基本理念をすべての市民が共有し、環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会の実現を目指して取り組む意思を明確に位置付けた、いわゆる理念条例である「四條畷市環境基本条例」を制定し、本条例に基づき具体的な行動指針として「四條畷市環境基本計画」を平成19年6月に策定し、市民、市民団体、事業者そして市がそれぞれの役割分担のもとに、協働して施策を推進してきました。第1次計画の中間年となる平成24年度には後期計画として改訂し、各種施策の充実に努めてきました。この第1次計画が平成28年度末をもって期間を終了したことから、この間の社会経済状況の変化や科学技術の進展などを踏まえ、新たに「四條畷市環境基本計画【第2次計画】」を平成29年3月に策定しました。

また、「四條畷市環境基本条例」の基本理念に基づき、市民の良好な環境の確保に関し必要な事項を定め、もって健康で文化的な生活の実現に寄与することを目的として、四條畷市生活環境条例及び四條畷市公害防止に関する条例に規定するものを基本として整理を行い、時代のニーズに基づいた規制について新たに追記し「四條畷市生活環境の保全等に関する条例」と、四條畷市ラブホテル等建築規制に関する条例などの環境関連条例の整理統合を図り、「四條畷市ラブホテル及びぱちんこ店の建築の規制に関する条例」を平成20年3月に新規制定し、平成20年7月1日に施行されました。

第3節 環境保全のための組織

1. 環境審議会

四條畷市環境審議会は、四條畷市環境基本条例第24条の規定に基づき、良好な環境の保全及び創造に関する基本的事項について調査審議するために市長の附属機関として設置されました。

今日の環境問題への対応には、多方面にわたる専門的知識が求められ、また、広い視点をもって多角的な面からの判断が必要とされることから、市議会議員、学識経験者、関係機関の職員の他に、公募市民、環境関連団体の代表者による委員で構成されています。

令和3年度における審議会の開催状況については、表2-2のとおりです。

表2-2 令和3年度環境審議会の開催状況

	開催日	内容等	場所
第1回	令和3年9月29日	・四條畷市災害廃棄物処理基本計画（案）について（諮問） ・専門部会の設置及び同部会委員の選任について ・なわての環境（令和3年版）（案）について ・その他	四條畷市役所 本館3階 委員会室
第2回	令和4年2月18日	・四條畷市環境審議会専門部会からの「四條畷市災害廃棄物処理基本計画（案）」に係る検討 ・四條畷市災害廃棄物処理基本計画（案）について（答申） ・なわての環境（令和3年版）（案）について ・その他	四條畷水道センター 2階 大会議室

2. 環境行政推進本部

本市の環境施策を総合的かつ計画的に推進するためには、環境部局と庁内各課が調整、連携を図ることが不可欠であることから、平成17年6月に、庁内における検討組織として環境行政推進本部を設置しました。環境行政推進本部は市長を本部長とした部長級以上の職員で構成されており、その下部組織として、本部長の指名した職員によって構成されるプロジェクトチームが設置されています。

環境行政推進本部では、本市における環境に係る計画の策定及び変更に関すること、環境マネジメントシステムに関すること、その他環境施策の推進に関することについて調査審議を行っています。

第 3 章

四條畷市の環境の概況

第1節 大気環境

1. 大気汚染に係る環境基準

大気汚染に係る環境基準とは、環境基本法に基づく基準で、「人の健康を保護し、生活環境を保全する上で維持されることが望ましい」大気汚染に関わる基準として定められたものです。

現在、主要な大気汚染物質である二酸化硫黄、一酸化炭素、浮遊粒子状物質、二酸化窒素、光化学オキシダント、ベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、ダイオキシン類、微小粒子状物質について、表3-1のとおり環境基準が設定されています。これらの物質は、いずれも呼吸器を通じて人体内に取り込まれた場合に起こりうる影響を考慮して、人の健康を維持するための基準として定められています。

なお、ダイオキシン類に関しては、「ダイオキシン類対策特別措置法」に基づいて、環境基準による大気汚染の評価方法が設定されています。(P25 表3-19 参照)

表3-1 大気汚染に係る環境基準

物 質	環 境 基 準
二酸化硫黄	1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ1時間値が0.1ppm以下であること。
一酸化炭素	1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること。
浮遊粒子状物質	1時間値の1日平均値が0.10mg/m ³ 以下であり、かつ1時間値が0.20mg/m ³ 以下であること。
二酸化窒素	1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内またはそれ以下であること。
光化学オキシダント	1時間値が0.06ppm以下であること。
ベンゼン	1年平均値が0.003mg/m ³ 以下であること。
トリクロロエチレン	1年平均値が0.13mg/m ³ 以下であること。
テトラクロロエチレン	1年平均値が0.2mg/m ³ 以下であること。
ジクロロメタン	1年平均値が0.15mg/m ³ 以下であること。
ダイオキシン類	1年平均値が0.6pg-TEQ/m ³ 以下であること。
微小粒子状物質	1年平均値が15μg/m ³ 以下であり、かつ1日平均値が35μg/m ³ 以下であること。

2. 大気汚染の現状

本市の大気環境の現状については、一般環境測定局による一般環境の常時監視は行われていませんが、大気汚染常時観測局としては自動車排出ガス測定局（国設四條畷局）が設置されており、国道170号沿道の大気環境について、二酸化硫黄、一酸化炭素、浮遊粒子状物質、二酸化窒素、非メタン炭化水素などの汚染物質の常時監視が行われています。

大気汚染の現状を経年変化でみると、概ね各項目とも横ばい傾向にあります。

表3-2 常時監視測定局の概要

測定局名	国設四條畷
局 種 別	自動車排出ガス測定局
所 管	大阪府
所 在 地	四條畷市江瀬美町12-11
対象道路	国道170号
測定項目	二酸化硫黄
	二酸化窒素
	一酸化窒素
	窒素酸化物
	浮遊粒子状物質
	一酸化炭素
	メタン
	全炭化水素
	非メタン炭化水素

①硫黄酸化物

硫黄酸化物とは、硫黄の酸化物の総称で、石油や石炭中の硫黄分が燃焼したり、黄鉄鉱や黄銅鉱のような硫化物鉱物が焙焼されたりするときに排出されます。硫黄酸化物の中でも二酸化硫黄などは、大気中の水分と結合して強い酸性を示す硫酸ミストを発生し酸性雨の原因にもなっているため、環境基準（P10 表 3-1 参照）が設けられています。

二酸化硫黄については、令和 3 年度も環境基準を達成しており、近年の年平均値は 0.002ppm 以下という低い水準で推移しています。（資料編 P80 表 2 参照）

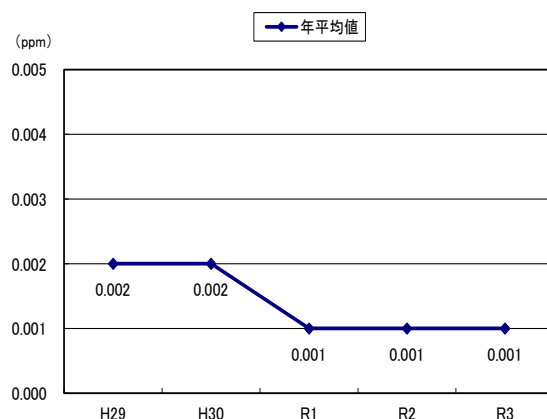


図 3-1 二酸化硫黄濃度の推移

②窒素酸化物

窒素酸化物とは、窒素の酸化物の総称であり、石油・石炭や木材に含まれる窒素が燃焼時に大気中の酸素と結合したり、燃焼時の高温下で大気中の窒素と酸素が反応したりすることで発生します。

大気汚染物質としての窒素酸化物は一酸化窒素、二酸化窒素が主となります。工場の煙や自動車排出ガスなどに含まれる窒素酸化物の大部分は一酸化窒素ですが、それらは大気中で紫外線などにより酸素やオゾンなどと反応して二酸化窒素に酸化します。

健康影響を考慮した大気環境基準は、二酸化窒素について定められていますが、排出基準は窒素酸化物として基準値が決められています。窒素酸化物は、光化学オキシダントの原因物質であり、硫黄酸化物と同様に酸性雨の原因にもなっています。

二酸化窒素については、令和 3 年度は環境基準（P10 表 3-1 参照）を達成しており、近年においては、0.030ppm～0.039ppm の範囲で推移しています。（資料編 P80 表 3 参照）

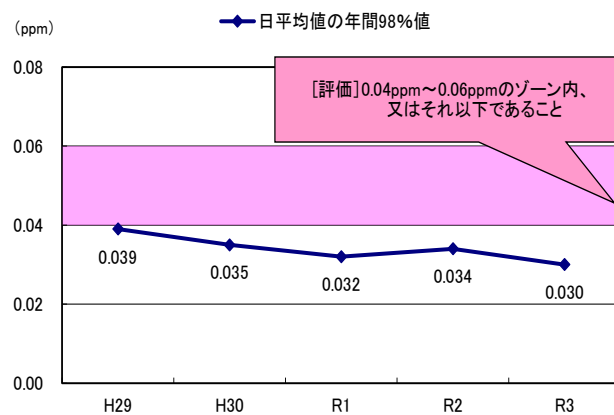


図 3-2 二酸化窒素濃度の推移

③浮遊粒子状物質

浮遊粒子状物質とは、大気中に浮遊している粒径 $10\mu\text{m}$ 以下の粒子状物質のことで、代表的な大気汚染物質です。

発生源としては、工場のばい煙、自動車排出ガスのほか、火山、森林火災などがあります。粒径により呼吸器系の各部位へ沈着し人の健康に影響を及ぼすため、環境基準が定められています。

平成 23 年度以降は、年平均値についてほぼ横ばいから減少傾向で推移しており、令和 3 年度も昨年度に引き続き環境基準（P10 表 3-1 参照）を達成しています。（資料編 P81 表 5 参照）

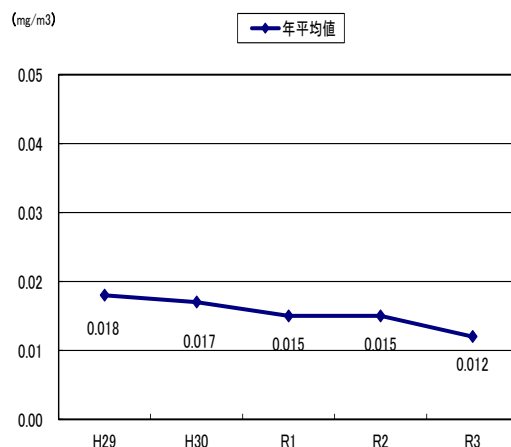


図 3-3 浮遊粒子状物質濃度の推移

④一酸化炭素

一酸化炭素は、無味、無臭、無色、無刺激な気体で、炭素を含む物質の不完全燃焼により生成されます。主要な発生源は自動車排出ガスで、喫煙によっても体内に吸収されます。ヘモグロビンとの親和力が酸素の 240 倍も強く、肺に吸入されると血中のヘモグロビンと結合して血液の酸素輸送能力を減少させ、体内組織細胞の酸素欠乏を招くことから、環境基準（P10 表 3-1 参照）が定められています。

令和 3 年度も環境基準を達成しており、近年においては、年平均値は 0.3ppm～0.4ppm の範囲内で推移しています。（資料編 P81 表 6 参照）

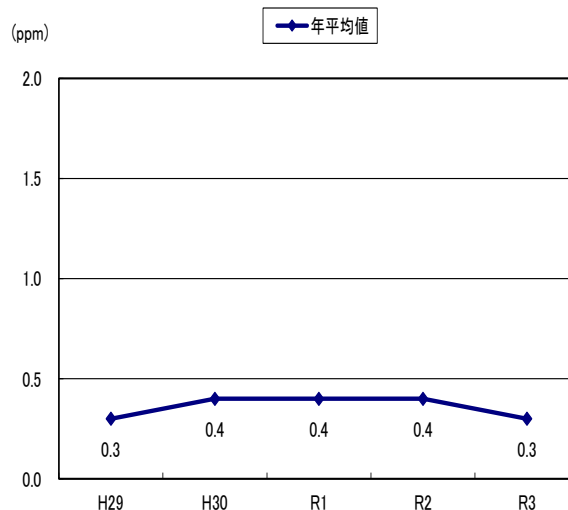


図 3-4 一酸化炭素濃度の推移

⑤非メタン炭化水素

非メタン炭化水素とは、メタン以外の炭化水素（脂肪族飽和炭化水素、不飽和炭化水素、芳香族炭化水素）の総称です。環境基準は定められていませんが、光化学オキシダントの発生と関係があるため、対策が必要と考えられています。現在、大気汚染防止法によって、自動車や塗装・印刷工場などへの対策が講じられています。

昭和 51 年 8 月中央公害対策審議会から「光化学オキシダントの生成防止のための大気中の炭化水素濃度の指針について」が答申されました。

炭化水素の測定については非メタン炭化水素を測定することとし、光化学オキシダントの環境基準である 1 時間値の 0.06ppm に対応する非メタン炭化水素の濃度は、午前 6～9 時の 3 時間平均値が 0.2～0.31ppmC（成分ごとに炭素原子数をかけて合算した ppm 値に相当）の範囲にあるとされています。令和 3 年度も指針値の基準を達成しており、近年においては、年平均値は 0.14～0.18ppmC の範囲内で推移しています。（資料編 P82 表 7 参照）

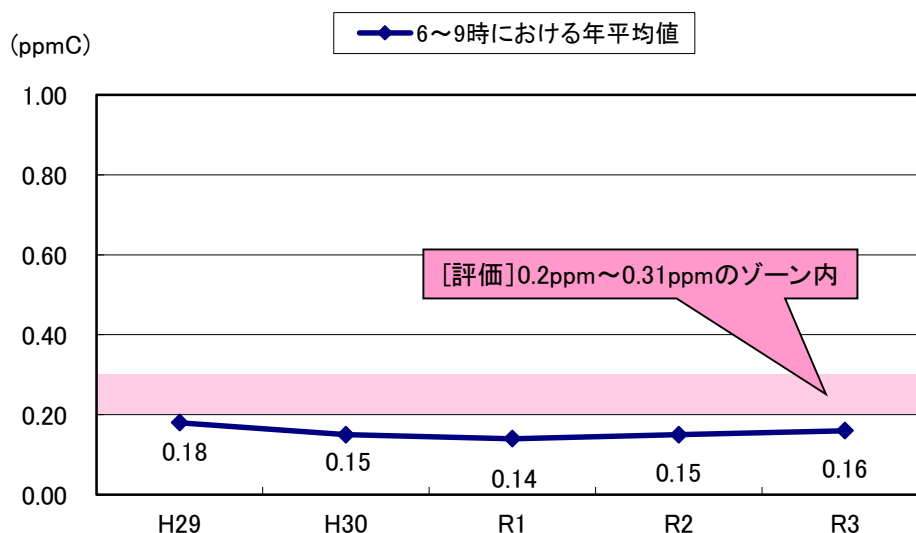


図 3-5 非メタン炭化水素濃度の推移

3. 大気汚染防止対策

大気汚染防止法は、事業活動によって発生するばい煙の排出等の規制や、有害汚染物質対策の推進、また自動車排出ガス排出許容限度を定めることなどにより、国民の健康を保護するとともに生活環境の保全を図ることを目的としています。

同法は、ボイラー等のばい煙発生施設、破砕機等の一般粉じん発生施設及び石綿を排出する特定粉じん発生施設を規制の対象としています。ばい煙発生施設では施設ごとの排出基準や硫黄酸化物及び窒素酸化物についての総量規制基準が定められています。一般粉じん発生施設については構造、使用、管理に関する基準が設けられ、特定粉じん施設を設置する工場等では、敷地境界線における石綿濃度の許容限度が定められています。

また、併せて「大阪府生活環境の保全等に関する条例」（平成 6 年 3 月）により、ばい煙及び粉じんを排出する施設に対し排出基準や管理基準等が定められています。

本市においては、これらの法、条例に基づいて提出された施設設置等の届出書の受付（経由）事務を行っており、令和 3 年度における受付（経由）状況については表 3-3 のとおりです。

表 3-3 大気関係特定施設（届出）施設の経由件数（令和 3 年度）

種類 法・条例	大気汚染防止法	大阪府生活環境 の保全等に関する 条例	ダイオキシン法	合計
設置	0	0	0	0
使用	0	0	0	0
構造等の変更	0	0	0	0
数等の変更	0	0	0	0
氏名等変更	0	0	0	0
使用全廃	0	0	0	0
使用廃止	0	1	0	1
承継	0	0	0	0
合計	0	1	0	1
令和2年度	1	0	0	1
増減	△ 1	1	0	0

4. 光化学スモッグ

光化学スモッグは、工場や自動車から排出された窒素酸化物や炭化水素が太陽光線中の紫外線により光化学反応をおこし、その結果生じる光化学オキシダントが原因で発生するといわれており、特に日差しが強く、気温が高く、風の弱い日中に発生しやすくなっています。

光化学スモッグの予報、注意報等は大阪府域を7つの地域に分けて発令しますが、四條畷市は3の地域（東大阪地域）に属しており、当該地域の令和3年度での発令回数は、予報が1回、注意報が0回でした。

光化学スモッグの発生を未然に防止するためには、原因物質と考えられている窒素酸化物や炭化水素等の排出量の削減を図ることが必要であり、大気汚染防止法に基づく総量規制基準や大阪府条例に基づく規制基準の遵守の徹底を図るといった排出量の削減、また自動車排出ガスの削減が必要となってきます。

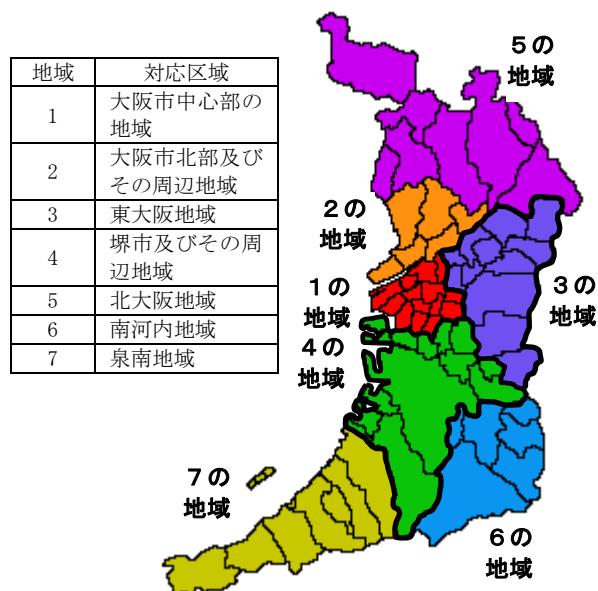


図 3-6 光化学スモッグ発令地域区分

表 3-4 光化学スモッグ予報等の発令状況

	東大阪地域			大阪府全域		
	予報	注意報	被害の訴え	予報	注意報	被害の訴え
H29	2	1	0	2	1	0
H30	5	4	0	9	5	0
R1	3	1	0	5	5	0
R2	3	3	0	5	4	0
R3	1	0	0	3	1	0

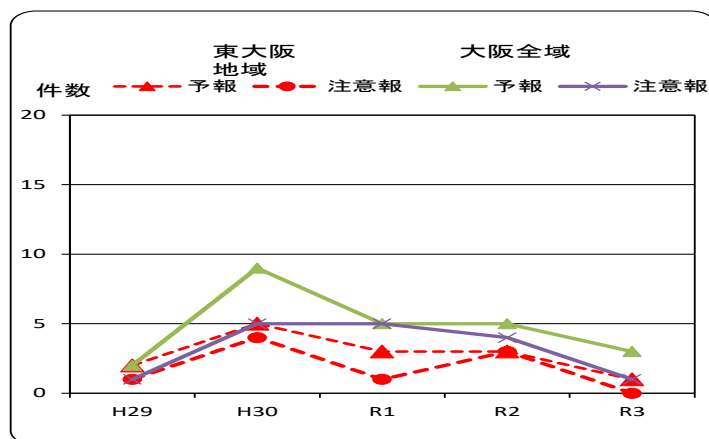


図 3-7 光化学スモッグ予報等の発令件数推移

表 3-5 光化学スモッグ予報等発令基準

	発令基準	解除等の基準
予 報	当該地域の測定地点のうち、1 点以上のオキシダント濃度が 0.08ppm 以上である大気汚染状態になった場合で、かつ、気象条件からみて注意報の発令にいたると認めるとき。	大気汚染状態が回復したとき、又は、気象条件からみて当該大気汚染状態が回復すると認めるとき。
注 意 報	当該地域の測定地点のうち、1 点以上のオキシダント濃度が 0.12ppm 以上である大気汚染状態になった場合で、かつ、気象条件からみて当該大気汚染状態が継続すると認めるとき。	大気汚染状態が回復したとき、又は、気象条件からみて当該大気汚染状態が回復すると認めるとき。 なお、この解除は予報の解除を含むものとする。
警 報	当該地域の測定地点のうち、1 点以上のオキシダント濃度が 0.24ppm 以上である大気汚染状態になった場合で、かつ、気象条件からみて当該大気汚染状態が継続すると認めるとき。	大気汚染状態が回復したとき、又は、気象条件からみて当該大気汚染状態が回復すると認めるとき。
重大緊急警 報	当該地域の測定地点のうち、1 点以上のオキシダント濃度が 0.40ppm 以上である大気汚染状態になった場合で、かつ、気象条件からみて当該大気汚染状態が継続すると認めるとき。	大気汚染状態が回復したとき、又は、気象条件からみて当該大気汚染状態が回復すると認めるとき。

5. 石綿（アスベスト）対策

石綿（アスベスト）が原因と見られる健康被害が全国的に問題となっています。石綿（アスベスト）とは、天然に産する繊維状けい酸塩鉱物で「せきめん」「いしわた」と呼ばれています。以前はビル等の建築工事において、保温断熱の目的で石綿を吹き付ける作業が行われていましたが、昭和 50 年に原則禁止になりました。その後も、スレート材、車のブレーキパッド、防音材、断熱材、保温材などで使用されましたが、現在では、原則として製造等が禁止されています。

石綿の繊維は極めて細く、飛散すると人が吸入してしまうおそれがあります。この繊維は肺繊維症（じん肺）、悪性中皮腫の原因になるといわれ、肺がんを起こす可能性があることが知られています。

本市においては、平成 17 年度から公共施設、学校などの市有施設の露出している吹付けアスベストの使用状況の調査を進め、基準がクリアされていることを確認しています。また、基準はクリアしているものの、吹付けアスベスト等の損傷・劣化等による石綿（アスベスト）等の粉じんの飛散等ではなく露の恐れのある場所については、除去や囲い込み等の適正処置をすでに行っています。

今後も継続して公共施設のアスベストの飛散状況等の監視を行っていきます。

6. 微小粒子状物質（PM2.5）対策

微小粒子状物質（PM2.5）とは大気中に浮遊している $2.5\mu\text{m}$ （ $1\mu\text{m}$ は 1mm の $1/1000$ ）以下の小さな粒子のことで、従来から環境基準を定めて対策を進めてきた浮遊粒子状物質（SPM： $10\mu\text{m}$ 以下の粒子）よりも小さな粒子です。PM2.5 は非常に小さいため（髪の毛の太さの $1/30$ 程度）、肺の奥深くまで入りやすく、呼吸器系への影響に加え、循環器系への影響が心配されています。

大阪府では、PM2.5 が高濃度（1 日平均値 $70\mu\text{g}/\text{m}^3$ 超）になると予測されると、速やかに防災情報メール等でお知らせするサービスを行っており、防災情報メールの登録を呼びかけています。行動の目安は次のとおりです。

- ・屋外での長時間の激しい運動や外出をできるだけ減らす。
- ・屋内でも換気や窓の開閉を必要最小限にする。
- ・呼吸器系や循環器系疾患のある方、小児、高齢者は体調に応じて、より慎重に行動する。

大阪府では、各測定局のデータを「大気汚染常時監視のページ」で確認できるように、インターネットで詳細な情報発信を行っています。また、このページは市のホームページからもリンクしており、見ることができます。

大気汚染常時監視のページ

<http://taiki.kankyo.pref.osaka.jp/taikikanshi/>

第2節 水環境

1. 水質汚濁に係る環境基準

水質汚濁に係る環境基準では、カドミウム、全シアン等の人の健康の保護に関する環境基準（健康項目）と、水素イオン濃度、生物化学的酸素要求量等の生活環境の保全に関する環境基準（生活環境項目）が定められています。

健康項目では、27項目にわたり基準値及び測定方法が決められています。生活環境項目では、利用目的に応じて設けられたいくつかの水域類型ごとに基準値を定めるにとどめ、都道府県知事が具体的な個々の水域の類型を決定する仕組みをとっています。

表 3-6 人の健康の保護に関する環境基準（健康項目）

項 目	環境基準
カドミウム	0.003mg/L 以下
全シアン	検出されないこと（定量限界値未満）
鉛	0.01mg/L 以下
六価クロム	0.05mg/L 以下
砒素	0.01mg/L 以下
総水銀	0.0005mg/L 以下
アルキル水銀	検出されないこと（定量限界値未満）
P C B	検出されないこと（定量限界値未満）
ジクロロメタン	0.02mg/L 以下
四塩化炭素	0.002mg/L 以下
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L 以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L 以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L 以下
1,1,1-トリクロロエタン	1mg/L 以下
1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L 以下
トリクロロエチレン	0.01mg/L 以下
テトラクロロエチレン	0.01mg/L 以下
1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/L 以下
チウラム	0.006mg/L 以下
シマジン	0.003mg/L 以下
チオベンカルブ	0.02mg/L 以下
ベンゼン	0.01mg/L 以下
セレン	0.01mg/L 以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/L 以下
ふっ素	0.8mg/L 以下
ほう素	1mg/L 以下
1,4-ジオキサン	0.05 mg/L 以下

注）基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については最高値とする。

表 3-7 生活環境の保全に関する環境基準（生活環境項目）

		類型・利用目的の適応性					
		AA	A	B	C	D	E
		水道1級 自然環境保全及びA以下の欄に掲げるもの	水道2級 水産1級 水浴及びB以下の欄に掲げるもの	水道3級 水産2級 及びC以下の欄に掲げるもの	水産3級 工業用水1級 及びD以下の欄に掲げるもの	工業用水2級 農業用水及びEの欄に掲げるもの	工業用水3級 環境保全
基準値	水素イオン濃度 (pH)	6.5以上 8.5以下	6.5以上 8.5以下	6.5以上 8.5以下	6.5以上 8.5以下	6.0以上 8.5以下	6.0以上 8.5以下
	生物化学的酸素要求量 (BOD)	1mg/L以下	2mg/L以下	3mg/L以下	5mg/L以下	8mg/L以下	10mg/L以下
	浮遊物質 (SS)	25mg/L以下	25mg/L以下	25mg/L以下	50mg/L以下	100mg/L以下	ごみ等の浮遊が認められないこと
	溶存酸素量 (DO)	7.5mg/L以上	7.5mg/L以上	5mg/L以上	5mg/L以上	2mg/L以上	2mg/L以上
	大腸菌群数	50MPN/ 100mL以下	1,000MPN/ 100mL以下	5,000MPN/ 100mL以下	—	—	—

注) 1 基準値は、日間平均値とする。

2 農業用利水点は、水素イオン濃度6.0以上7.5以下、溶存酸素量5mg/L以上とする。

3 利用目的の適応性とは、以下の内容をいう。

・自然環境保全：自然探勝等の環境保全

・水道1級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの

・水道2級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの

・水道3級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの

・水産1級：ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産生物用

・水産2級：サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産3級の水産生物用

・水産3級：コイ、フナ等、β-中腐水性水域の水産生物用

・工業用水1級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの

・工業用水2級：薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの

・工業用水3級：特殊の浄水操作を行うもの

・環境保全：国民の日常生活(沿岸の遊歩等を含む。)において不快感を生じない限度

2. 水環境の現状

四條畷市内を流れる主要河川には、寝屋川水系の讃良川、岡部川、清滝川、江蟬川、権現川、新川と、天野川水系の天野川、戎川の8河川があります。また、この他にも身近に多くの水路があります。

四條畷市では毎年、主要8河川の15地点において河川環境水質測定調査を実施しています。それぞれの水域別に環境基準の類型が定められており、寝屋川水系と天野川水系の河川は、共に類型B（水道3級・水産2級及びC以下の欄に掲げるもの）となっています。

なお、令和3年度における調査の概要については表3-8のとおりです。

表 3-8 河川環境水質測定調査の概要

測定地点	基準点	7箇所
	準基準点	8箇所
測定日	第1期	令和3年6月8日
	第2期	令和3年8月11日
	第3期	令和3年11月10日
	第4期	令和4年2月9日
測定項目	健康項目	カドミウム (Cd)
		全シアン (CN)
		鉛 (Pb)
		六価クロム (Cr)
		砒素 (As)
		総水銀 (T-Hg)
	生活環境項目	水素イオン濃度 (pH)
		生物化学的酸素要求量 (BOD)
		浮遊物質 (SS)
		溶存酸素量 (DO)
		大腸菌群数
	その他	化学的酸素要求量 (COD)
		総窒素 (T-N)

注) 一部の地点においては、揮発性有機塩素系化合物等の有害物質についての測定も実施

河川名	調査地点	水系	類型
① 讃良川	四條畷水道センター岡山配水地上流100m	寝屋川	B
② 讃良川	新橋		
③ 讃良川	讃良橋		
④ 岡部川	清水川との合流地点		
⑤ 岡部川	見町橋		
⑥ 清滝川	清滝橋		
⑦ 清滝川	寝屋川市・四條畷市境界		
⑧ 江蟬川	江蟬川支流との合流地点		
⑨ 江蟬川	寝屋川市・四條畷市境界		
⑩ 権現川	四條畷水道センター権現取水場		
⑪ 権現川	楠公橋	天野川	
⑫ 新 川	新橋		
⑬ 天野川	野本橋		
⑭ 天野川	羽衣橋		
⑮ 戎 川	角堂橋	—	—
⑯ 寒谷池	取水口		
⑰ 堂尾池	取水口		

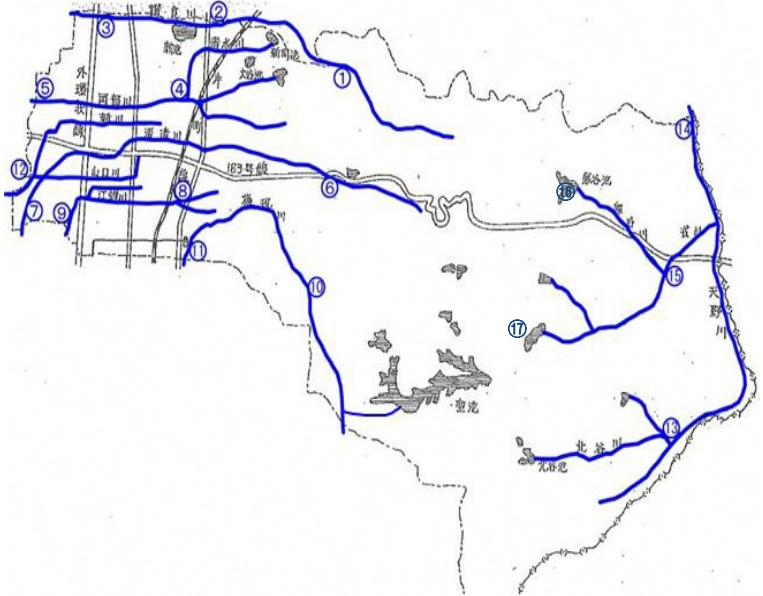


図 3-8 調査地点図

令和3年度の調査結果では、表3-9のとおり水素イオン濃度 (pH) については寝屋川水系の7地点、大腸菌群数については寝屋川水系の4地点、天野川水系の2地点で環境基準を達成していませんでした。
(資料編 P83～P86 表9 参照)

表 3-9 令和3年度における環境基準達成状況

項目	総地点数	環境基準達成地点			達成率
		寝屋川	天野川	合計	
pH	15	5	3	8	53%
BOD	15	12	3	15	100%
SS	15	12	3	15	100%
DO	15	12	3	15	100%
大腸菌群数	15	8	1	9	60%

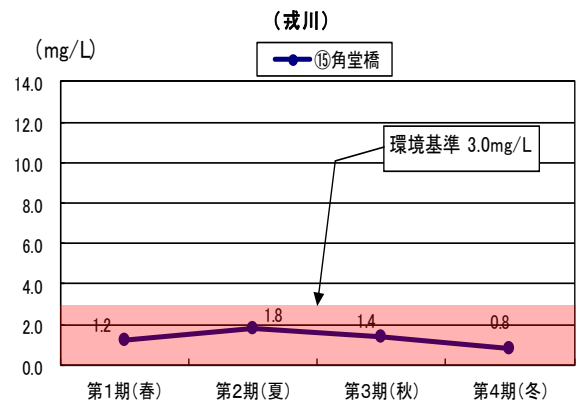
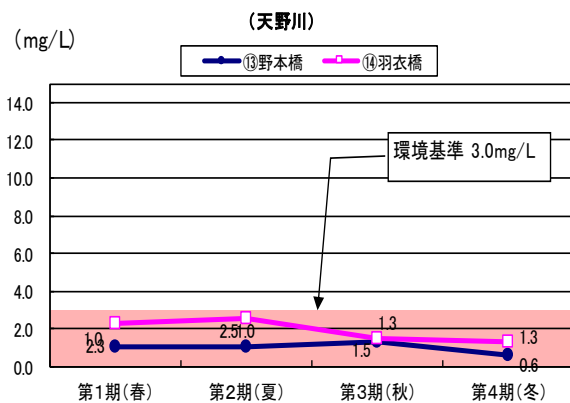
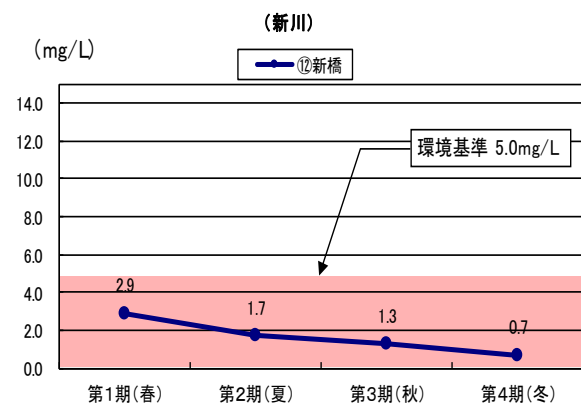
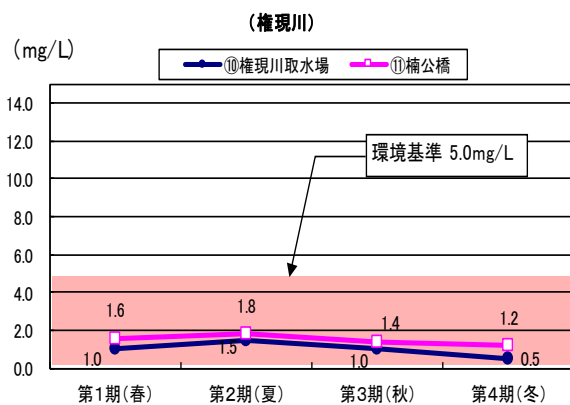
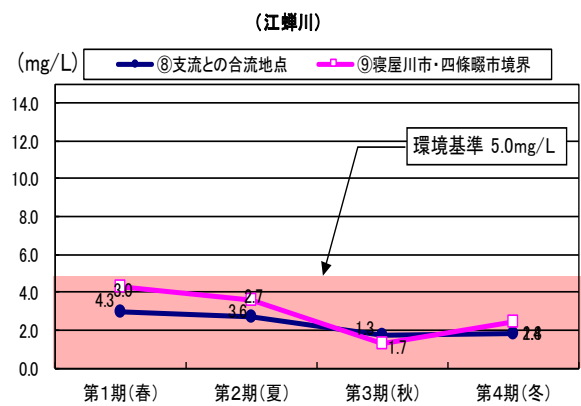
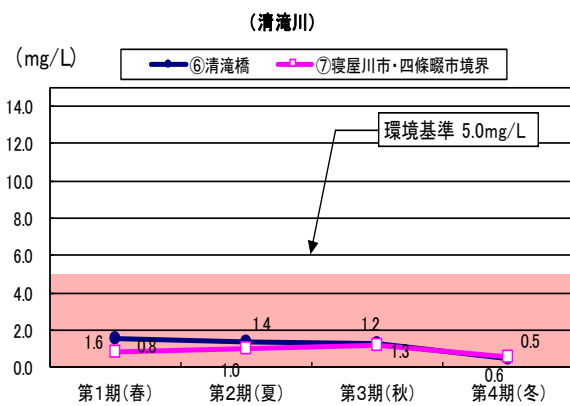
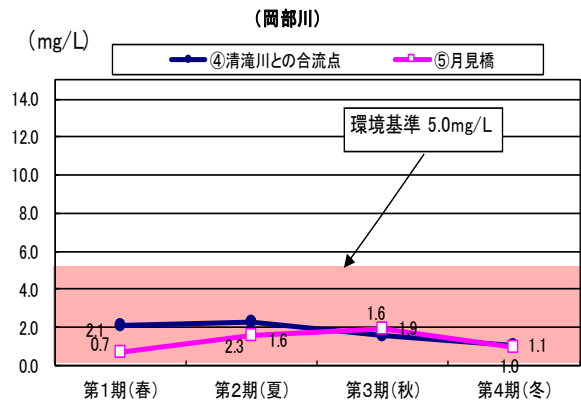
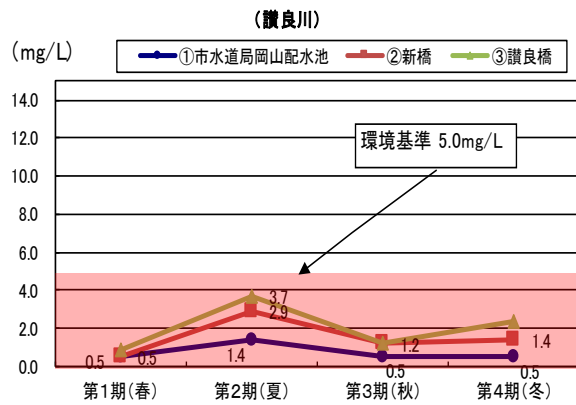


図 3-9 令和 3 年度 BOD の季節変動

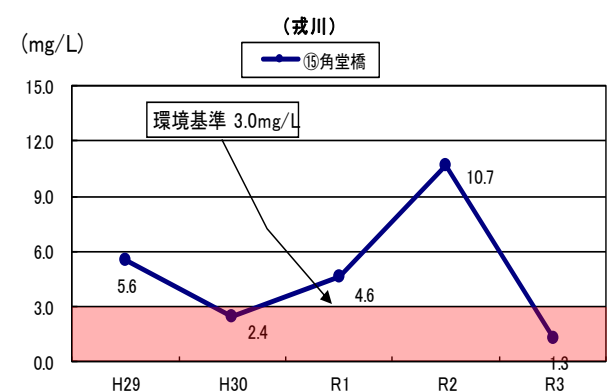
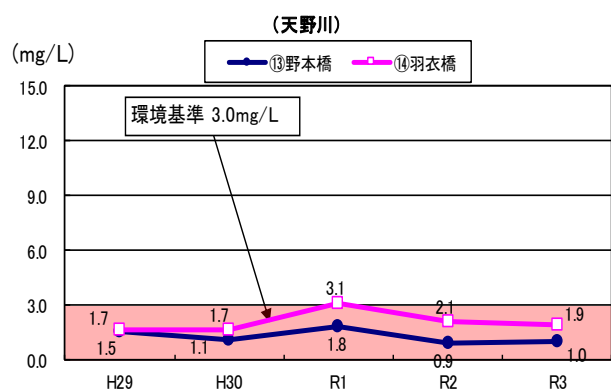
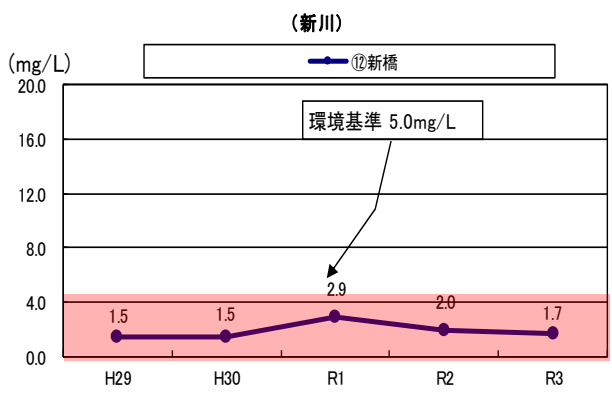
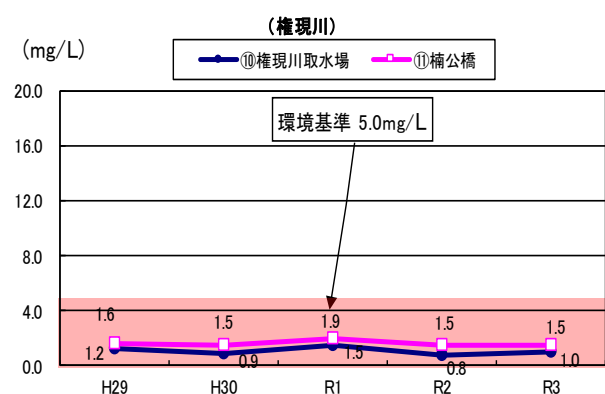
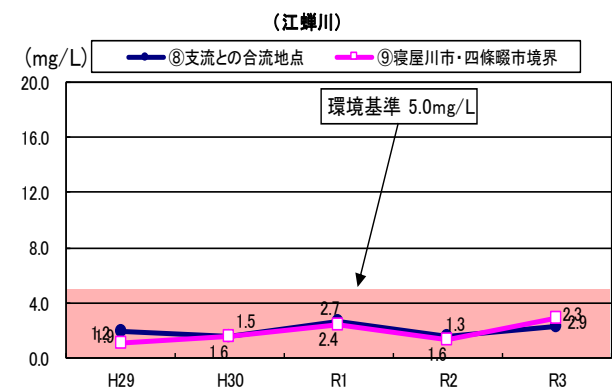
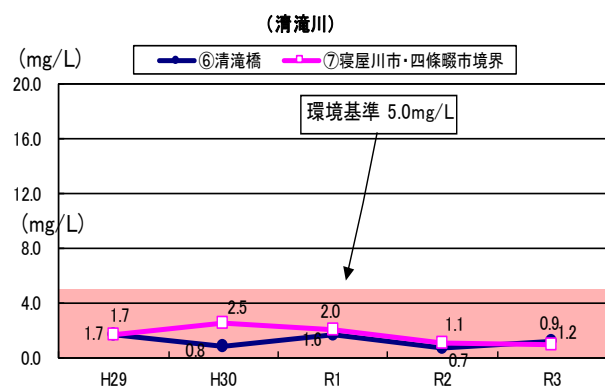
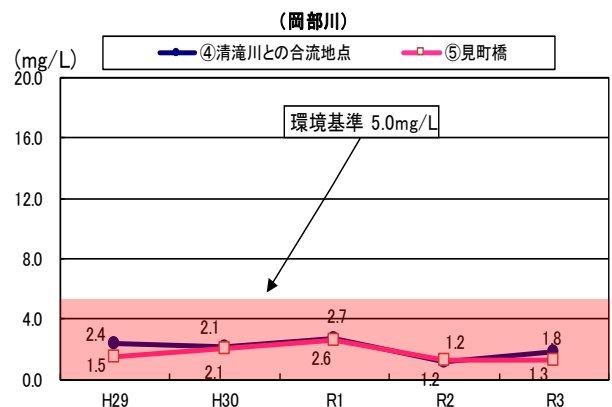
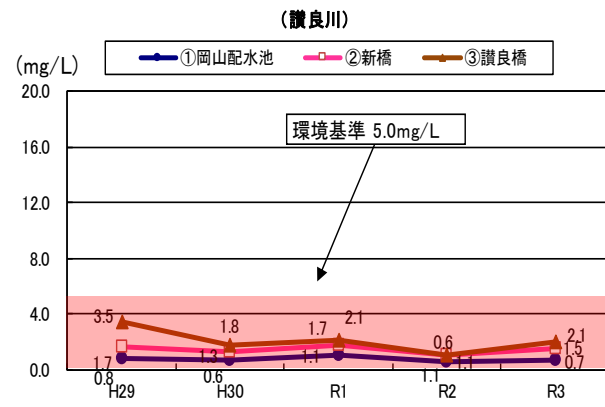


図 3-10 BOD の経年推移

3. 水質汚濁対策

(1) 生活排水対策

現在、水質汚濁の主な原因は家庭から排出される生活排水によるものであり、汚濁負荷全体に占める割合は約 8 割にのぼるといわれています。これは、家庭からの生活排水が、下水道や合併浄化槽により処理される場合以外は、そのまま河川や水路に放流されるためです。

四條畷市では、近年における公共下水道の普及により、河川や水路の水質は大幅に改善されてきました。しかし、生活排水が未処理で河川や水路に放流されている状態も多くあり、公共下水道区域外の合併浄化槽への切り替え、公共下水道区域内の公共下水道への未接続の家庭の解消が課題となっています。

このようなことを踏まえ、四條畷市では、生活排水の適正処理のための施策を計画的に進めていくために、平成 20 年 6 月に「四條畷市生活排水処理基本計画」を策定し、将来人口の見通しなどを現状に即したものとするため、平成 26 年 3 月と平成 30 年 3 月に見直しを行いました。

表 3-10 下水道普及率の推移

		H29	H30	R1	R2	R3
全体計画面積（A）	h a	674	674	674	674	674
処理区域面積（B）	h a	642	642	642	642	642
面積普及率（B/A）	%	95.3%	95.3%	95.3%	95.3%	95.3%
行政区域内人口（C）	人	55,764	55,705	55,637	55,352	54,804
処理区域内人口（D）	人	55,598	55,540	55,477	55,252	54,642
水洗化人口（E）	人	54,954	54,883	54,945	54,760	54,094
人口普及率（D/C）	%	99.7%	99.7%	99.7%	99.8%	99.7%
人口普及率（E/D）	%	98.8%	98.8%	99.0%	99.1%	99.0%

(2) 法律・条例による工業排水の規制

公共用水域の水質汚濁防止については、水質汚濁防止法、瀬戸内海環境保全特別措置法及び大阪府生活環境の保全等に関する条例に基づき、特定施設又は届出施設を設置する工場・事業場から公共用水域に排出される排水について規制を行っています。また、大阪府では水質汚濁防止法よりも厳しい上乗せの排出基準を条例で定め、工場・事業場の規制を行っています。また、1 日当たりの平均排水量が 50m³ 以上の工場・事業場については、濃度規制に加え、化学的酸素要求量（COD）、窒素含有量及びりん含有量について総量規制を実施しています。

本市においては、これらの法、条例に基づいて提出された施設設置等の届出書の受付（経由）事務を行っており、令和 3 年度における受付（経由）状況については表 3-11 のとおりです。

表 3-11 水質関係特定施設（届出）施設の経由件数（令和 3 年度）

法・条例 種類	瀬戸内海環境 保全特別措置法	水質汚濁防止法	大阪府生活環境 の保全等に関する 条例	合計
設置	0	0	0	0
使用	0	0	0	0
構造等の変更	0	0	0	0
施設等の変更	0	0	0	0
氏名等変更	0	2	0	2
廃止	0	1	0	1
測定手法変更	0	0	0	0
承継	0	0	0	0
実施制限期間短縮願	0	0	0	0
合計	0	3	0	3
令和2年度	0	3	0	3
増減	0	0	0	0

第3節 騒音・振動

1. 騒音に係る環境基準

騒音に係る環境基準では、全国一律の基準値ではなく、地域の類型及び時間の区分ごとの基準値が定められており、これに基づいて都道府県が騒音に係る地域の土地利用状況や時間帯等に応じて基準値をあてはめ、指定を行うこととなっています。

この環境基準は、工場・事業場騒音と自動車騒音について適応され、航空機騒音、鉄道騒音及び建設作業騒音には適用されないこととなっています。

また、騒音レベルには、時間率騒音レベルと等価騒音レベルが用いられています。時間率騒音レベルとは、「騒音レベルがあるレベル以上である時間が実測時間の $x\%$ を占める場合、そのレベルを $x\%$ 時間率騒音 (L_x) とする」と定義され、純粋な騒音の統計量を示します。この騒音レベルには、 L_{50} 、 L_5 、 L_{95} があります。これに対して、等価騒音レベルとは、「変動する騒音について、ある時間内のその騒音の総エネルギーと等しいエネルギーを持つ定常連続の騒音をもって、変動する騒音を代表するものとする」と考えられるもので、この騒音の人間への影響などを考慮した評価値を示します。この騒音レベルは、 L_{Aeq} と表します。

表 3-12 騒音レベルの種類

騒音レベル	内 容
時間率騒音レベル	L_{50} 50 % 時間率騒音レベル (中央値)
	L_5 5%時間率騒音レベル (5%レンジの上端値)
	L_{95} 95%時間率騒音レベル (95%レンジの下端値)
等価騒音レベル	等価騒音レベル * 現在、騒音に係る環境基準にて評価されるレベル

表 3-13 騒音環境基準に示す地域の類型

地域の類型	地域
AA	療養施設、社会福祉施設等が集合して設置される地域など特に静穏を要する地域
A	専ら住居の用に供される地域
B	主として住居の用に供される地域
C	相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域

表 3-14 騒音に係る環境基準

<道路に面しない地域の基準値>

地域の類型	基 準 値	
	昼間 午前6時～ 午後10時	夜間 午後10時～ 午前6時
AA	50dB以下	40dB以下
A及びB	55dB以下	45dB以下
C	60dB以下	50dB以下

<道路に面する地域の基準値>

地域の区分	基準値	
	昼間 午前6時～ 午後10時	夜間 午後10時～ 午前6時
Aの地域のうち 2車線以上の車線を有する道路に面する地域	60dB以下	55dB以下
Bの地域のうち 2車線以上の車線を有する道路に面する地域	65dB以下	60dB以下
Cの地域のうち 車線を有する道路に面する地域		
幹線交通を担う道路に近接する空間	70dB以下	65dB以下

注) 1 車線とは、1 縦列の自動車及安全かつ円滑に走行するために必要な一定の幅員を有する帯状の車道部分をいう。

2 「幹線交通を担う道路」とは、次に掲げる道路をいうものとする。

①道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 3 条に規定する高速自動車国道、一般国道、都道府県道及び市町村道（市町村道にあっては、4 車線以上の区間に限る。）

②道路運送法（昭和 26 年法律第 183 号）第 2 条第 8 号に規定する一般自動車道であって、都市計画法施行規則（昭和 44 年建設省令第 49 号）第 7 条第 1 号に掲げる自動車専用道路

2. 騒音・振動の現状

本市では環境騒音モニタリング調査を毎年実施しており、「道路に面しない地域」12 地点、「道路に面する地域」2 地点の調査地点について、表 3-15 のとおり、騒音レベル測定を行っています。

令和 3 年度における調査結果については表 3-16 のとおりとなっており、「道路に面しない地域」においては、12 地点のうち夜間に 2 地点で環境基準を達成できませんでした。また、「道路に面する地域」においては、A 地点と B 地点とも昼間、夜間のいずれも環境基準を達成できませんでした。特に「道路に面する地域」については、市内で最も交通量の多い幹線道路（国道 163 号・国道 170 号）の沿道であることから、単に移動目的で市内を通過するだけの市外からの流入交通の占める割合も非常に高く、これらの交通による影響が大きくなっています。（資料編 P90 表 11、P91～P95 表 12、P96 表 13 参照）

表 3-15 環境騒音モニタリング調査の概要

地 域	道路に面しない地域	地 域	道路に面する地域
測定項目	騒音	測定項目	騒音及び交通量
測定地点	令和 3 年 10 月 7 日	測定地点	令和 3 年 11 月 24 日
	6 地点（図 3-11 参照）		四條畷市役所（国道 163 号）
	令和 3 年 10 月 12 日		令和 3 年 12 月 22 日
	6 地点（図 3-11 参照）		川本産業四條畷給油所（国道 170 号）
測定頻度	1 観測時間（1 時間）ごとに 10 分以上×24 時間 * 有人測定の場合、昼間は午前 8 時～12 時及び 午後 2 時～6 時に各 1 観測時間以上測定し、夜 間は原則として午後 10 時～午前 0 時に測定す る。	騒 音	10 分に 1 回×24 時間（無人測定）
測定方法	影響を受けると考えられる建物等から 3.5m 以 上離れて測定する。マイクロホンの高さは、原 則として地上 1.2～1.5m とする。	交 通 量	昼間、夜間のそれぞれ 2 観測時間（1 時間×2）以 上、10 分間調査

表 3-16 環境騒音モニタリング測定結果の概要

地点 番号	測 定 地 点	地域 類型	用 途 地 域	測定年月日	基準達成	
					昼間	夜間
1	清滝中町13番	A	第一種低層住居専用地域	R3. 10. 7	○	○
2	田原台四丁目19番	A	第一種低層住居専用地域	R3. 10. 12	○	○
3	田原台八丁目6番	A	第一種低層住居専用地域	R3. 10. 12	○	○
4	岡山一丁目14番	A	第一種中高層住居専用地域	R3. 10. 7	○	○
5	二丁通町11番	A	第一種中高層住居専用地域	R3. 10. 12	○	○
6	南野五丁目8番	A	第一種中高層住居専用地域	R3. 10. 12	○	○
7	清滝新町12番	A	第一種中高層住居専用地域	R3. 10. 12	○	○
8	砂一丁目7番	B	第一種住居地域	R3. 10. 7	○	×
9	中野本町1番	B	第二種住居地域	R3. 10. 7	○	×
10	岡山二丁目1番	C	近隣商業地域	R3. 10. 7	○	○
11	西中野三丁目5番	C	準工業地域	R3. 10. 7	○	○
12	大字下田原1441番地	B	用途地域の指定のない地域	R3. 10. 12	○	○

地点 番号	測定地点	類型	対象道路	測定日	基準達成	
					昼間	夜間
A	中野本町1番1号	幹線交通を担う 道路に近接する空間	国道163号	R3. 11. 24	×	×
	(四條畷市役所)					
B	雁屋北町7番33号	幹線交通を担う 道路に近接する空間	国道170号	R3. 12. 22	×	×
	(川本産業四條畷給油所)					

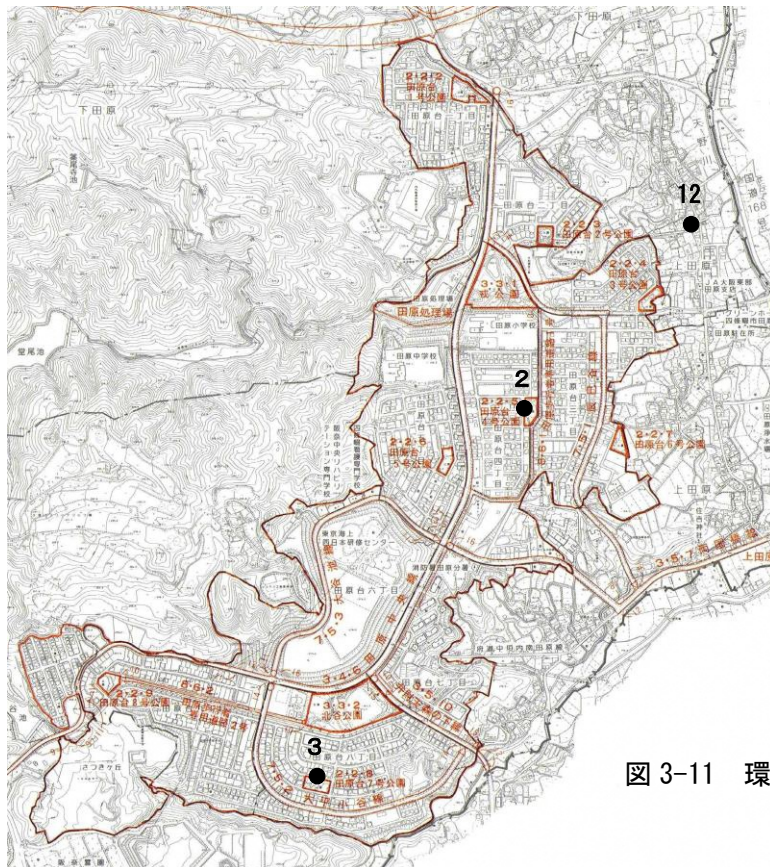
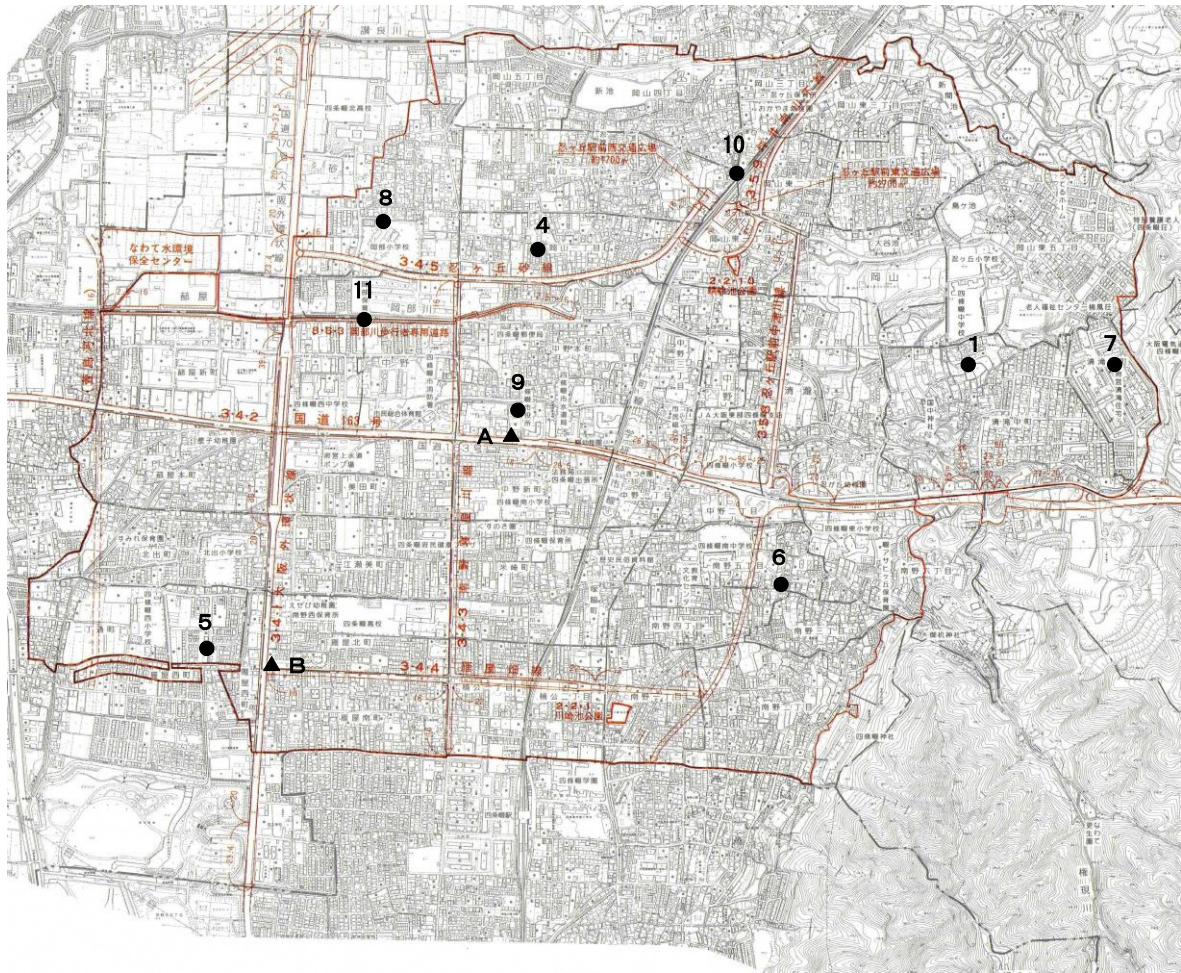


図 3-11 環境騒音モニタリング測定地点

3. 騒音・振動防止対策

騒音規制法及び振動規制法は、工場・事業場における事業活動や建設工事に伴って発生する相当範囲にわたる騒音・振動について必要な規制を行っています。法においては著しい騒音・振動を発生する施設を特定施設として、また、建設工事における作業のうち、騒音・振動の著しいものについては特定建設作業として定められており、市町村長への届出が義務づけられています。

また、大阪府生活環境の保全等に関する条例、四條畷市生活環境の保全等に関する条例によっても規制が行われており、騒音・振動の発生状況を適正に管理し、周辺的生活環境を損なうことのないように適切な指導を行うよう努めています。

表 3-17 騒音・振動関係特定（届出）施設の届出件数

法・条例 種類	騒音規制法 振動規制法	大阪府生活環境の 保全等に関する条例	合計
設置	1	1	2
使用	0	0	0
数等の変更	0	1	1
氏名等変更	1	1	2
使用全廃	1	1	2
承継	0	0	0
合計	3	4	7
令和2年度	1	7	8
増減	2	△ 3	△ 1

表 3-18 特定建設作業の届出状況

騒音規制法及び大阪府生活環境の保全等に関する条例に基づく届出件数		振動規制法及び大阪府生活環境の保全等に関する条例に基づく届出件数		四條畷市生活環境の保全等に関する条例に基づく届出件数	
特定建設作業の種類	件数	特定建設作業の種類	件数	特定建設作業の種類	件数
くい打機・くい抜機を使用する作業（アースオーガーと併用を除く）		0	穿孔機を使用する作業	0	
ブルドーザー、トラクターショベル又はショベル系掘削機を使用する作業		3	コンクリートポンプを使用する作業	7	
さく岩機を使用する作業	5	舗装版破碎機を使用する作業	0	締め固め機及びてん圧機を使用する作業	27
コンクリートカッターを使用する作業	3	ブレーカー（手持ち式を除く）を使用する作業	22		
空気圧縮機を使用する作業	14				
バックホウを使用する作業	8				
その他ショベル系掘削機を使用する作業	59				

第4節 ダイオキシン類

1. ダイオキシン類に係る環境基準

ダイオキシン類とは、ポリ塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシン (PCDD)、ポリ塩化ジベンゾフラン (PCDF) 及びコプラナーポリ塩化ビフェニル (Co-PCB) の3種類の化合物の総称で、塩素の数や位置によってさらに多くの異性体が存在します。ポリ塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシンは、ベトナム戦争で使われた枯れ葉剤のほか、除草剤・防腐剤の中に不純物として含まれて問題となりました。また、コプラナーポリ塩化ビフェニルは PCB (ポリ塩化ビフェニル) の異性体の一部で、PCB には不純物としてポリ塩化ジベンゾフランも含まれています。

ダイオキシン類は、有機塩素化合物の生産過程や廃棄物の焼却過程で非意図的に生成される化学物質で、その発生源は多岐にわたっています。また、毒性が強く、その環境汚染が問題となっています。ダイオキシン類による環境汚染は、大気、水、土壌等複数の環境媒体にまたがる問題であり、健康への影響を未然防止する観点から総合的な対策を図る必要があります。

このようなことから、ダイオキシン類については、ダイオキシン類対策特別措置法に基づき、「ダイオキシン類による大気の汚染、水質の汚濁及び土壌の汚染に係る環境基準」が定められました。この環境基準は、最低ラインを示すものではなく、より積極的に維持を図るために掲げられる目標値で、媒体(大気、水質、土壌)ごとに基準値と測定方法が定められています。

表 3-19 ダイオキシン類による大気の汚染、水質の汚濁及び土壌の汚染に係る環境基準

媒体	基準値	測定方法
大 気	0.6pg-TEQ/m ³ 以下	ポリウレタンフォームを装着した採取筒をろ紙後段に取り付けたエアサンプラーにより採取した試料を高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法
水 質 (水底の底質を除く)	1pg-TEQ/L以下	日本工業規格 K0312 に定める方法
水底の底質	150pg-TEQ/g以下	水底の底質中に含まれるダイオキシン類をソックスレー抽出し、高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法
土 壌	1,000pg-TEQ/g以下	土壌中に含まれるダイオキシン類をソックスレー抽出し、高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法

注) 1 基準値は、2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシンの毒性に換算した値とする。

2 大気及び水質(水底の底質を除く。)の基準値は、年間平均値とする。

3 土壌にあっては、環境基準が達成されている場合であっても、土壌中のダイオキシン類の量が 250pg-TEQ/g 以上の場合には、必要な調査を実施することとする。

2. ダイオキシン類に係る分析調査

土壌中にあるダイオキシン類は、平成 13 年度より年 1 回 3 地点で行い、平成 26 年度からは年 1 回 5 地点でダイオキシン類環境土壌調査を行いました。(表 3-20 参照)

また、河川水質中のダイオキシン類は年 1 回 2 地点で調査を行いました。池の底質のダイオキシン類は年 1 回 2 地点で調査を行いました。結果についてはすべて環境基準を下回っていました。(表 3-21 参照)

表 3-20 ダイオキシン類環境土壌調査結果の概要

	測定地点	測定場所	測定日	ダイオキシン濃度 (pg-TEQ/g)
H29	55 四條畷小学校校庭	大字中野872番	平成30年1月11日	0.0030
	56 環境センター修景施設	南野六丁目11番		0.43
	57 飯盛霊園新池庭園	大字上田原448番		2.5
	58 田原小学校校庭	田原台四丁目2番1号		0.034
	59 北谷公園	田原台八丁目8番		1.3
H30	60 くすのき小学校	二丁通町18-1	平成30年11月7日	0.0660
	61 府立交野支援学校四條畷校	砂三丁目13-6		0.02
	62 飯盛霊園新池庭園	大字上田原448番		0.1
	63 田原小学校校庭	田原台四丁目2番1号		0.036
	64 北谷公園	田原台八丁目8番		1.1
R1	65 くすのき小学校	二丁通町18-1	令和元年12月19日	0.56
	66 市立市民活動センター	北出町3番1号		0.22
	67 飯盛霊園新池庭園	大字上田原448番		1.0
	68 田原小学校校庭	田原台四丁目2番1号		0.14
	69 北谷公園	田原台八丁目8番		0.41
R2	70 青少年コミュニティ運動広場	岡山東三丁目9番	令和2年11月19日	0.24
	71 市立市民活動センター	北出町3番1号		0.02
	72 飯盛霊園新池庭園	大字上田原448番		0.98
	73 田原小学校校庭	田原台四丁目2番1号		0.51
	74 北谷公園	田原台八丁目8番		0.43
R3	75 青少年コミュニティ運動広場	岡山東三丁目9番	令和3年11月24日	0.16
	76 市立市民活動センター	北出町3番1号		0.12
	77 飯盛霊園新池庭園	大字上田原448番		0.76
	78 田原小学校校庭	田原台四丁目2番1号		0.54
	79 北谷公園	田原台八丁目8番		0.35

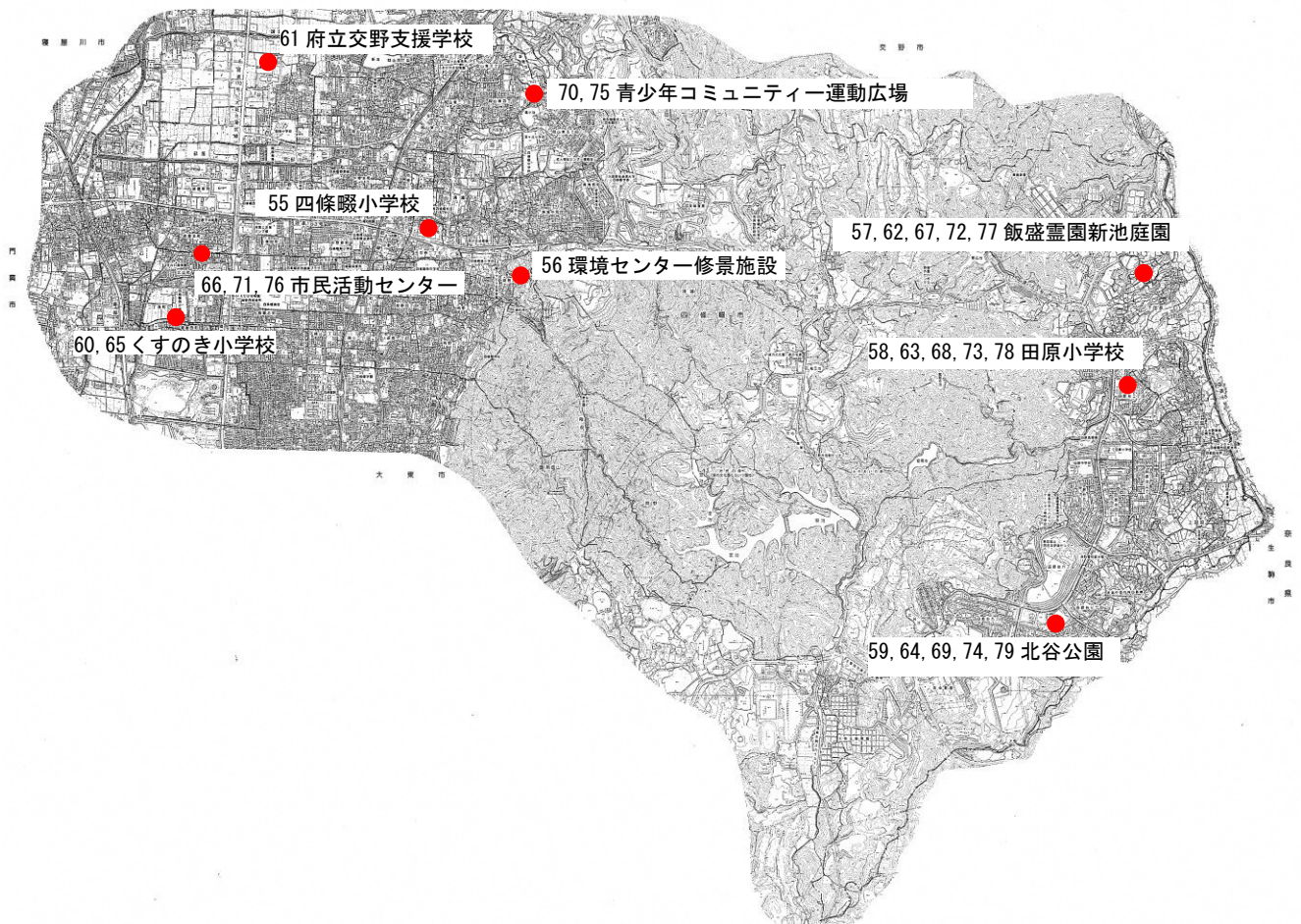


図 3-12 ダイオキシン類環境土壌調査地点

表 3-21 ダイオキシン類調査結果

○河川水質調査結果

	H29	H30	R1	R2	R3
讃良川・讃良橋	0.077	0.056	0.092	0.082	0.11
天野川・羽衣橋	0.060	0.051	0.059	0.064	0.22

※ダイオキシン類濃度 (pg-TEQ/L)

○池の底質調査結果

	H29	H30	R1	R2	R3
寒谷池	16	21	27	7.2	19
堂尾池	22	21	24	22	16

※ダイオキシン類濃度 (pg-TEQ/L)

3. ダイオキシン類対策

ダイオキシン類対策特別措置法では、ダイオキシン類を発生するおそれのある廃棄物焼却炉などが特定施設として定められており、施設の設置や変更を行う場合には知事への届出が必要です。また、これらの特定施設を設置する事業場には、焼却炉からの排ガスや燃え殻・ばいじん中のダイオキシン類濃度の年 1 回以上の測定及びその結果の知事への報告が義務づけられています。

なお、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の改正（平成 14 年 12 月 1 日施行）により、家庭用焼却炉を含め、規模や設置時期に関係なくすべての焼却炉に構造基準が定められています。これにより、構造基準に適合しない小型焼却炉の使用は禁止となり、これに違反して焼却行為を行った場合は、野焼き行為として罰則の対象となります。

第 5 節 地下水汚染

1. 地下水汚染について

令和 2 年 5 月 28 日付け環境省水・大気環境局長通知「水質汚濁に係る人の健康の保護に関する環境基準等の施行等について(通知)」により、有機フッ素化合物の一つであるペルフルオロオクタンスルホン酸(以下「PFOS」)及びペルフルオロオクタン酸(以下「PFOA」)は、水環境における要監視項目の指針値(暫定)が、50ng/L(PFOS 及び PFOA の合算値)に設定されました。

令和 3 年度においては、水質検査等における新たな地下水汚染問題は発生しませんでした。

第6節 廃棄物

1. 廃棄物を取り巻く法令

大量にものが作られ廃棄されていくことによる、地球規模での環境悪化や資源枯渇に対応していくために、資源・廃棄物・エネルギーなどが循環する社会体制づくりが必須となっています。国では廃棄物関連法律を体系化し、各法律を一体的に運用することにより、循環型社会の形成にむけて実効ある取り組みを進めていくこととしています。

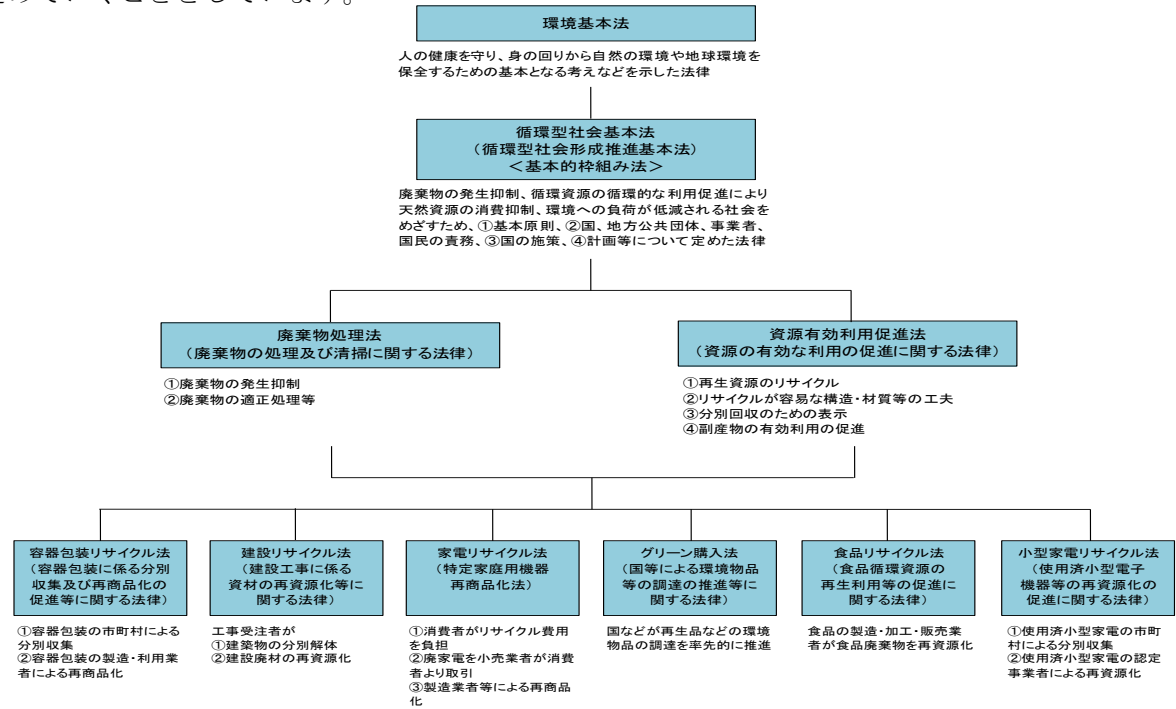


図 3-13 廃棄物を取り巻く法令

2. ごみの現況

(1) ごみ処理の流れ

本市では、「可燃ごみ」、「ペットボトル及びプラスチック製容器包装ごみ」、「空き缶・空きびん」、「粗大ごみ・不燃ごみ」の4種に分類されています。ごみ処理の流れは、図 3-14 のとおりで、拠点回収によって回収されるものには牛乳パック、乾電池、蛍光管、小型家電があります。

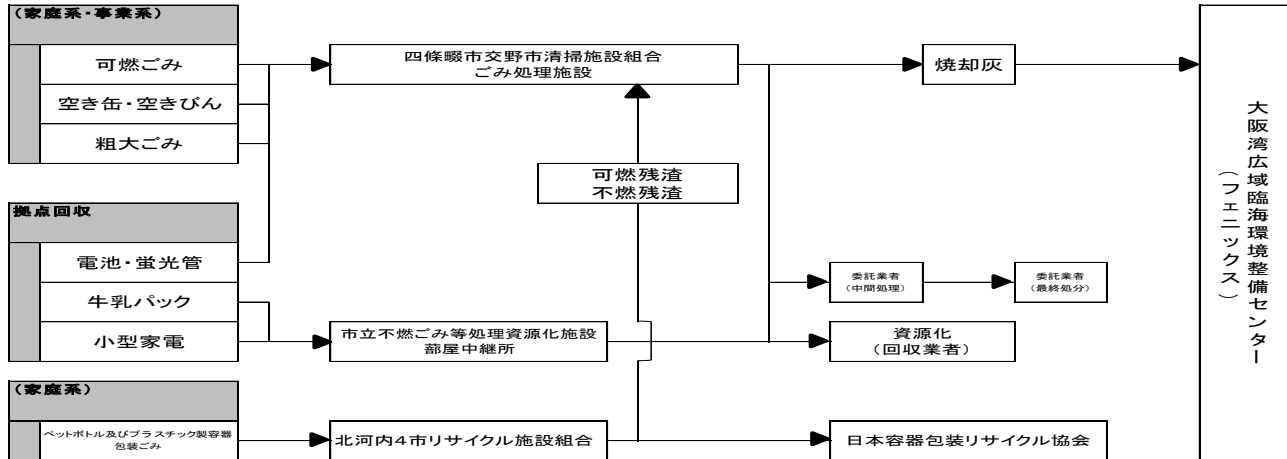


図 3-14 ごみ処理のフロー

(2) ごみ排出量の推移

令和3年度における本市のごみの排出量は15,722t/年（平均約43.1t/日）となっています。また、表3-22、図3-17に示すとおり、可燃ごみが全体の81%を占めており、市民1人当たりのごみの排出量は、545.6g/日となっております。

表 3-22 ごみの排出量の推移【年間排出量】

年間排出量（t/年）		H29	H30	R1	R2	R3
家庭系	可燃ごみ	9,707	9,381	9,346	9,442	9,239
	資源ごみ	1,047	982	970	1,013	1,004
	粗大・不燃ごみ	823	547	578	636	580
	集団回収	1,574	1,498	1,413	1,291	1,315
	拠点回収	11	15	16	11	25
	小計	13,162	12,424	12,323	12,394	12,163
事業系	可燃ごみ	3,399	3,892	3,854	3,458	3,473
	資源ごみ				33	30
	粗大・不燃ごみ				57	56
	小計				3,548	3,559
合計		16,561	16,316	16,177	15,941	15,722
※達成率		106.8%	108.4%	98.4%	98.8%	98.4%

※四交クリーンセンター稼働に伴い、令和元年度より事業系ごみの資源ごみ、粗大・不燃ごみの排出量を把握できるようになった。

※四條畷市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画【後期計画】による目標値：17,684（t/年）【H29・H30】

※第3次四條畷市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画による年度目標値【R1：16,030（t/年） R2：15,747（t/年） R3：15,464（t/年）】

表 3-23 ごみの排出量の推移【1人当たりの排出量】

1人当たりの排出量（g/人日）		H29	H30	R1	R2	R3
家庭系	可燃ごみ	475.4	460.1	458.4	465.9	464.6
	資源ごみ	51.3	48.2	47.6	50.3	50.5
	粗大・不燃ごみ	40.3	26.4	28.4	31.4	29.2
	拠点回収	0.6	0.6	0.8	0.7	1.3
合計		567.6	535.3	535.2	548.3	545.6
達成率		99.4%	105.4%	112.7%	108.7%	108.0%

※四條畷市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画【後期計画】による目標値：564.4（g/人日）【H29・H30】

※第3次四條畷市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画による年度目標値【R1：603（g/人日） R2：596（g/人日） R3：589（g/人日）】

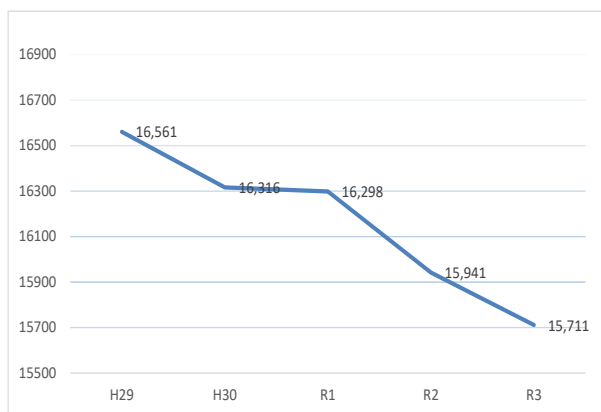


図 3-15 ごみの年間総排出量

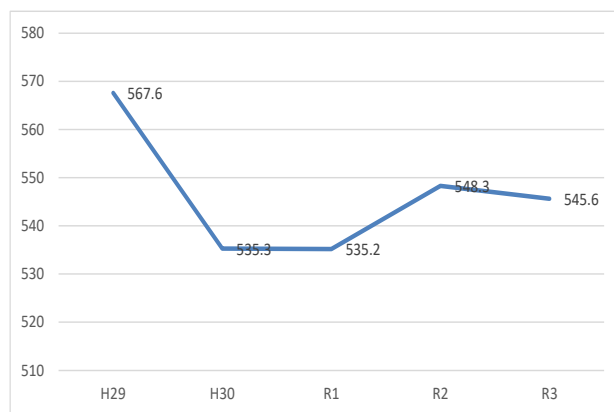


図 3-16 ごみの1人当たり日排出量

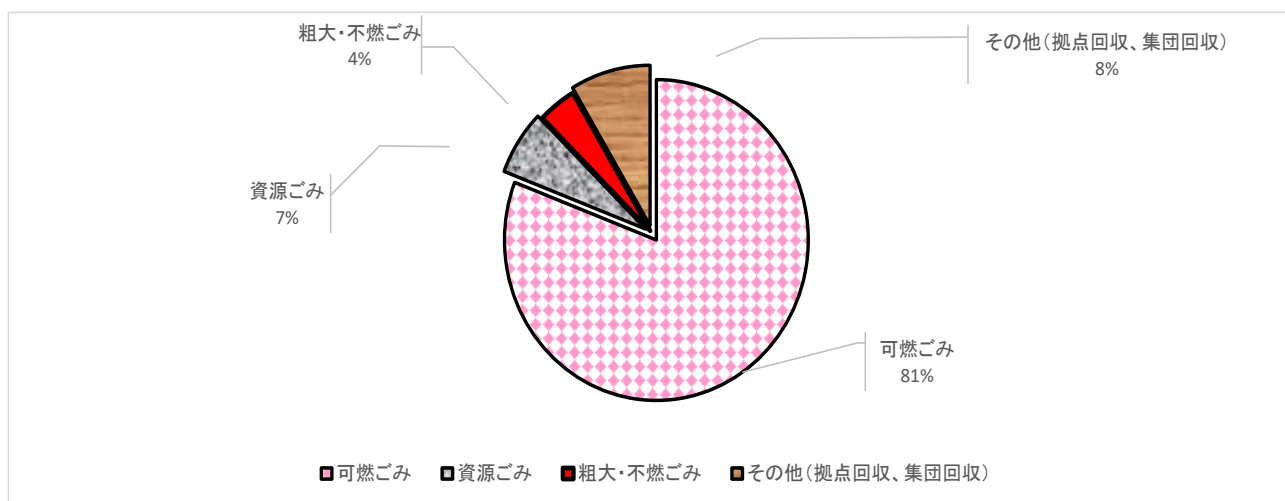


図 3-17 ごみの年間排出量内訳(令和3年度)

(3) ごみの資源化率

令和3年度における本市のごみの資源化率は、家庭系が排出量 12,163t/年に対し資源化量 2,287t/年で資源化率 18.8%となっています。また、事業系については排出量 3,559t/年に対し資源化量 46t/年で資源化率 1.3%となっています。

(4) ごみ処理施設

四條畷市交野市清掃施設組合のごみ焼却施設は、昭和42年から稼働していたエコ・クリーンセンターが施設の老朽化により、処理能力が低下していたことに加え、本市及び交野市から排出される一般廃棄物を安定的・一体的に処理するため、可燃ごみに加えて粗大系・資源系ごみが処理できるよう整備を進め、平成30年2月1日から本格稼働しています。

表 3-24 新ごみ処理施設の概要

施設名称		四交クリーンセンター	
所在地		交野市大字私市3029-1	
熱回収施設	処理対象物		可燃ごみ
	処理能力		62.5t/24h×2炉（計125t/日）
	炉型式		全連続焼却式ストーカ炉
	設備内容	受入供給設備	ピットアンドクレーン方式
		燃焼設備	ストーカ方式
		燃焼ガス冷却設備	廃熱ボイラー、減温塔方式
		排ガス処理設備	ろ過式、有害ガス乾式除去、触媒脱硝式、活性炭式
リサイクル施設	灰出し設備		灰ピット、灰バンカ方式
	処理対象物		粗大ごみ・不燃ごみ（破碎・選別） 缶・びん（選別・圧縮成型）
	処理能力		23t/日（5H）
	設備内容	受入供給設備	粗大ごみ・不燃ごみ受入ヤード、缶・びん受入ヤード
		破碎・選別設備	低速回転式破碎機、高速回転式破碎機、磁選機、アルミ選別機
		選別・梱包設備	破除袋機、磁選機、アルミ選別機、自動びん選別装置、缶圧縮機
		集じん設備	バグフィルタ
	搬出設備		不燃物貯留バンカ、磁性物貯留バンカ、アルミ貯留バンカ、可燃物貯留バンカ、びん貯留ヤード、缶成型品貯留ヤード

3. し尿の現状

(1) し尿処理の流れ

し尿処理のタイプは、自家処理するもの、地方自治体の責任により各家庭で汲み取り処理するもの、各家庭や集合住宅、地域で設置している浄化槽で処理するもの、水洗便所から公共下水道へ流入させて処理するものがあります。

四條畷市におけるし尿の処理については、汲み取り槽、浄化槽、公共下水道などにより排出されています。このうち、汲み取り槽のし尿は、市の委託業者が収集し、浄化槽汚泥は、市の収集許可業者により収集され、市のし尿処理施設「市立環境センター」にて河川水により希釈してから、公共下水道へ放流しています。

(2) し尿処理施設

四條畷市のし尿処理施設は、収集したし尿及び浄化槽汚泥を河川水で希釈して公共下水道に放流するという新しいタイプの処理施設で、施設規模は40kL/日です。

施設の性格上最も懸念される臭気対策としては、高速シャッターやエアーカーテンなどによる臭気の外部漏出の防止とともに、施設内部ではファンによる臭気捕集の後、酸及びアルカリで脱臭し、さらに活性炭吸着を行うことによって、環境基準を達成しうる仕様となっています。

表 3-25 し尿希釈施設

施設名称	四條畷市立環境センター
所在地	四條畷市南野六丁目11番37号
処理能力	40kL/日
敷地面積	約9,700m ²
処理対象	し尿及び浄化槽汚泥
処理方法	希釈

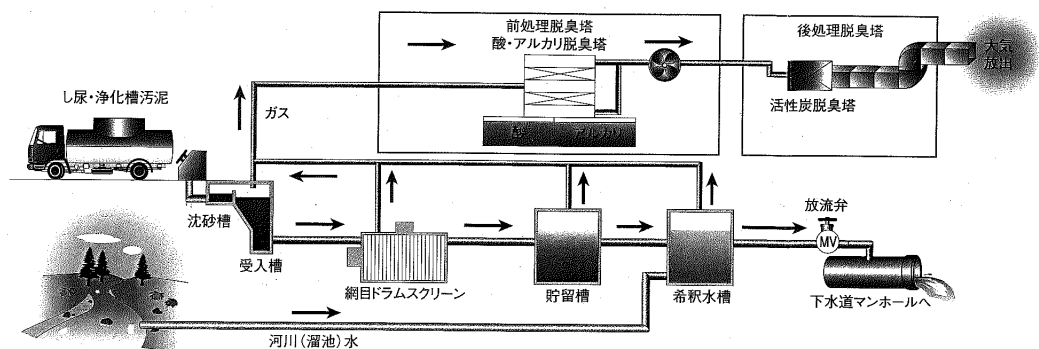


図 3-18 処理フロー

(3) し尿処理等の状況

四條畷市におけるし尿の処理形態別人口は、平成 14 年度で汲み取り 3%、浄化槽 9%、公共下水道 88%であったのに対し、令和 3 年度では汲み取り約 0.2%、浄化槽約 1.0%、公共下水道約 98.7%となっています。年々し尿・浄化槽汚泥の処理量は減少しています。

平成 30 年 3 月には四條畷市生活排水処理基本計画の見直しを行い、公共下水道区域外の合併浄化槽への切り替え、公共下水道区域内の公共下水道への未接続の家庭の解消に向け取組みを進めています。

表 3-26 処理形態別人口・世帯数

単位：人

人口別		H29	H30	R1	R2	R3
	汲み取り	219 (0.4%)	182 (0.4%)	144 (0.3%)	139 (0.3%)	120 (0.2%)
	浄化槽	588 (1.0%)	637 (1.1%)	545 (1.0%)	452 (1.0%)	587 (1.0%)
	公共下水道	54,954 (98.6%)	54,883 (98.5%)	54,945 (98.7%)	54,760 (98.7%)	54,094 (98.7%)
	その他	3 (0%)	3 (0%)	3 (0%)	1 (0%)	3 (0%)
	(合計)	55,764	55,705	55,637	55,352	54,804

単位：世帯

世帯別		H29	H30	R1	R2	R3
	汲み取り	148 (0.6%)	124 (0.5%)	105 (0.4%)	98 (0.4%)	88 (0.4%)
	浄化槽	307 (1.3%)	355 (1.5%)	302 (1.3%)	334 (1.3%)	326 (1.3%)
	公共下水道	23,665 (98.1%)	23,842 (98.0%)	24,154 (98.3%)	24,282 (98.3%)	24,302 (98.3%)
	その他	1 (0%)	1 (0%)	1 (0%)	1 (0%)	1 (0%)
	(合計)	24,121	24,322	24,562	24,715	24,717

図 3-19 処理形態別人口

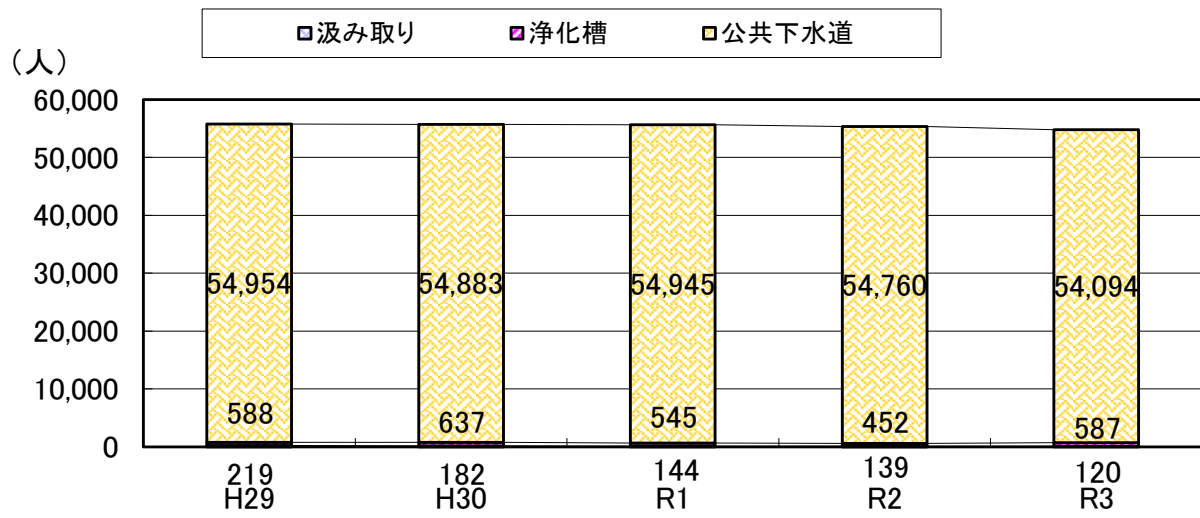
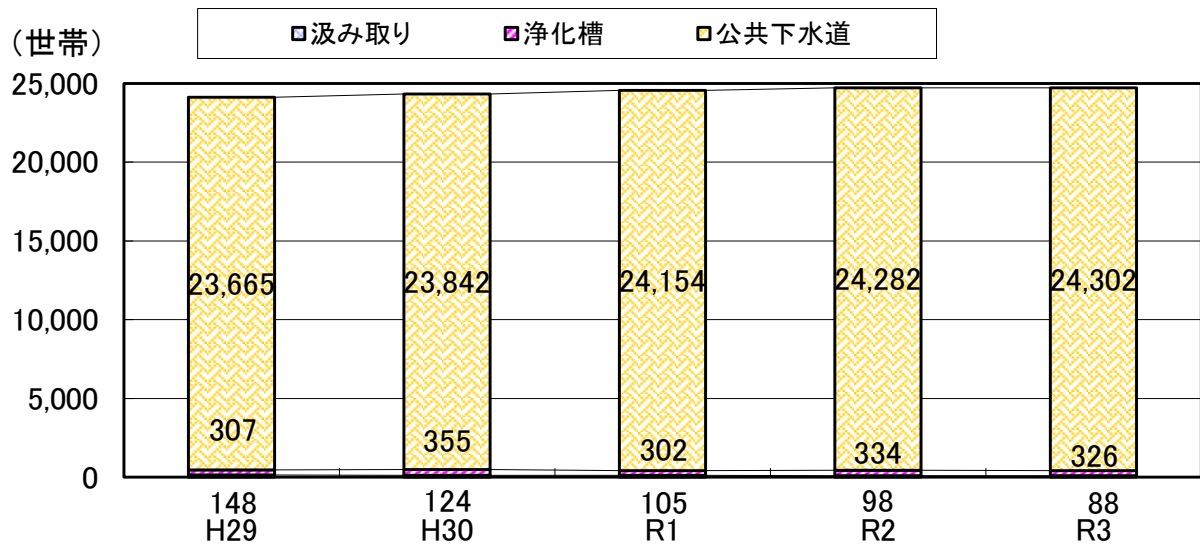


図 3-20 処理形態別世帯数



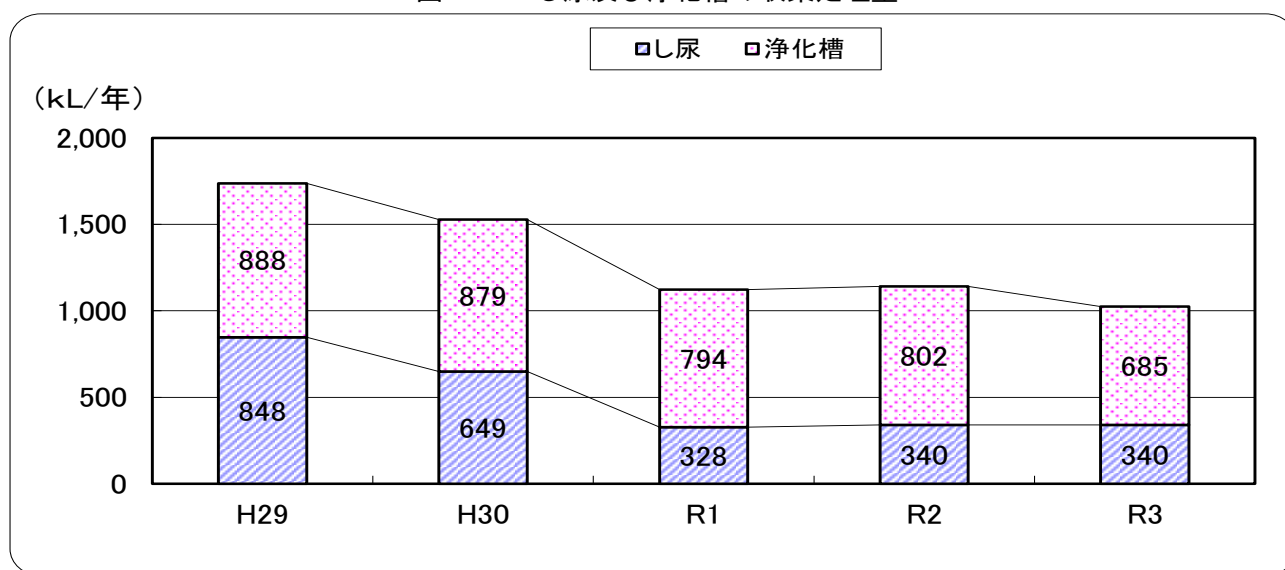
なお、令和 3 年度の市立環境センターにおけるし尿及び浄化槽汚泥の収集処理量については、し尿 340kL、浄化槽汚泥 685kL の計 1,025kL となっています。

表 3-27 し尿及び浄化槽汚泥の収集処理量

単位：kL/年

	H29	H30	R1	R2	R3
し尿	848	649	328	340	340
浄化槽	888	879	794	802	685
(合計)	1,736	1,528	1,122	1,142	1,025

図 3-21 し尿及び浄化槽の収集処理量



第 7 節 公害等の苦情

公害等に関する苦情の受付件数は、令和 3 年度においては 58 件でした。内訳としては、騒音、大気に関係したものをはじめとして、全体としての件数も減少傾向にあります。

大気に関する苦情の原因としては、屋外燃焼行為（野焼き）や建築物の解体作業に伴う粉じん等の発生があります。

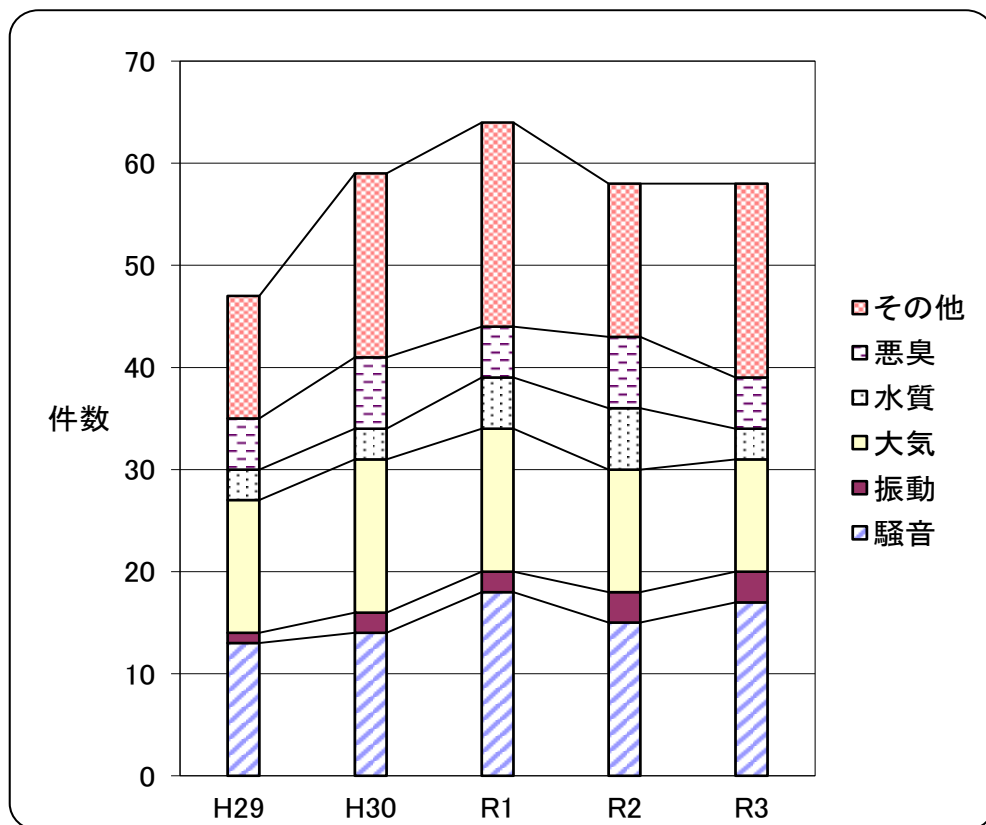
また、騒音問題については、各種公害の中でも比較的日常生活に密接な関係を持っていることから苦情の中でも近隣トラブルに発展する場合があります。深刻化していく可能性があります。騒音苦情の内容としては、ペットの鳴き声やマンションの生活騒音、建設工事や土木工事等に使用する重機等の騒音・振動等が主なものです。

特に生活騒音については、生活様式の多様化により様々な原因が想定され、また個人によって感じ方も異なってくることから、苦情案件に対して行政が一律に指導することによって解決を図るということが難しい面もあります。一人ひとりが周辺に迷惑をかけないように心がけることが大切です。

表 3-28 生活環境に係る苦情件数の推移

	騒音	振動	大気	水質	悪臭	その他	合計
H29	13	1	13	3	5	12	47
H30	14	2	15	3	7	18	59
R1	18	2	14	5	5	20	64
R2	15	3	12	6	7	15	58
R3	17	3	11	3	5	19	58

図 3-22 生活環境に係る苦情件数の推移



第 4 章

令和 3 年度における施策の実施状況

第1節 活動体制の整備

(1) 市民参加の促進

①環境保全活動団体の状況

市内及び市内を含む近隣市において環境保全活動を行っている団体等については、表4-1、表4-2のとおり、令和3年度末現在で27団体の活動が報告されています。

表4-1 環境保全活動を行う団体等数

年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
団体等数	34	33	30	29	27

表4-2 環境保全活動を行う団体等（令和3年度）

	区分	団体名	活動人数	活動場所
1	団体	明るい社会づくり運動大東フレンドフォーラム	30～90人	大東市を中心に北中南河内
2	団体	アドプトリバープログラム 天の川桃源郷 (田原・天野川を美しくする会)	約15人	天野川流域
3	団体	エコなわ(環境にやさしいまち・畷)	7人	四條畷市内
4	団体	大阪府宅地建物取引業協会なにわ京阪支部	5～20人	大阪市・四條畷市他
5	団体	かたづけたい・四條畷	27人(4団体)	四條畷市内
6	団体	四條畷国際ボランティア・センター	3人	特定なし
7	団体	四條畷市公園・緑地等里親会	約300人	四條畷市内
8	団体	四條畷市再生資源集団回収促進協議会	14人	四條畷市内
9	団体	四條畷市消費生活友の会	9人	四條畷市内
10	団体	四條畷市人権協会	22人	四條畷市内
11	団体	四條畷中央ライオンズクラブ	27人	-
12	団体	四條畷西中学校区すこやかネット	50人	南小・くすのき小・岡部小・西中
13	団体	四條畷を美しくする会(畷美会)	35人	四條畷市内
14	団体	生涯学習ボランティア「畷・手と手をつなぎ隊」	約60人 (団体人数を含む)	登録者による (北河内地域内まで)
15	団体	食器あるある市会	10人	田原地区
16	団体	田原の明日を拓く会	7人	田原地域
17	団体	なわて環境ネットワーク	会員14人 賛助会員3人	四條畷市内
18	団体	なわてごみへらし隊	4人	四條畷市内
19	団体	なわて山守り隊	32人	四條畷市内
20	団体	ピオトープ田原里山の会	30人	下田原里山一帯
21	団体	わたしのいえほっこり	5人	上田原
22	NPO法人	特定非営利活動法人里山サロン	35人	むろいけ園地森の工作館
23	NPO法人	特定非営利活動法人桃源郷のさと	11人	四條畷市一帯
24	NPO法人	特定非営利活動法人大阪生涯学習推進協議会(本部) 四條畷市生涯学習推進会	約20人	大阪府内
25	NPO法人	特定非営利活動法人ニッポン・アクティブライフ・クラブ(本部) ナルク四條畷「なわてクラブ」	30人	主に四條畷市全域
26	NPO法人	特定非営利活動法人ほうじょう	約30人	全国
27	NPO法人	特定非営利活動法人ボランティア労力ネットワーク 四條畷支部	全国に約130支部 約800人 四條畷支部：6人	支部：会員宅及びその他 ボランティア活動場所

②市民ボランティア団体との協働

市民と行政との協働の取組みとして、小学校や市役所庁舎等の壁面をゴーヤなどで覆う「緑のカーテン事業」、環境美化の取組みなどを「なわて環境ネットワーク」と協働で行いました。

③環境保全活動団体への経済的支援

環境に関心の高い市民団体による率先した環境保全のための取組みにより、より多くの市民の環境保全活動への参加が促進されるように、団体が行う環境保全活動に要した経費の一部について助成をするための制度（四條畷市環境保全活動協働支援助成金制度）を平成 19 年度に創設しました。

令和 3 年度の交付実績は、表 4-3 のとおりです。

表 4-3 四條畷市環境保全活動協働支援助成金交付事業（令和 3 年度）

団体名	事業名	金額（円）
ゴミへらし隊	子供用品交換会	4,589
なわて環境ネットワーク	緑のカーテンによる温暖化防止活動	20,000
エコなわ	お出かけ講座「段ボールコンポスト」	20,000
合計		44,589

(2) 情報提供の充実

①環境関連情報の提供

市民に対しては、身近な市民生活に必要な情報を提供するとともに、地域の環境や地球温暖化などの環境問題にも関心を持ってもらえるように、環境白書などの統計資料をはじめとして、市広報誌や市ホームページなど様々な媒体を通じて、市の環境に関する情報を積極的に提供し、環境啓発を図るように努めてきました。

なお、令和 3 年度において、主に広報誌又はホームページを通じて提供した環境関連情報については、表 4-4 に示すとおりです。

表 4-4 環境関連情報の提供事例（令和 3 年度）

月	種類	タイトル	担当課
4月	【案内・周知】	粗大ごみ委任状による持ち込みの廃止について	生活環境課
	【募集】	四條畷市環境保全活動協働支援助成金の募集	生活環境課
	【募集】	ごみ排出困難者のためのふれあい収集	生活環境課 障がい福祉課 高齢福祉課
5月	【案内・周知】	6月はゴキブリ駆除強調月間	生活環境課
	【案内・周知】	6月は環境月間です	生活環境課
	【案内・周知】	空き地・空き家の現地調査をします	生活環境課
	【案内・周知】	家具等のリユース展・フードドライブ	生活環境課
	【案内・周知】	令和3年度ごみ収集表の一部訂正について	生活環境課
	【啓発】	ごみの分別ルールを徹底してください	生活環境課
	【案内】	家庭食用油の廃油回収・フードドライブ	消費生活センター
6月	【報告】	令和2年度 集団回収の実績報告	生活環境課
	【周知】	北河内4市リサイクル施設組合議会臨時会	生活環境課
7月	【案内・周知】	セアカゴケグモ等対策月間	生活環境課
	【案内】	リサイクルイベント	生活環境課
	【募集】	段ボールコンポスト市民モニター募集	生活環境課
8月	【案内】	家庭食用油の廃油回収・フードドライブ	消費生活センター
9月	【案内・周知】	貯水槽水道の適正管理のお願い	生活環境課
10月	【案内・周知】	業務用冷蔵・冷凍機や業務用エアコンをお持ちの皆様へ	生活環境課
	【案内・周知】	ポリ塩化ビフェニル（PCB）廃棄物保管者の皆様へ	生活環境課
	【案内】	北河内4市リサイクル施設組合議会定例会	生活環境課
	【案内】	家具等のリユース展	生活環境課
	【啓発】	11月は大阪府産業廃棄物不適正処理防止推進強化月間	生活環境課
	【募集】	段ボールコンポスト市民モニター募集	生活環境課
11月	【啓発】	12月は地球温暖化防止月間	生活環境課
	【啓発】	集団回収にご協力ください	生活環境課
	【啓発】	シュレッダーごみの出し方	生活環境課
	【案内】	家庭食用油の廃油回収・フードドライブ	消費生活センター
12月	【案内】	年末年始市役所の業務案内	生活環境課
	【啓発】	ごみの分別ルールを徹底してください	生活環境課
	【募集】	四條畷市災害廃棄物処理基本計画（原案）に対する意見募集	生活環境課
1月	【案内】	なわて環境フォーラムの案内	生活環境課
	【案内】	北河内4市リサイクル施設組合議会定例会	生活環境課
	【啓発】	府内一斉総合ねずみ駆除運動月間	生活環境課
	【啓発】	2月は生活排水対策推進月間啓発	生活環境課
2月	【案内】	なわて環境フォーラム中止の案内	生活環境課
	【啓発】	ペットボトルのふたとラベルをはずしてからごみに出しましょう	生活環境課
	【案内】	家庭食用油の廃油回収・フードドライブ	消費生活センター
3月	【案内】	狂犬病予防注射と犬の登録のご案内	生活環境課
	【募集】	連続市民講座 緑のカーテンボランティア講習	生活環境課

②環境白書の発刊

本市の環境に関する大気、水質、土壌などの現状データを取りまとめたものと、四條畷市環境基本計画に基づく施策の進捗状況について、令和 2 年度に実施した環境に関わる施策状況報告を併せ持つ環境白書として「なわての環境（令和 3 年版）」を発刊しました。

第2節 人材の育成

(1) 環境教育・学習の推進

① 環境講座・出前講座等

本市では、水質や大気、ごみの問題など身近な環境問題をテーマとした環境講座の開催などの人的支援を積極的に行い、広く市民に関心を持ってもらうため環境啓発に努めています。その他、四條畷市交野市清掃施設組合では、小学4年生を対象に社会見学でごみ焼却炉の見学等を行っています。

第3節 森林の保全

(1) 森林の適正管理

① アドプトフォレスト事業

アドプトフォレスト事業は、大阪府が仲介となり企業や団体などが、社会貢献として間伐や植樹などの森林整備を行い、森林本来の環境浄化機能を回復させ地球温暖化防止などの環境保全活動を進めるための事業です。

本市は豊かな緑に恵まれた環境にありますが、管理の行き届かない森林も多く、荒廃しつつある森林を保全することが大きな課題となっていることから、本制度を活用した森林整備を進めています。

平成19年度から、田原中学校、ビオトープ田原里山の会、四條畷ライオンズクラブ、大阪府、四條畷市と「アドプトフォレスト「冒険の森づくり」」の協定を結び、竹の伐採、草刈作業を行い環境教育の一環として植樹活動などを行っています。

平成24年度には、日立造船株式会社、公益財団法人オイスカ関西支部、大阪府、四條畷市で「アドプトフォレスト四條畷ふれあいの森づくり活動」の協定を結び、平成27年度には、ザ・パック株式会社、大阪府森林組合、大阪府、四條畷市で「アドプトフォレスト生駒山系花屏風四條畷市ふれあいの森づくり活動」の協定を結んでいます。

また、令和3年度には、アコム株式会社、なわて山守り隊、大阪府、四條畷市で「アドプトフォレスト生駒山系花屏風四條畷市ふれあいの森づくり活動」の協定を新たに結びました。

※令和3年度は新型コロナウイルス感染症予防のため、実施がなかった。



アドプトフォレスト四條畷



アドプトフォレスト「冒険の森づくり」

② ふれあいの森・ハイキング道の整備

ふれあいの森・ハイキング道の適正な維持管理のため、除草やトイレ清掃等の業務委託を行いました。

(2) 動植物の保護

① 里山一斉調査

公益社団法人大阪自然環境保全協会の主催により、昭和 58 年から毎年 4 月に大阪府内の十数地点において「里山一斉調査」が行われていますが、田原の里山周辺では平成 7 年から継続して定点観測が行われています。

第 39 回里山一斉調査における田原の里山での調査については、令和 3 年 4 月 11 日に行われました。この調査によって確認された動植物は表 4-5 に示すとおりです。

表 4-5 里山一斉調査動植物確認表

哺乳動物	シカ	イノシシ	キツネ	タヌキ	イタチ	テン	リス	ムササビ	ノウサギ	モグラ類	ネズミ類	アライグマ	ヌートリア	カエル	ヘビ	その他	ウシガエル・ヨシノボリ																				
	◎					◎				◎							セキレイ ◎ フィールドサイン・鳴き声等で確認	ハクセキレイ	ツグミ	ツバメ	トビ	ヒヨドリ	ヒヨドリ	ホオジロ	ムクドリ	メジロ	モズ	ヤブサメ	ヤマガラ	ヤマドリ	ルビータキ	その他					
鳥類	アオゲラ	アカゲラ	ウグイス	エナガ	オオルリ	カケス	カラハシ	ハシボソガラ	カワハシ	キジ	キジバト	コゲラ	コジュケイ	シジュウカラ	スズメ	セキレイ ◎ フィールドサイン・鳴き声等で確認	ハクセキレイ	ツグミ	ツバメ	トビ	ヒヨドリ	ヒヨドリ	ホオジロ	ムクドリ	メジロ	モズ	ヤブサメ	ヤマガラ	ヤマドリ	ルビータキ	その他	イソヒヨドリ・キンクロハジロ・カイツブリ					
			◎						◎				◎	◎	◎		◎	◎	◎			◎	◎	◎													
樹木	アオキ	アケビ	アセビ	ウツギ	ウミズグサ	エゴノキ	クヌギ	コナラ	コバノミ	ミツバツツジ	サクラ	ダンコウバイ	ニワトコ	ヒサカキ	フジ	ホオノキ	モチツツジ	ヤマザクラ	ヤマブキ	その他	アオモミジ・ミツバアケビ・ムベ・ミヤマガマズミ・サルトリイバラ																
	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎		◎	◎	◎		※凡例 ◎ 花が咲いていた樹木、草本 □ つぼみ ○ 花が咲いていなかった樹木、草本 ※紙面の関係で、その他の欄に記載できない樹木、草本は省略。 ※記載のないところがありますが、ないというわけではありません。																
草本	イヌフグ	オオバコ	タチイヌフグ	オオバコ	ツボミ	ヘラオオバコ	オドリコソウ	カキドオシ	カラスノエンドウ	スズメノエンドウ	カンザイタンポポ	セイウタンポポ	シロバナタンポポ	キツネノボタン	キュウリグサ	キランソウ	ゲンゲ	シユンラン	シヨウジョウバカマ	スミレ	タチツボスミレ	ノジスミレ	タネツケバナ	チゴユリ	ナズナ	マメグサ	ナメグサ	ナメグサ	ナメグサ	ナメグサ	ナメグサ	その他	サギゴケ・ミヤコアオイ・ヨモギ・ケツネノボタン				
	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎						

(資料：「第 39 回里山一斉調査報告書」公益社団法人大阪自然環境保全協会)



メジロ



イノシシ



カスミサンショウウオ

第4節 水辺の保全

(1) 河川の保全

① 公共下水道の整備・普及

公共下水道は生活基盤の改善を図るとともに、河川・水路等の公共用水域の水質保全のためにも重要な役割を担っており、本市においても公共下水道の整備を進めるとともに良好な維持管理を行うことにより環境負荷の低減に努めてきました。

なお、令和3年度末の公共下水道の整備状況については、人口普及率99.7%、水洗化率99.0%となっています。

表 4-6 公共下水道の整備状況
(令和3年度末)

全体計画面積 (A)	674ha
処理区域面積 (B)	642ha
面積普及率 (B/A)	95.3%
行政区域内人口 (C)	54,804 人
処理区域内人口 (D)	54,639 人
水洗化人口 (E)	54,094 人
人口普及率 (D/C)	99.7%
水洗化率 (E/D)	99.0%

② 河川・水路維持管理

市内の主要な農業用水路の災害防止や良好な維持管理のために9地区の用水組合等に清掃補助金589,000円を交付しました。また、河川・水路の安全対策や維持補修に伴う整備工事を6件行いました。

③ 食用油の廃油回収

家庭から出る廃油の大部分は、可燃物として焼却処理されたり、排水として下水に流されたりしていますが、焼却すると地球温暖化の原因物質である二酸化炭素が発生し、また下水に流すと下水処理施設に多大な負荷がかかることになり、いずれも環境にやさしい処理とはいえません。廃油も貴重な資源であり、リサイクルすればゴム製品原料や塗料など新たな製品として生まれ変わります。

循環型社会の構築に向け、本市では廃油の有効活用を図るため、消費生活友の会、なわて環境ネットワークの協力のもと、年4回(6月、9月、12月、3月)、市役所、グリーンホール田原、雁屋公民館、府営清滝住宅の4箇所では廃油の回収を行っています。

令和3年度の実績については、表4-7のとおりです。



廃油回収 受付風景

表 4-7 令和3年度廃油回収実績表

実施年月日	令和3年 6月8日	令和3年 9月14日	令和3年 12月14日	令和4年 3月8日	合計	前年度	増減
回収量	306	306	414	162	1,188	1,368	△180

④オアシス月間の啓発

大阪府では、ため池の水と緑豊かな快適環境づくりを推進するため、毎年 11 月をオアシス月間と定められており、府内市町村ではため池の美化清掃などを呼びかけ、オアシス・クリーンアップ・キャンペーンが展開されています。

⑤アドプト・リバー

大阪府は、地域に愛され大切にされる川づくりをめざしており、自発的な地域活動を河川の美化につなげる「アドプト・リバー・プログラム」を、平成 13 年 7 月から、地元市の協力のもとでスタートしています。

(2) 水辺の生物保護

①ホタルの育成、観察

平成 15 年に下田原地区におけるオアシス整備（ため池整備）の完了にあわせて、ビオトープ田原里山の会が中心となり、田原小学校と連携してホタルを飛ばすプロジェクトとして、環境づくりを行い、観察を毎年行っています。

第 5 節 自然とのふれあいの推進

(1) 自然とのふれあいの推進

①市立野外活動センター

市立野外活動センターは、金剛生駒紀泉国定公園の中にある緑の文化園・むろいけ園地やふれあいの森などの施設の近くにあるキャンプ場であり、豊かな自然を体験するための環境教育・学習の場としても最適な施設です。

平成 18 年度より管理運営については指定管理者制度を導入しており、表 4-8 に示すように、子どもたちの自然とのふれあいを推進するための様々なイベントが実施されました。

表 4-8 市立野外活動センターのイベント実施状況（令和 3 年度）

1. 森のようちえん事業

	事業名	実施日	参加 人数
1	SORA 森のようちえん体験会 カレーづくりと春の生きもの探し	4 月 18 日(日)	16
2	SORA 森のようちえん ハヤシライスづくりとみんなで外遊び！	6 月 27 日(日)	28
3	SORA 森のようちえん 水てっぽうでびしょ濡れ水あそび！	7 月 25 日(日)	29
4	SORA 森のようちえん 森の夏祭りとキャンプファイヤー	8 月 22 日(日)	29

5	SORA 森のようちえん おもいきり泥んこ遊び！	9月23日(木・祝)	32
6	SORA 森のようちえん ハロウィンの大冒険 ～ブギーマンとおばけをやっつけろ！～	10月31日(日)	27
7	SORA 森のようちえん 森の宝探しといも掘りにチャレンジ！	11月23日(火・祝)	30
8	SORA 森のようちえん サンタさんといっしょに森のクリスマス会	12月19日(日)	27
9	SORA 森のようちえん 炭火の餅と思いきり外遊び	2月20日(日)	17
10	SORA 森のようちえん 飯盒炊飯と大きな焚火にチャレンジ！	3月6日(日)	25
11	SORA 森のようちえん お泊りキャンプ	3月26日(土) ～27日(日)	21
12	SORA 森のようちえん 森のようちえん そつえんしき	3月27日(日)	27

2. 子どもキャンプ事業

	事業名	実施日	参加 人数
1	SORA スプリングキャンプ Bコース	4月3日(土) ～4日(日)	37
2	SORA サマーキャンプ Aコース	8月9日(月) ～10日(火)	38
3	SORA サマーキャンプ Bコース	8月14日(土) ～15日(日)	32
4	SORA チャレンジキャンプ	8月17日(火) ～19日(木)	12
5	SORA オータムキャンプ	10月9日(土) ～10日(日)	29
6	ハロウィンナイトキャンプ	10月30日(土)	53
7	SORA ウィンターキャンプ	12月25日(土) ～26日(日)	20
8	SORA お正月キャンプ	1月8日(土) ～9日(日)	20
9	SORA ウィンターデイキャンプ	1月30日(日)	18

10	SORA スプリングデイキャンプ	3 月 21 日(月・祝)	42
11	SORA スプリングキャンプ	3 月 28 日(月) ～29 日(火)	37

3. ファミリー事業

	事業名	実施日	参加 人数
1	SORA 親子で挑戦！竹の流しそうめん①	7 月 22 日(木)	26
2	SORA 親子で挑戦！竹の流しそうめん②	7 月 23 日(金)	23
3	SORA 親子でカレー作りにチャレンジ！	9 月 26 日(日)	23
4	SORA 親子で挑戦！ピザ作り体験	11 月 14 日(日)	20
5	SORA 親子で挑戦！ ダッチオープン料理とクリスマスクラフト	12 月 5 日(日)	13
6	SORA 親子で挑戦！手打ちうどん作り！	2 月 23 日(水・祝)	10
7	SORA 親子で挑戦！鶏の丸焼き	3 月 6 日(日)	12

4. 天体観望事業

	事業名	実施日	参加 人数
1	SORA☆星の学校	4 月～3 月 (※4 月～6 月前半はコロナ中止)	118

5. 自然観察事業

	事業名	実施日	参加 人数
1	夜の生き物観察会 ホタル編	7 月 10 日(土)・ 11 日(日)	62
2	夜の生き物観察会 カブトムシ編	7 月 31 日(土)・ 8 月 7 日(土)	59

6. 指導者養成事業（「SORA 宇宙講座 ～君も星空案内人になろう！～」）

1	A 日程 「開講式・オリエンテーション」 「第 1 回 さあ、はじめよう！」	9 月 11 日(土)	25
2	B 日程 「開講式・オリエンテーション」 「第 1 回 さあ、はじめよう！」	9 月 12 日(日)	23
3	A 日程 「第 2 回 望遠鏡のしくみ」 「第 3 回 望遠鏡を使ってみよう」	10 月 16 日(土)	18
4	B 日程 「第 2 回 望遠鏡のしくみ」 「第 3 回 望遠鏡を使ってみよう」	10 月 17 日(日)	17
5	A 日程 「第 4 回 星座をみつけよう」	11 月 13 日(土)	18
6	B 日程 「第 4 回 星座をみつけよう」	11 月 14 日(日)	19
7	A 日程 「第 5 回 宇宙はどんな世界」	12 月 11 日(土)	※別施設で実施
8	B 日程 「第 5 回 宇宙はどんな世界」	12 月 12 日(日)	※別施設で実施
9	A 日程 「第 6 回 星の文化に親しむ」	1 月 29 日(土)	19
10	B 日程 「第 6 回 星の文化に親しむ」	1 月 30 日(日)	19
11	A 日程 「第 7 回 星空案内の実際」	2 月 26 日(土)	19
12	B 日程 「第 7 回 星空案内の実際」	2 月 27 日(日)	18
13	A 日程 「第 8 回 天文ソフトを使う」	2 月 26 日(土)	19
14	B 日程 「第 8 回 天文ソフトを使う」	2 月 27 日(日)	18
15	「資格認定式」「懇親会」	3 月 19 日(土)	18
16	「資格認定式」「懇親会」	3 月 20 日(日)	20

②市立環境センター修景施設

修景施設は里山の風景の再現を基本的なテーマとし、昔の民家を再現した「管理棟」をはじめ、「生き物の池」、「体験水田」、「せせらぎ」などを配し、動植物の生息にも配慮しています。

環境意識の普及と向上を図るため、市民への施設利用に供するとともに、里山の復元をテーマとした良好な環境づくりのため施設の維持管理に努めました。

なお、修景施設は平成 14 年 7 月から開設しており、令和 3 年度までの施設利用者については表 4-9 のとおりです。



市立環境センター修景施設内の管理棟

表 4-9 市立環境センター修景施設の利用状況

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
利用者(人)	6,027	5,404	5,038	4,527	3,960

※令和 2 年度 4 月・5 月は新型コロナウイルス感染拡大予防の観点から施設利用を制限。

※令和 3 年度 5 月・6 月・1 月は新型コロナウイルス感染拡大予防の観点から施設利用を制限。

③なわて自然観察会

平成 20 年度に市が主催した「四條畷市自然観察リーダー養成講座」の受講生が、平成 21 年 4 月に四條畷市の自然観察及び環境の保全活動を通じて、自然を愛する人を増やすことを目的とした「なわて自然観察会」を立ち上げ、会員相互の親睦と交流を図っています。

④むろいけ園地

むろいけ園地は、生駒山中のスポーツ・宿泊・研修施設である「緑の文化園」に隣接し、落ち着いたたたずまいの室池を中心に、2 つの散策道「ファミリートレイル」と「ネイチャートレイル」があります。湿性植物や野鳥の観察も楽しめます。

第6節 緑化の推進

(1) 市街地緑化の推進

① 生垣等設置助成事業

ブロック塀を取り壊して生垣にしようとする場合や、新たに生垣を設置する場合に、一定要件に該当する場合について市から助成金が支給されます。令和3年度の申請は0件でした。

② 公園・緑地等里親制度

本市では、平成14年度より、公園や緑地・植樹帯を親代わりになった気持ちで見守り、公園・緑地・植樹帯の維持、管理を行うことで、より愛着をもって身近に感じてもらうことを目的として、公園・緑地等里親制度を設け、活動のための支援を行っています。

主な活動として、市から春と秋に花の苗や種を支給し、植樹して管理を行っています。

また、田原の花のネットワークステーションでの花づくりを年2回行いました。

なお、令和3年度においては、自治会関係16団体、グループ23団体、個人155人が里親として登録して活動を行っています。



公園・緑地等里親の活動

表 4-10 公園・緑地等里親登録件数

	H29	H30	R1	R2	R3
自治会関係（団体）	17	17	15	15	16
グループ（団体）	30	26	20	21	23
個人（人）	137	143	142	147	155
合計（件）	184	186	177	183	194

③ なわて山守り隊

平成25年度から草木の知識や山歩き、伐採体験を学べる「里山保全リーダー養成講座」を開講し、講座後にはボランティア団体のなわて山守り隊として里山保全活動を行っています。

主な活動は、田原32号緑地、ふれあいの森の維持管理や山地美化キャンペーンで植樹した花木のお世話をしています。



なわて山守り隊の活動

(2) 農地の保全と活用

①貸し農園の開設・運営

土に親しみ生活に潤いをもたらす場を提供するとともに、農業生産の重要性を啓発するため、「貸し農園」について支援を行いました。

表 4-11 貸し農園開設・運営状況

名 称	開設年度	所在地
砂 第 1 農 園	平成 24 年度	砂 三 丁 目
岡 山 第 2 農 園	平成 15 年度	岡 山 二 丁 目
岡 山 第 3 農 園	平成 30 年度	岡 山 一 丁 目
塚 脇 第 5 農 園	令和 2 年度	塚 脇 町
米 崎 第 6 農 園	平成 16 年度	米 崎 町
障 が い 福 祉 農 園	平成 29 年度	中 野 新 町
高 齢 福 祉 農 園	令和 3 年度	中 野 本 町
南 野 ふ れ あ い フ ァ ー ム	平成 18 年度	南 野 一 丁 目
清 滝 ふ れ あ い フ ァ ー ム	平成 22 年度	清 滝 中 町
愛 菜 ふ れ あ い フ ァ ー ム	平成 22 年度	大 字 下 田 原
田 原 桃 源 郷 農 園 第 1 号	平成 24 年度	大 字 下 田 原
田 原 桃 源 郷 農 園 第 2 号	平成 24 年度	大 字 上 田 原
田 原 桃 源 郷 農 園 第 3 号	平成 26 年度	大 字 上 田 原
田 原 桃 源 郷 農 園 第 4 号	平成 27 年度	大 字 上 田 原
田 原 桃 源 郷 農 園 第 6 号	平成 28 年度	大 字 下 田 原



貸し農園

②大阪エコ農産物の普及

「大阪エコ農産物認証制度」は、農薬や化学肥料の使用量を通常の 2 分の 1 以下に抑えた農産物に対して、大阪府知事が認証を与える制度です。この制度の普及により、農薬や化学肥料の使用を控えた環境にやさしい栽培方法による作付けの普及が促進され、市民により安心して食べられる農産物の安定供給が図れるものと期待できます。

また、認証を受けた農産物には認証マークの表示が許可されるなど、地元ブランドの農産物としての付加価値を与えることが可能となり、農業振興という観点からも大きなメリットがあるものと考えられます。

本市においては、この制度に基づき、平成 16 年 6 月に四條畷市エコ農産物推進協議会を設置し、市内農家からの申請の受付を行っています。令和 3 年度の申請の受付状況については、表 4-12 のとおりです。



大阪エコ農産物認証マーク

表 4-12 令和 3 年度エコ農産物

作物名	申請件数	備 考
だ い ず	8 件	味噌加工用大豆
水 稲	13 件	学校給食に供給
え だ ま め	1 件	市立保育所に供給
からしな (わさびな)	1 件	学校給食に供給
こ ま つ な	1 件	学校給食に供給
チンゲンサイ	1 件	学校給食に供給
サ ン チ ュ	1 件	学校給食に供給
レ タ ス	1 件	学校給食に供給

③地産地消の推進

市立小・中学校・保育所での地場産野菜の安定的利用とその供給を促進するため、給食センターや各保育所と農業者団体との間で、納入量及び納入時期を事前に調整することにより、地元の子どもたちへの供給拡大に努め、地域農業の維持・安定を図りました。

表 4-13 地場産野菜の学校給食等への供給実績

学 校 給 食 供 給 実 績			
品 目	期 間	回 数	供 給 量
たまねぎ	令和3年6月1日から 令和3年6月24日まで	15回	2,395 kg
ねぎ	令和3年4月14日から 令和4年3月18日まで	48	2,087
味噌	令和3年4月16日から 令和4年3月18日まで	20	531
エコ米	令和3年11月24日から 令和3年12月3日まで	5	1,944
四條畷米	令和3年4月から 令和4年3月まで	42	40,600
チンゲンサイ	令和3年4月12日から 令和4年3月23日まで	19	1,194
こまつな	令和3年4月16日から 令和4年3月9日まで	21	863
かぼちゃ	令和3年9月10日	1	125

保 育 所 給 食 供 給 実 績			
品 目	期 間	回 数	供 給 量
たまねぎ	令和3年5月31日から 令和3年6月21日まで	4回	198.1 kg
味噌	令和3年4月5日から 令和4年3月7日まで	23	238.0
エコ米	令和3年11月1日から 令和4年1月31日まで	14	1,080.0
黒豆	令和4年1月25日	1	4.7
かぼちゃ	令和3年9月6日	1	9.0

第7節 快適な住環境の整備

(1) 美化活動

① 空き地等の適正管理

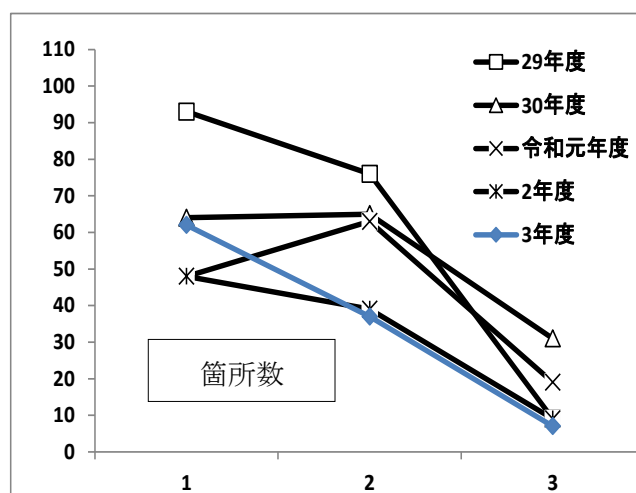
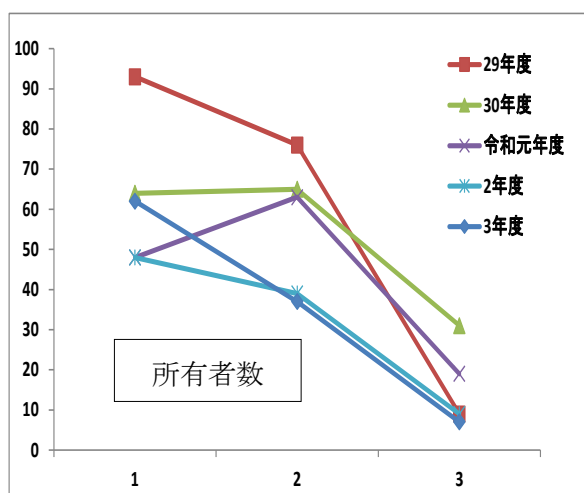
空き地等については、四條畷市生活環境の保全等に関する条例により、その所有者等に適正な管理を義務づけていますが、雑草が繁茂した状態で放置されているなどのケースも多く、特に夏場の時期を中心として、周辺の住民から多くの苦情が寄せられています。

このため、空き地等の実態調査を行うとともに、管理状況については定期的にパトロールを行い、管理不備な空き地等の所有者や管理者に対し、適正管理の依頼文書を送付し、指導を行いました。

表 4-14 空き地等の適正管理通知所有者数及び箇所数

年度	回数	月	所有者数	箇所数
平成29年度	1回目	6月	93	93
	2回目	9月	76	76
	3回目	12月	9	9
平成30年度	1回目	6月	64	64
	2回目	9月	65	65
	3回目	12月	31	31
令和元年度	1回目	6月	48	48
	2回目	9月	63	63
	3回目	12月	19	19
令和2年度	1回目	6月	48	48
	2回目	9月	39	39
	3回目	12月	9	9
令和3年度	1回目	6月	62	62
	2回目	9月	37	37
	3回目	12月	7	7

図 4-1 空き地等の適正管理通知所有者数及び箇所数



②違法簡易屋外広告物等撤去

平成 16 年 4 月 1 日に、大阪府屋外広告物条例により、はり紙、はり札、広告旗及び立看板など、違法な簡易屋外広告物の除却に関する事務の権限が市町村に移譲されました。これに伴い、平成 16 年 11 月に四條畷市不法屋外広告物等対策協議会を設置し、大阪府、市及び関係機関等が相互に連携して、定期的な撤去活動などの取り組みを行っています。

また、違法な簡易屋外広告物の除却について、市職員に加えて、市が実施する講習を受講した市民等に対しても権限を与えることで、自主的な撤去活動を可能とするために、「かたづけたい・四條畷」を平成 17 年 6 月よりスタートさせました。

令和 3 年度現在、4 団体、27 名の方がボランティアとして登録されており、自主的な活動や市が実施する撤去活動への協力を行っています。

なお、令和 3 年度における違法簡易屋外広告物の撤去活動の実績については、表 4-15、表 4-16 のとおりとなっております。

表 4-15 違法簡易屋外広告物等の撤去件数

平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
18	20	3	13	5

表 4-16 違法簡易屋外広告物撤去活動実績（令和 3 年度）

<四條畷市不法屋外広告物等対策協議会>

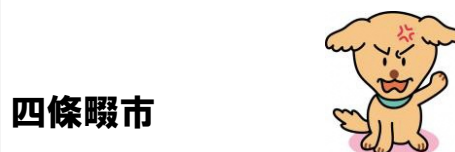
日程	はり紙(枚)	はり札(枚)	立看板(枚)	のぼり旗(本)	合計	場所	参加人数
令和3年6月24日	3	0	1	0	4	田原台一丁目・田原台二丁目・田原台四丁目・田原台七丁目・大字上田原・大字下田原	4名
令和3年10月22日	1	0	0	0	1	岡山一丁目・砂一丁目・西中野一丁目・西中野二丁目・西中野三丁目・中野本町・中野新町・江瀬美町・雁屋北町・米崎町	21名
合計	4	0	1	0	5		25名

③ペットの適正管理

最近のペットブームなどの影響により、犬や猫などを飼う家庭が増加する傾向にありますが、一方では犬のフンの放置など飼育マナーの低下が問題となっています。

飼い犬等の「フン」問題について、飼い主のモラル向上を図るため、飼い犬登録時にモラル向上のパンフレットの配付を行いました。また、広報誌に犬の適正管理についての記事掲載や、犬のフンの始末に関する啓発看板、フン放置を警告するイエローカードを作成し、希望者には窓口で配付するなどの啓発を行いました。

ふんの放置禁止！
このふんをした犬の飼主
は、持ち帰ってください。



四條畷市

表 4-17 飼い犬登録頭数

(単位：頭)

年度	登録頭数	新規登録頭数	死亡届出頭数
平成29年度	3,114	169	127
平成30年度	3,202	217	133
令和元年度	2,827	173	549
令和2年度	2,732	303	357
令和3年度	2,909	394	136
前年度増減	177	91	△ 221

表 4-18 啓発看板及びイエローカード配布数

種類	(単位：枚)				
	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
啓発看板配布枚数	58	112	97	137	134
イエローカード(枚)	18	40	29	23	20

④美化・清掃活動の推進

地区・自治会による清掃活動の推進に努めるとともに、清掃活動を円滑に進めるために、市民への清掃用具の貸し出しや汚泥回収袋の配布を行っており、清潔保持や飛散防止のため早期回収に努めています。

令和 3 年度における清掃活動件数は図 4-2 のとおりで、合計 116 件となっています。

これは、前年度と比べて減少しています。

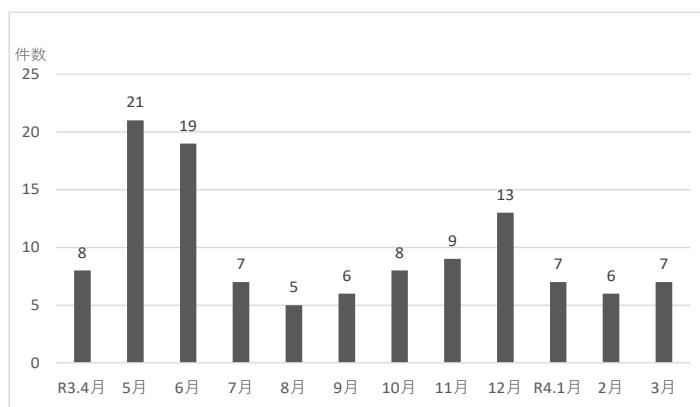


図 4-2 清掃活動件数 (令和3年度)

⑤四條畷市生活環境の保全等に関する条例の啓発

平成 20 年 3 月に制定された「四條畷市生活環境の保全等に関する条例」に基づき、空き地、空き家等の苦情、犬のフンの放置など飼育マナーの低下、ごみのポイ捨てなどの行為の禁止、啓発に努めています。

(2) 公園の保全・整備

①公園施設・遊具等補修

安全・安心な公園の保全整備を図るため、点検、補修を行っています。ブランコやすべり台等遊具の腐食、磨耗、破損、変形等について、点検マニュアルに基づき、早期発見、修理に努めています。

表 4-19 公園施設・遊具等補修工事（令和 3 年度）

工 事 名	工 事 場 所	工 事 概 要
公園遊具等修繕 3-1	川崎池公園 他 6 公園	ブランコ乗り板、チェーン等修繕
公園遊具等修繕 3-2	田原台二丁目東公園 他 2 公園	ブランコ乗り板、チェーン等修繕
公園遊具等修繕 3-3	雁屋北公園	トイレ扉、窓修繕
フェンス修繕	向二南児童遊園	フェンス修繕
蜻蛉池公園トイレ修繕	蜻蛉池公園	トイレ部品、配管取替
戎公園便所外灯取替	戎公園	照明器具取替

(3) 環境に配慮した交通への取組

①コミュニティバスの運行

本市では、平成 16 年から、東西市街地間の市民交流や公共交通空白地及び公共交通不便地の解消、市内商業活動の活性化などを目的として、業者委託で運行業務を行っています。また、平成 21 年 4 月から通勤・通学でのバス利用者の拡大や利用者の少ないルートの見直しによる車両分を緑の文化園へ乗り入れルートの新設に活用しました。さらに、平成 23 年 4 月から、田原ルートにおいて緑風台発の始発便の 1 便増便及び早朝便の時間調整を行い、通勤・通学ラッシュ時の混雑緩和を見直しました。平成 27 年 4 月には、通勤、通学時間帯の混雑解消及び利便性の向上を図るため、中型バス 1 台の増車による増便と快速便による更なる所要時間の短縮を図るダイヤに変更し運行改定を行いました。

さらに、平成 28 年 9 月からは、利用者の利便性の向上及び降車時の時間短縮を趣旨に、中学・高校生対象の学期定期券の発行を実施しました。平成 29 年度においても、市民ニーズに基づき、ダイヤ改正、田原ルートの一部の変更を行い、利便性の向上を図りました。

また、平成 29 年度には、地域の実情に即した輸送サービスの実現に、必要となる事項を協議するため「四條畷市地域公共交通会議」を設置し、令和元年度に公共交通の更なる充実と持続可能な運行の実現に向け、四條畷市における今後の公共交通の方向性を示すことを目的に四條畷市地域公共交通計画を作成しました。これを踏まえ、西部線については、デマンドタクシーによる実証運行の基本方針を策定し、東西線については、利用状況や利用者数に応じた便数やルートの改善等の暫定本格運行の基本方針を策定し、令和 2 年 10 月にルート・ダイヤ改正を行い、大型商業施設（イオンモール四條畷）へ延伸や通勤時間帯の輸送力の確保を行い、利便性の向上を図りました。

②放置自転車対策

本市では、昭和 62 年に「四條畷市自転車等の放置防止に関する条例」を制定し、道路等の公共の場所における自転車等の放置対策を行っています。この条例に基づき、自転車等の放置が著しい地域については放置禁止区域として指定し、定期的なパトロールを実施して、放置禁止区域内に放置された自転車の撤去を行っています。

第8節 景観や歴史的文化的遺産の保存

(1) 歴史的文化的遺産の保存・活用

①文化財の保護

「自然と歴史をいつくしみ、やすらぎ めくもり にぎわいをそだてよう みんなの夢をつくるまち 四條畷」を多くの市民に深く理解していただく場として、歴史民俗資料館の活用を図りました。

地域の開発事業に伴って、事前に埋蔵文化財保護のための確認調査および試掘調査を実施し、遺跡の保護に努めました。その結果、土木工事によって遺跡を破壊する部分に関しては、発掘調査を実施するとともに出土品の整理と保存・公開に努めました。

また、市内の貴重な文化財を継承・保護・活用していくため、四條畷市文化財保護条例に基づき、四條畷市文化財保護審議会を2回開催しました。第1回では、令和4年度の文化財行政についての審議と史跡飯盛城跡保存活用計画書策定に向けた予定についての報告、第36回特別展『「天下の支配者」 三好殿一考古学からみた天下人三好長慶の軌跡と飯盛城一』の視察を行った。第2回では令和4年度当初予算に基づく文化財行政についてと令和4年度第37回特別展の企画（案）についての審議、史跡飯盛城跡保存活用計画策定の概要（案）についての報告を行いました。

例年取り組んでいる、大阪府と府内の市町村がネットワークを構築のもと、行政区域を越えた広域的な生涯学習の事業である「大阪府・市町村生涯学習ネットワーク会議」の事業の一環として行われている「生涯学習広域講座 おおさかふみんネット」は、新型コロナウイルス感染症対策として参加者の安全、安心確保の観点から開催を中止しました。大阪府教育庁文化財保護課主催の大阪府文化財愛護推進委員会の一つである河北文化財愛護推進委員連絡協議会については、市内在住2人の委員とともに会議や研修会に参加し、他市の委員との交流の中で文化財に関する情報交換などの活動を行っていますが、今年度は新型コロナウイルス感染症対策のため総会を书面決議とし、研修会などは中止となりました。

本市の歴史を広く知っていただくため、小中学校初任者等及び10年経験者研修、四條畷市観光ボランティアによる「歴史と史跡の連続講座」、「なわて学」講座プレミアム（総論・基礎編）、科学研究費補助金「馬具生産・流通構造解明を通じた日本古墳時代・朝鮮三国時代の馬匹生産体制の復元」調査のための市内遺跡踏査、四條畷市ボランティアガイド「ゆずりは」が案内する遺跡見学において、それぞれ講師として参加しました。

本市文化財に関する市外への情報発信は次のとおりです。

表 4-20 刊行物への資料貸出、掲載

書名等	主な内容	刊行年月
JA バンク大阪会報誌『中之島倶楽部』への掲載	権現の滝、飯盛城跡の記事	夏号
文理閣『歴史家の案内する大阪』への掲載	千光寺跡出土田原礼幡キリシタン墓碑の出土状況写真	令和3年10月
残念石研究会『生駒山地西斜面石切丁場跡群の研究—大坂城再築普請における生駒山石切場跡の考古学的調査—』への掲載	飯盛城跡周辺の三次元航空レーザ計測による地形測量図	令和3年7月
公明新聞	飯盛城跡遠景（北西から）の写真	令和3年6月

一般社団法人大阪府宅建協会『たくマガ』への掲載。	飯盛城跡から眺望・石垣・堀切の写真	令和3年9月号
大阪府公明党府議団ホームページへの掲載	飯盛城跡の遠景（北西から）の写真	令和3年7月から
個人研究者 論文への掲載	大上6・7号墳出土埴輪	—
公益社団法人 大阪府建築士会『北河内 中河内・歴史的建造物マップ』・『大阪文化財ナビ』への掲載	飯盛城跡遠景（北西から）、四條畷市立歴史民俗資料館の写真	—
「よみがえる飯盛城 3DCG 再現プロジェクト」における飯盛城フル CG 制作での使用	飯盛城跡 レーザ計測点群データ	—
JR 四條畷駅作成の缶バッジと社内広報への掲載	飯盛城跡遠景と石垣の写真	—
株式会社 国書刊行会『今、見に行く 1000 の縄文土器と土偶、それから石器。』への掲載	更良岡山遺跡出土の土偶の写真	令和4年3月
産経新聞大阪本社発行朝刊の国史跡指定特集記事への掲載	飯盛城跡遠景（北西から）の写真	令和3年11月27日
株式会社童心社『遺跡から調べよう！③古墳時代』への掲載	雁屋遺跡1号方形周溝墓6号主体部出土の組み合わせ式木棺の写真	令和4年1月
個人研究者 論文への掲載	四條畷市ホームページ掲載の飯盛城跡記事の使用	—
個人研究者 論文への掲載	更良岡山遺跡出土の縄文土器	—
株式会社 ABC アーク『歴史人』への掲載	『讃良郡絵物語 承久の乱』のイラスト	令和4年2月
個人研究者 論文への掲載	木間池北方遺跡、城遺跡、中野遺跡、讃良郡条里遺跡出土の韓式系土器、土師器	—
関西テレビ『日本の轍（わだち）』 清滝街道紹介内での使用	権現の滝のイラスト	令和4年2月
小松市教育委員会『新修 小松市史 通史編 I』への掲載	雁屋遺跡2号方形周溝墓3号主体部出土の組合せ式木棺の写真	令和3年度

表 4-21 展示会等への出品

開催場所	展示会名称	内 容	展示期間
大東市立歴史民俗資料館	三好長慶生誕 500 周年記念イベント「飯盛城 築城一調査からみる城のつくりかたー」	飯盛城跡出土遺物と 埴列建物の写真	令和3年7月3日 ～8月1日

関西大学 博物館	博物館実習展「発見！こんなところ に和楽器―埴輪から漫画まで―」	忍ヶ丘駅前遺跡出土 琴を弾く 人物埴輪の写真	令和3年11月8日 ～11月13日
大東市内図 書館	「飯盛城跡の見どころ」展	飯盛城跡の石垣、堀切の写真	令和3年11月1日 から年内

【3】報告書作成事業については、『四條畷市文化財調査年報 第9号』を刊行し、本市の発掘調査成果を公開するため各関係機関へ配布しました。

埋蔵文化財発掘調査に関しては、次のとおりです。

表 4-22 土木工事等に伴う文化財保護法第93条第1項の発掘届出の件数と取扱い内容

	慎重工事	立会工事	発掘調査	合 計
令和3年度	112 件	5 件	8 件	125 件

表 4-23 発掘調査の取扱いになったもののうち確認調査後に本調査を実施したもの

令和3年度	遺 跡 名	調査結果概要
宅地造成	北口遺跡 (令和2年度から継続実施)	古墳時代の集落跡・玉作り工房跡

②歴史民俗資料館の運営

歴史民俗資料館は、貴重な遺産である歴史や文化財を愛護し、市民の郷土への認識を高め、また文化の向上及び発展への意識向上を図るため常設展示と企画展示を行いました。展示に際しては、イラストをふんだんに使用し、よりわかりやすく四條畷の歴史を実感いただけるように工夫しました。

例年実施している、夏休み期間中における子ども向けイベントや自主事業講座、市内小学校の校外学習などの事業については、新型コロナウイルス感染症対策として来館者の安全、安心確保の観点から開催を見送りました。



歴史民俗資料館

表 4-24 年間来館者数

	開館日数	入館者数	1日平均入館者数
令和3年度	227 日	4,426 人	19 人

※令和3年4月25日から6月20日まで、新型コロナウイルス感染症対策のため臨時休館。

【1】常設展示

内容：考古・歴史資料展示室では市内での発掘調査で出土した旧石器時代から安土桃山時代までの資料を、また、民俗資料展示室では寄贈された農具などの民俗資料を展示し、四條畷の歴史や民俗を紹介しました。

表 4-25 常設展示

	開館日数	入館者数	1 日平均入館者数
令和 3 年度	167 日	2,653 人	15 人

【2】特別展

テーマ：三好長慶生誕 500 周年記念プレイベント

第 36 回特別展「天下の支配者」三好殿 ―考古学からみた天下人三好長慶の軌跡と飯盛城―

内 容：飯盛城跡は、戦国時代に三好長慶が居城とした近畿地方有数の規模を誇る城跡です。長慶は室町幕府 13 代将軍足利義輝を京都から追放し、政治の実権を握った武将で、同時代のキリスト教宣教師の文献などに「天下を治めていた」、「天下の支配者」などとして登場し、近年織田信長に先駆ける最初の天下人と評価されています。また調査で、石垣を全域に用いた初期の城であること、大規模な造成を行っていることが判明し、塙を用いた建物跡が検出されるなど、長慶がその重要性を認識し拠点を置いた山城の全容が徐々に明らかになってきています。特別展では、主に考古学的な資料から、三好長慶が天下人へと至る軌跡を追い、戦国時代史における飯盛城の意義について考える内容としました。

また関連事業として、飯盛城跡現地見学会を新型コロナウイルス感染症対策の人数制限を設けて、10 月 20 日（参加者数 18 人）と 11 月 6 日（参加者数 15 人）に実施しました。

表 4-26 特別展【期 間：令和 3 年 10 月 5 日～12 月 12 日】

	開館日数	入館者数	1 日平均入館者数
令和 3 年度	60 日	1,773 人	29 人

【3】企画展

発掘調査成果の速報展示会を開催し、それらに関する説明チラシを作成のうえ配布しました。

【4】読書週間に伴うイベント

期 間：令和 3 年 11 月 13 日

内 容：図書館主催の「読書の秋子どもスタンプラリー」の一環として紙芝居を実施しました。
(参加者数 19 人)

③飯盛城跡の国史跡指定推進

飯盛城跡は、戦国時代末期に近畿と四国の一部を支配する三好長慶が居城とした山城で、現在も約 450 年前の曲輪跡や堀切跡、石垣などが各所に良好な状態で残存しており、全国的に貴重な歴史遺産であることから、これをより良好な状態で後世に受け継いでいくために保存し、その後に整備、活用することにより、全国に城の情報を発信して多くの方々に訪れていただくため、大東市連携のもと国史跡指定をめざし、平成 28 年度から大東市とともに、飯盛城跡の調査研究に関する専門委員会指導のもと、飯盛城跡の現地調査、関係資料調査を実施した結果、城郭史上の貴重な山城跡であることが

判明しました。

このことから 6 月 18 日に開催された国の文化審議会において「戦国時代の政治、軍事を知るうえで貴重」として、飯盛城跡を国史跡に指定するよう文部科学大臣に答申され、10 月 11 日付の官報告示により国史跡に指定されました。

また両市は、令和 4 年 2 月 3 日付けの官報告示により、史跡飯盛城跡を管理すべき地方公共団体として指定されました。

飯盛城跡の広報活動として、令和 3 年 7 月 25 日に大東市とともに飯盛城跡の調査報告会「クローズアップ飯盛城 2021」を開催し 121 人の参加者がありました。また国史跡指定を記念して、懸垂幕やのぼり旗を市役所や歴史民俗資料館に設置するとともに、JR 四条畷駅の協力を得て駅の一角に飯盛城跡の啓発コーナーを設けていただきのぼり旗を設置しました。

なお、歴史民俗資料館には「続日本 100 名城」に関する飯盛城跡のスタンプを設置しており、全国からスタンプ押印のため延べ 484 人の来館者があり、飯盛城への関心の高さがうかがえます。今後もスタンプの利用を通じて広報に努めます。

④市史の編さん事務

四條畷の歴史を調査、研究し、活字資料として残すこと、市史を有効活用してもらうことにより、郷土愛の育成につなげることを主旨としています。

10 人の執筆者から提出された原稿の編集作業を行い、令和 4 年 3 月 31 日に『四條畷市史第六巻(民俗編)』を刊行しました。

『四條畷市史』(第一巻～第五巻)、『こども歴史 わたしたちの四條畷』、『歴史とみどりのまち ふるさと四條畷』を販売しました。



飯盛城跡遠景



市史第六巻(民俗編)

(2) まちなみ景観の保全

①ボランティアガイドの育成

四條畷市の自然や歴史的遺産を案内するボランティアガイドの養成に向けて、「歴史と史跡の連続講座」を実施しています。

平成 18 年 4 月なわてロードガイド「ゆずりは」(現「なわてボランティアガイド「ゆずりは」」)が結成され、多くの方に四條畷市の素晴らしい自然や歴史的遺産を知っていただくため、日々のガイド活動をはじめ、



「ゆずりは」の活動

他市町村の観光ボランティアガイド養成講座への講師としての協力など、四條畷市の観光資源を PR する

るために精力的に活動しています。また、ガイド活動以外に、勉強会を実施し、市内外の自然や歴史、まちなみに関する知識を深めています。

令和 3 年度末現在で会員数は 14 名となっています。

表 4-27 なわてボランティアガイド「ゆずりは」の活動状況（令和 3 年度）

活動年月日	活動内容	参加者	参加人数
令和 3 年 4 月 2 日	「観桜ハイキング～飯盛霊園からほしだ園地、妙見坂～」	一般	人 21
5 月 13 日	「楠正行ゆかりの史跡めぐり」	新型コロナウイルス感染症対策のため中止	
10 月 10 日	「続日本 100 名城の飯盛城跡をたずねて」	一般 連続講座受講生	34
11 月 11 日	「四條畷の戦いと楠正行ゆかりの史跡めぐり」	一般 連続講座受講生	14
11 月 28 日	「紅葉の室池から田原の里へ」	一般	21
令和 4 年 1 月 8 日	「旧河内国讃良郡の三大寺院跡と式内社めぐり」	一般	28

②観光PR用マップの活用

観光案内時に四條畷市の名所・旧跡等を分かりやすく表した観光コースのマップを活用するなど、本市の観光資源のPRに努めています。

③ラブホテルに係る建築規制

本市では、昭和 60 年に「四條畷市ラブホテル等建築規制に関する条例」を定め、規制を行ってきましたが、条例制定後 20 年以上経過し、ラブホテルの形態が多様化したことに伴い、平成 20 年 3 月に見直しを行い、「四條畷市ラブホテル及びぱちんこ店の建築の規制に関する条例」として制定しました。この条例は、本市の環境行政を推進していく上での基本理念を定めた四條畷市環境基本条例に基づき、市内におけるラブホテル及びぱちんこ店の建築について必要な規制を行うことにより、快適で良好な生活環境の実現に資するとともに、青少年の健全な育成を図ることを目的としたものであることを定めています。

第9節 循環型社会の構築

(1) ごみの3Rの推進

①エコショップ制度

「エコショップ制度」はごみ減量化・リサイクルに積極的に取り組むことを宣言した小売店をエコショップとして登録することにより、再生品の販売や簡易包装、不用容器の回収など環境に配慮した販売活動に積極的に取り組んでもらうための制度です。

本市においてもエコショップの普及に努めており、令和4年3月末時点で、市内には16店がエコショップとして登録されています。



エコショップの
店頭表示ステッカー

②フードドライブ

日本では、まだ食べられるのに捨てられる食品（食品ロス）が、年間522万トン（農林水産省及び環境省「令和2年度推計」）もあります。

本市では、食品ロス削減の一環として、家庭で余っている食品を持ち寄ってもらい、それらをフードバンク大阪を通じて、必要とする団体や施設に寄付する「フードドライブ」を各イベントと同時開催しています。

令和3年度の実績については表4-28のとおりです。



表4-28 フードドライブ回収実績

イベント名	種類	回収量（kg）
廃油回収	米【白米・玄米】	93
平和・人権展	乾麺【パスタ・素麺等】	28
食器市	調味料【醤油・塩・食用油・砂糖等】	59
小型家電回収	缶詰・レトルト・インスタント食品	59
人権啓発事業	お菓子・粉ミルク・ベビーフード	7
拉致問題啓発講演会	乾物類【のり・わかめ等】	2
消費生活連続講座	飲料	14
	その他	4
合 計		266
前 年 度		177
増 減		89

③古紙等の集団回収

古紙などの再資源化を促進するために、子ども会や自治会などで自主的に行われている集団回収はごみの減量化や再資源化に大きな役割を果たしています。本市では、集団回収を支援するために、報奨金を交付しています。

令和3年度においては、集団回収登録団体83団体に対して、回収品1kg当たりにつき、古紙3円、アルミ缶2円の報奨金を交付しており、本市における全体の集団回収量は約1314.5tとなりました。

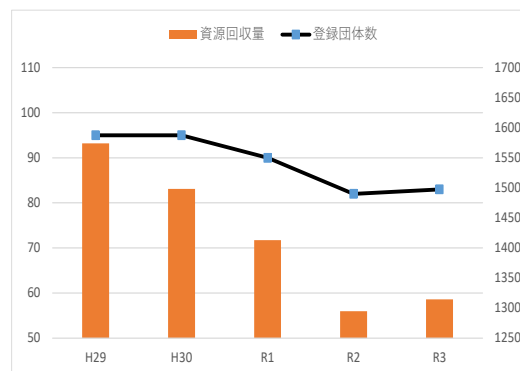


図 4-3 回収量と登録団体数の推移

表 4-29 集団回収実績

			H29	H30	R1	R2	R3
登録団体数		(団体)	95	95	90	82	83
資源回収量	古紙	(t/年)	1417.8	1360	1274.8	1175.8	1191.4
	紙パック	(t/年)	5.8	5.1	4.451	3.912	3.556
	アルミ缶	(t/年)	39.4	38.4	36.9	37.8	36.8
	古布	(t/年)	111.1	94.8	96.7	77.3	82.7
	(合計)	(t/年)	1574.1	1498.3	1412.8	1294.8	1314.5

④食器の回収・食器市の開催

市民団体との協働事業により、各家庭で使わなくなった陶磁器製やガラス製の食器の回収を行いました。

回収した食器を基に、令和3年7月28日葎屋中継所で「食器市」を行い、総量約490.9kgもの食器を来場者に無料で持ち帰ってもらうなど、ごみの減量化に向けたリユース意識の醸成を図りました。



食器市の様子

⑤家具等のリユース品展示コーナー

ごみの減量化を推進するため、市民のみなさんから提供された家具などの不用品の中から使用可能なものを展示し、希望者に抽選で提供しました。

実施日	令和3年11月12日（金）～11月13日（土）	最終日が抽選会
主催	四條畷市	
協力団体	四條畷市再生資源集団回収促進協議会	
実施場所	葎屋中継所	
内容	家具等のリユース品の展示及び抽選会	
展示品数	217点	
希望者への提供品数	84点	
来場者数	約170人	

表 4-30 家具等のリユース品展示コーナーの概要

⑥小型家電の回収

平成 25 年 4 月から施行された使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律（小型家電リサイクル法）に基づき、パソコンや携帯電話などの小型家電に含まれる貴金属や希少金属（レアメタル）といったリサイクル可能な金属を有効活用するために、一般家庭で使用された小型家電のイベント回収を年 1 回実施し、825.5kg の小型家電を回収しました。

表 4-31 小型家電回収実績

回収品目	年度	R3 (単位：点)
携帯電話・PHS		14
パソコン本体・ノートパソコン		23
デジタルカメラ		5
ビデオカメラ		1
ゲーム機器		3
扇風機		31
電子辞書・電子手帳		4
ラジオ		10
ビデオ・DVDプレーヤー		16
オーディオ機器		3
プリンター		16
ワープロ		0
電子時計		0
電子ジャー		8
電気掃除機		24
電気ストーブ		13
電動ミシン		4
食器乾燥機		4
食器洗い乾燥機		4
電子レンジ		9
ファンヒーター		7
冷風機・冷風扇		1
合計		196

⑦不燃小物回収箱の設置

ごみ減量化の取組みとして、平成 20 年 12 月から粗大ごみ・不燃ごみの申込制を実施していますが、小さなお茶碗などごく少量の不燃物については、市民の利便性を考慮し、平成 22 年 1 月から「不燃小物回収箱」を市内 5 箇所（市役所、グリーンホール田原、市民総合センター、教育文化センター、市民活動センター）に設置し回収を行っています。

表 4-32 不燃小物拠点回収実績

	月別合計重量 (kg)	収集回数 (回)	1回あたりの平均 回収重量 (kg)
令和3年4月	900	36	25.00
5月	600	17	35.29
6月	910	22	41.36
7月	890	30	29.67
8月	640	30	21.33
9月	1,330	30	44.33
10月	880	26	33.85
11月	910	24	37.92
12月	1,080	28	38.57
令和4年1月	595	22	27.05
2月	960	29	33.10
3月	1,020	32	31.88
合計	10,715	326	

⑧拠点回収

使用済み乾電池については、回収に協力いただく店舗に回収箱を設置し、定期的に回収を行い、再生資源処理業者に委託して処理を行いました。(回収箱設置店舗数 26 店舗)

さらに、平成 18 年度から市内の電気製品販売店等の協力を得て、使用済みの蛍光灯の拠点回収を行い、回収した使用済み蛍光灯は再資源化業者に委託して処理を行いました。(市内 15 ヶ所)

なお、令和 3 年度までの拠点回収実績については、表 4-33 のとおりです。



表 4-33 拠点回収量

	H29	H30	R1	R2	R3
乾電池 (t)	9.78	11.2	7.89	9.78	11.5
蛍光灯 (t)	1.5	3.79	4.36	1.5	2.97
拠点回収量 (t)	11.28	14.99	12.25	11.28	14.47

⑨プラスチック製容器包装類の分別収集

北河内 4 市（枚方市・寝屋川市・四條畷市・交野市）で発生する一般廃棄物のうち、「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進に関する法律（容器リサイクル法）」に基づく、ペットボトル及びプラスチック製容器包装（プラスチック製容器包装類）の中間処理を行うための圧縮梱包処理施設の設置、管理及び運営に関する事務を共同処理するため、平成 16 年 6 月 1 日に「北河内 4 市リサイクル施設組合」を設立して、平成 20 年 2 月から施設が稼働しています。



表 4-34 北河内 4 市リサイクルプラザ処理実績

年 度	搬入量（t）	残渣（t）	資源化量（t）
平成29年度	580.74	18.73	562.01
平成30年度	558.28	17.41	540.87
令和元年度	562.27	18.57	543.70
令和2年度	592.51	21.31	571.20
令和3年度	605.72	18.39	587.33

⑩本市業務に伴う廃棄物の減量化

ア．学校給食における食品残渣の縮小

学校給食センターでは、平成 13 年 9 月に建設された当時から、厨芥処理機が設置されており、給食残渣の圧縮を行っています。毎日 80kg 程度の調理時に出る野菜の皮や学校から返される給食の残りをこの機械に投入し、この機械を回転させながら、水分と分離、圧縮しごみの減量化を図っています。

イ．廃油の再生化

学校給食で使用された油については、事業者を通じ全て再生化する取組みを行っています。

⑪ごみ収集における再資源化

本市では、缶、びんなどを資源ごみとして毎月 2 回収集しており、収集した資源ごみを専門業者に委託処理を行い、ガラス類や金属原料にし、また、収集した粗大ごみ・不燃ごみの中から、古鉄類と木材を手選別し、それぞれ再資源化を行いました。

表 4-35 ごみ収集における再資源化状況

年度				H29	H30	R1	R2	R3
家庭系	可燃ごみ	a	(g/人日)	466.10	460.10	458.40	465.90	464.60
	資源ごみ	b	(g/人日)	50.30	48.20	47.60	50.30	50.80
	粗大・不燃ごみ	c	(g/人日)	39.50	26.40	28.40	31.40	29.20
	小計		(g/人日)	555.90	534.70	534.40	547.60	544.60
	集団回収	d	(g/人日)	75.60	73.90	69.30	63.90	66.10
	拠点回収	e	(g/人日)	0.50	0.60	0.80	0.70	1.00
	うち乾電池・蛍光管分		(g/人日)	0.50	0.60	0.60	0.50	0.90
	合計		(g/人日)	632.00	609.20	604.50	612.20	611.70
資源化量 (b+c*α+d+e)			(g/人日)	134.30	127.98	123.38	121.18	123.74
資源化率			(%)	21.3%	21.0%	20.4%	19.8%	20.2%

(2) ごみの適正処理

①ごみの不法投棄対策

主要市道を中心とする不法投棄に対して、定期的にパトロールを実施するとともに、立札・看板・防止柵等を設置し、不法投棄の防止に努めています。発見したごみ等は、処理場へ運搬しています。

また、平成 13 年 4 月より施行されている特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法）に対応し、対象 4 品目の適正な処理方法の啓発に努めるとともに、パソコンを含めた不法投棄対策として、警察への協力要請や警告看板の作成、職員によるパトロールを行っています。

表 4-36 不法投棄対策の推移

年度	パトロール回数	立札・看板の設置	廃棄物全般			家電リサイクル法対象廃棄物	
			発生件数	指導件数	処理量	発生台数	リサイクル台数
H29	243回	8枚	100件	0件	47m ³	19台	117台
H30	241回	5枚	89件	0件	68.8m ³	48台	48台
R1	241回	10枚	110件	0件	73m ³	38台	37台
R2	244回	9枚	122件	0件	59.3m ³	31台	25台
R3	233回	3枚	81件	0件	27m ³	22台	15台

第 10 節 生活の中の水循環の保全

(1) 生活排水の適正処理

①生活排水処理計画

大阪府では、「大阪府生活排水処理計画整備指針」（平成 24 年 3 月）に基づき、下水道や合併処理浄化槽など、それぞれの生活排水処理施設の効果や経済性などを検討し、地域の実情に最も適した整備方策を選択し、各整備方策による区域を明確にして、効率的かつ計画的な整備を進めることとしています。四條畷市では、「四條畷市生活排水処理基本計画」（平成 30 年 3 月改訂）を策定し、令和 9 年度中に生活排水適正処理率 100%を目指しています。

(2) 水の循環利用

①雨水タンクの設置

地表に降り注ぐ雨水は、自然における水循環の観点から貴重な水資源として有効利用を図ることが必要です。

雨水の再利用を図る手段として、最近注目されている雨水タンクについては、比較的容易に取り組むことが可能であり、市民への啓発効果も期待できることから、平成 19 年度から、市役所本館など市の公共施設 10 箇所（設置数 36）に導入を図りました。導入した施設においては、植栽への水やり、打ち水、清掃の用水などに利用して有効活用を図っています。



雨水タンク（市役所本館）

【雨水タンク設置施設】

市役所本館、市民総合センター、保健センター、環境センター修景施設、忍ヶ丘あおぞらこども園、四條畷小学校、忍ヶ丘小学校、岡部小学校、くすのき小学校、田原中学校

②透水性舗装

都市化が進みアスファルト舗装面積の拡大により、雨水の地中への浸透は阻止されてきます。それは、都市型洪水、地下水の枯渇、地球温暖化の元凶とされ、最近では雨水の地中還元を叫ぶ声が大きくなっています。都市の機能を損ねないという前提の中で注目されているのが、透水性舗装です。

四條畷市では、歩道部分の新設、改良工事の舗装については、必要に応じて透水性舗装を行っています。

第 11 節 健康に暮らす生活環境の保全

(1) 大気の保全

①工場・事業場等の指導

法・条例対象の特定施設又は届出施設を設置している工場・事業場については、届出書の経由事務を行うとともに、法・条例等の適正な遵守が行われるよう、大阪府が実施する立入調査に市職員も同行しました。

また、工場・事業場から発生する大気、悪臭に関する苦情が発生した場合については、大阪府とも連携しながら、現場を確認して原因を調査するとともに、すみやかに問題解決が図られるよう、事業者の指導に努めました。

②屋外燃焼行為（野焼き）対策

大気に関する苦情のうち最も多いのが、屋外燃焼行為（野焼き）となっています。苦情の発生源としては、工事現場等において廃木材などを燃やすケースのほか、一般家庭においても庭木の剪定枝などを燃やすことにより、近隣住民から苦情が寄せられる場合もあります。

苦情の伝達経路については、住民から直接市役所に寄せられる場合が多いですが、消防署を通じて市役所に通報が入る場合もあり、通報を受けた場合はすみやかに現場に直行し、状況の確認を行うこととしています。

野焼き行為については廃棄物処理法により原則禁止されていますが、一部の事業者や市民には認識が不足している場合も多く、事情を説明の上、焼却によらず廃棄物として適正に処理を行うよう、指導を行いました。

③アスベスト対策

平成 17 年に石綿（アスベスト）問題が表面化してから、建築物の解体工事に伴うアスベストの飛散に健康不安を感じる市民からの相談が急増しています。このため、解体工事に関する苦情等の相談が寄せられた場合については、現地においてアスベストの飛散等の問題がないかどうか確認を行い、必要に応じて大阪府とも連携をしながら、適正な措置のための指導を行うよう努めました。

なお、建築物の解体工事にあたっては、大気汚染防止法、大阪府生活環境の保全等に関する条例が平成 18 年 1 月と 10 月にそれぞれ改正施行されたことにより、アスベストの使用の有無等に関する事前調査、作業の届出、濃度基準の遵守などが義務づけられるなど、アスベストに対する規制が強化されています。

(2) 騒音・振動の防止

①生活騒音対策

騒音に関する苦情は近年増加傾向にあり、その中でも、ペットの鳴き声やマンションの給排水等の音など、生活騒音の割合が非常に多くなってきています。生活騒音は日常生活において特に意識することなく発生する場合も多く、原因についても様々であり、また、工場等の騒音のように基準を適用して規制することもできません。

こうした生活騒音に関する問題については、行政が介入することによりかえって近隣同士の関係を悪化させることにつながる場合もあり、必ずしも問題解決のための手段として適切であるとはいえません。特にこのような問題は、当事者同士でお互いが話し合いにより解決を図ることが最善の方法であるといえるため、市で苦情を受け付けた場合においても、基本的には当事者同士での解決を図るように勧めています。

(3) 化学物質による環境リスクの低減

①有害化学物質の対策

ダイオキシン類をはじめ、人の健康に影響を及ぼすと考えられる有害な化学物質が、大気、水質、土壌などの環境中には様々な経路によって放出されています。

大気については、自動車排出ガス測定局（国設四條畷局）により常時監視が行われています。

また、水質については、主要 8 河川において年 4 回実施している河川環境水質測定調査に加えて、揮発性有機塩素系化合物等及びダイオキシン類の測定、土壌についてはダイオキシン類の測定を行うことにより、有害化学物質のモニタリングを行いました。

第 12 節 行政及び地域で取り組む地球環境問題

(1) 地球温暖化対策の推進

① 第 4 次四條畷市地球温暖化対策実行計画

様々な事務・事業を行う行政の主体としての役割のほか、きわめて大規模な経済活動主体としての性格を併せ持っている市が、事業者や市民等に地球温暖化防止に向けた自主的かつ積極的な取組みの実行を求めるとともに、行政自らも事業者・消費者の一員として、率先して温室効果ガスの排出抑制を推進する意義は極めて大きいと考えられ、地球温暖化対策の推進に関する法律において、国や地方公共団体に対して、事務・事業に伴って発生する温室効果ガス削減のための実行計画の策定が義務づけられています。

平成 27 年にパリで開催された国連気候変動枠組条約第 21 回締約国会議（COP21）にてパリ協定が採択されました。パリ協定では、世界の平均気温上昇を産業革命以前に比べて 2℃以内に抑えることを目標として掲げています。これを受け、政府は、地球温暖化対策を推進するため、平成 28 年に地球温暖化対策計画を策定しました。この計画では、令和 12 年度における温室効果ガス排出量を、地方公共団体が属する業務部門については約 40%を削減する高い目標を掲げています。また、政府は令和 2 年 10 月に 2050 年までにカーボンゼロを達成する目標を掲げています。

四條畷市においては、平成 18 年 3 月に「四條畷市地球温暖化対策実行計画」を、平成 23 年 3 月に「第 2 次四條畷市地球温暖化対策実行計画」をそれぞれ策定し、地球温暖化対策、温室効果ガス削減に取り組んできました。そして、平成 28 年 3 月に、今までの取組みについて点検・検証を行い、ISO14001 の基準を踏まえた環境マネジメントシステムの運用を基にして、新たに基準年度を平成 26 年度とし、平成 28 年度から令和 2 年度までの 5 年間に、温室効果ガスを 5%削減することを目標にした「第 3 次四條畷市地球温暖化対策実行計画」を策定し、令和 3 年 3 月に、令和 3 年度から令和 12 年度までの 10 年間に、令和元年度比で温室効果ガス総排出量を 30%削減することを目標とする「第 4 次四條畷市地球温暖化対策実行計画」を策定しました。令和 3 年度からは、この第 4 次実行計画に基づき、更なる削減の取組みの推進を図っています。

表 4-37 目的達成のための具体的取組み

取組方針	重点取組内容
1. 電気使用量の削減	・ 不要な照明はこまめに消灯します。利用頻度の少ない共有スペースの照明は部分消灯とし、執務室内は在席範囲のみ点灯します。 ・ 計画的な業務執行による残業時間の短縮や毎週水曜日のノー残業デーの徹底により、照明の点灯時間の削減を推進します。 ・ 昼休みには、窓口業務や市民サービスに支障のない範囲で消灯します。
2. 都市ガス使用量の削減	・ 執務室や会議室の空調は、室内温度（冷房28℃以上、暖房20℃以下）を目安とします。ただし、高齢者、障がい者、乳幼児の利用施設は、健康を十分に配慮した室内温度とし、可能な限り省エネに取り組みます。 ・ 昼休みや会議、出張などで長時間離席する場合は、業務に支障のない範囲で、事務用機器（パソコン、プリンタ、コピー機）の電源を切る、またはスリープ機能を活用します。 ・ 空調を実施しない時は、扉や窓の開閉による自然換気を行います。
3. その他の燃料（LPガス、灯油）使用量の削減	・ OA機器、家電製品、照明器具などの購入時にはグリーン購入法の判断基準を満たす省エネルギー型製品の購入を推進します。 ・ 冷房利用時、朝や夕方など外気温が下がる際には、窓を開けて涼しい外気を利用します。
4. 公用車の燃料（ガソリン、軽油）使用量の削減	・ 近い所への移動は、雨天や悪天候時や大きな荷物の運搬をする場合などを除き、自転車を使用します。 ・ 近隣の出張は公共交通機関を利用するなど、できる限り公用車の利用を控えます。 ・ 緩やかな発進、加減速の少ない運転、アイドリングストップなど、エコドライブを心掛けます。
5. 水道使用量の削減	・ 日常的な節水の励行、「節水」表示による施設利用者に節水の呼びかけを行います。 ・ トイレや洗面所、給湯室では、貼紙による節水を呼びかけます。
6. 用紙使用量の削減	・ 庁内LANシステムの掲示板、電子メールの活用だけでなく、タブレット端末や無線LANパソコンの活用により、ペーパーレス化に努めます。 ・ ペーパーレス会議の推進や資料の簡素化、作成部数の精査、誤印刷の防止、両面印刷、裏面印刷、割り付け印刷を徹底します。 ・ コピー用紙を購入するにあたり、在庫管理を徹底し、必要以上の用紙 の購入を控えます。 ・ 会議で電子端末やプロジェクターなどを活用し、配布資料の削減やペーパーレス化を図ります。
7. 廃棄物発生量の削減	・ 排出するごみの量を意識し、減量化に努めます。 ・ 食品ロスの削減に向け、「もったいない」を合言葉に普及啓発活動を推進します。 ・ 備品や消耗品などは、故障や不具合が生じて、むやみに買換えせずに、修繕などにより、極力、長時間使用します。 ・ 在庫管理を徹底し、期限切れ廃棄や余分な購入防止に努めます。
8. 環境負荷の少ない製品の購入	・ 文具・事務用品は、リサイクルしやすい製品や詰め替え可能な製品、エコマーク、グリーンマークなどの環境ラベルのある環境に配慮した製品を導入します。

表 4-38 取組項目に関する目標

項目	使用量	削減目標	目標使用量		温室効果ガス 排出量
	令和元年度		令和 7 年度	令和 12 年度	
電気	4,556,331kWh	26%	3,964,008kWh	3,371,685kWh	1623.2t-CO ₂
都市ガス	264,865 m ³	38%	214,541 m ³	164,216 m ³	367.2t-CO ₂
LP ガス	5,393kg	15%	4,989kg	4,584kg	13.8t-CO ₂
灯油	0L	—	—	—	—
ガソリン	15,917L	30%	13,529L	11,142L	26.7t-CO ₂
軽油	7,794L	30%	6,625L	5,456L	14.2t-CO ₂
水道	80,515 m ³	30%	68,438 m ³	56,361 m ³	
用紙	9,900,884 枚	30%	8,415,751 枚	6,930,619 枚	
廃棄物	182,636kg	30%	155,241kg	127,845kg	

実行計画の実施状況については、毎年、環境負荷に関する実態把握調査を行っており、令和 3 年度における調査結果については、表 4-39 のとおりです。

なお、本計画における対象範囲は、本庁及び出先機関を含めた 30 か所です。（資料編 P96 表 14 参照）

表 4-39 環境負荷量実態把握調査結果

		※令和元年度 基準	令和3年度 実績	増減量 (※基準年比)	増減率 (※基準年比)	R12目標 (参考)	達成◎ 非達成×
電 気 使 用 量 (kWh)		4,556,331	4,209,764	△ 346,567	-7.6%	△ 26.0%	×
燃料使用量	都市ガス (m ³)	264,865	476,040	211,175	79.7%	△ 38.0%	×
	L P G (kg)	5,393	6,251	858	15.9%	△ 15.0%	×
	ガソリン (L)	15,917	15,046	△ 871	-5.5%	△ 30.0%	×
	軽 油 (L)	7,794	5,420	△ 2,374	-30.5%	△ 30.0%	◎
水 道 使 用 量 (m ³)		80,515	62,015	△ 18,501	-23.0%	△ 30.0%	×
用紙購入量 (A4換算)	再 生 紙 (枚)	9,337,375	8,003,950	△ 1,333,425	-14.3%		%
	上 質 紙 (枚)	563,509	3,108,420	2,544,911	451.6%		%
	小 計 (枚)	9,900,884	11,112,370	1,211,486	12.2%		%
定期刊行物に 係る用紙使用量 (A4換算)	再 生 紙 (枚)	853,240	10,692,190	9,838,950	1153.1%		%
	上 質 紙 (枚)	4,020,200	0	△ 4,020,200	-100.0%		%
	小 計 (枚)	4,873,440	10,692,190	5,818,750	119.4%		%
用紙類使用量 合計 (A4換算) (枚)		14,774,324	21,804,560	7,030,236	47.6%	△ 30.0%	×
廃 棄 物 発 生 量 (kg)		182,636	189,589	6,953	3.8%	△ 30.0%	×

市の事務・事業における令和 3 年度の温室効果ガス排出状況については、表 4-40 に示すとおり、総排出量は約 2,671 トン-CO₂ で、基準年度（令和元年度）の約 2,921 トン-CO₂ から約 8.6%の削減となっており、最終年度（令和 12 年度）において目標としている 30%の削減を達成することができませんでした。しかし、令和 3 年度時点での到達目標である約 2,761 トン-CO₂ を大幅に超えて達成しております。

内訳については、二酸化炭素が全体に占める割合は 99.4%であり、電気の使用に伴う発生が 57.1%を占めています。

総括としましては、特に温室効果ガスの排出に最も影響のある電力使用量については、電力の使用の

削減や利用対象施設の減少などが考えられます。それに対して、都市ガスなどの使用が増加傾向にあります。理由としましては、平成 28 年度から開設しているすてっぷ★なわてによる使用量の増加や、市庁舎の空調設備をガス空調に更新したことなどが挙げられます。

また、温室効果ガスの排出に直接影響はないものの、用紙類使用量は増加を見せており、令和 2 年度に引き続き、令和 3 年度においてもコロナウイルスの予防接種関係資料の印刷に伴い、大幅に増加しました。今後、廃棄物発生量の削減も合わせて努めていく必要があります。

表 4-40 温室効果ガス排出量

温室効果ガスの種類	活動区分	R1基準 (kg-CO ₂)	R3実績 (kg-CO ₂)	増減量 (R3-※R1) (kg-CO ₂)	増減率 (R3-※R1) (kg-CO ₂)	R3実績 比率 (%)
二酸化炭素 (CO ₂)	電力の使用	2,193,648	1,525,720	△ 667,927	-30%	
	燃料の使用	663,863	1,129,212	465,349	70%	
	CO ₂ 合計	2,857,511	2,654,933	△ 202,579	-7%	99.41%
メタン (CH ₄)	燃料の燃焼	1,355	2,340	984	73%	
	自動車の走行	70	61	△ 9	-13%	
	下水処理	18,907	3,417	△ 15,490	-82%	
	CH ₄ 合計	20,332	5,818	△ 14,514	-71%	0.22%
一酸化二窒素 (N ₂ O)	ディーゼル機関の使用	0	0	0	0%	
	家庭用機器の使用	323	576	253	78%	
	自動車の走行	1,352	1,213	△ 139	-10%	
	下水処理	40,977	7,406	△ 33,570	-82%	
	N ₂ O 合計	42,652	9,196	△ 33,457	-78%	0.34%
ハイドロフルオロカーボン (HFC)	カーエアコンの使用	772	729	△ 43	-6%	
	HFC 合計	772	729	△ 43	-6%	0.03%
温室効果ガス 合計		2,921,268	2,670,675	△ 250,593	-9%	100.0%

温室効果ガス排出量を抑制するため、公共施設の照明を電力量が従来型照明の約 50%となる LED 等の省エネルギー型製品に取り替えを行い、また、市の関連施設に、太陽光発電の自然エネルギーを導入し、太陽光発電設備を設置することで、自然エネルギーの普及、環境教育への活用、公共施設の防災機能の強化を図り、電力使用量の削減に引き続き取り組んでいます。

表 4-41 設置場所と発電容量

	設置場所	発電容量	設置年度
1	田原支所	6.0kW	平成21年度
2	田原小学校	15.0kW	平成22年度
3	四條畷小学校	15.0kW	平成22年度
4	四條畷南小学校	15.0kW	平成22年度
5	くすのき小学校	15.0kW	平成22年度
6	忍ヶ丘小学校	15.0kW	平成22年度
7	四條畷東小学校	15.0kW	平成22年度
8	岡部小学校	15.0kW	平成22年度
9	四條畷中学校	15.0kW	平成22年度
10	四條畷南中学校	15.0kW	平成22年度
11	四條畷西中学校	15.0kW	平成22年度
12	田原中学校	15.0kW	平成22年度
13	市役所東別館	15.0kW	平成23年度
14	市役所本館	10.0kW	平成27年度
15	学校給食センター	21.5kW	平成27年度
16	児童発達支援センター	11.0kW	平成27年度
	合計	228.5kW	—

②緑のカーテン事業

「緑のカーテン」は、建物の壁面をゴーヤやアサガオなどのつる性植物でカーテンのように覆う緑化の方法であり、窓からの日差しを和らげるとともに、室温の上昇を抑える効果が期待され、ヒートアイランド対策としても注目されています。

本市では、なわて環境ネットワークの協力を得て、平成 18 年度から四條畷小学校、四條畷東小学校の 2 校、平成 19 年度から市役所東別館や水道局でも緑のカーテン事業を拡大しました。令和 3 年度は計 6 か所において取り組み、市役所においては副産物であるゴーヤの実を市民に無料配布しました。



岡部小学校



ゴーヤの無料配布

③グリーン購入の取組み

市では、環境に配慮し、事務事業を執行するという観点から、日常的に使用する事務用品を中心として、可能な限りエコマーク又はグリーンマーク付きの事務用品を購入しています。今後とも環境に配慮した物品の調達を推進していきます。

第 5 章

令和 4 年度における主要な施策

1. 活動体制の整備

①環境活動団体への経済的支援

環境に関心の高い市民団体による率先した環境保全のための取組みにより、より多くの市民の環境保全活動への参加が促進されるように、団体が行う環境保全活動に要した経費の一部について助成を行います。

②環境活動団体の交流の促進

市内の環境活動団体がお互いに情報交換などを通じて積極的な連携を図り、また各団体が行う活動の市民への周知を通じて、より多くの市民に対して環境啓発が図られるように、団体や市民が参加する環境に関するシンポジウムや環境フォーラム等のイベントを開催します。

③情報提供の充実

市民に対して身近な環境に関する情報を提供し、地域の環境や地球温暖化問題、ごみ減量化などの環境問題に関心を持ってもらえるように、ホームページへの掲載、広報誌やなわての環境の発刊を行います。

2. 人材の育成

①出前講座等への人的支援

学校における環境教育の支援や市民に対する環境啓発の促進のため、環境に関する環境講座や出前講座の開催などについて、環境活動団体や関係機関とも連携しながら、講師の派遣等の人的支援を積極的に行います。

3. 森林の保全

①アドプトフォレスト事業の推進

ふれあいの森及び民有地におけるアドプトフォレスト事業により、森林整備事業を引き続き行います。

②クリーンハイキングの推進

本市は、飯盛山など美しい山の自然がシンボルとなっていることから、山地美化に対する意識啓発を図るために関係団体等の協力を得て、自然公園等の美化清掃活動をしています。引き続き市内の美しい山の環境保全を広く市民に呼びかけてクリーンハイキングを行います。

4. 水辺の保全

①水辺の生物観察会等の開催

小学生の親子を対象に水辺の生物観察会などの例年実施している事業を展開し、子どもたちに水辺を通じて自然環境の学習の場の提供を図ります。

②廃油回収の実施

食用油の廃油回収を東部地域はグリーンホール田原、西部市街地は府営清滝住宅・雁屋公民館・市役所にて市民ボランティア団体と連携して実施します。

③アドプト・リバー事業の推進

地域に愛される美しい河川環境づくりや地域の環境美化活動を行います。

5. 自然とのふれあいの推進

①市立環境センター修景施設の活用

市立環境センター修景施設における環境教育・環境学習の場として、また市民のやすらぎの空間として施設の利用の促進を図ります。

②自然環境関連施設との連携

自然観察会や学習会などの実施にあたっては、市立野外活動センター、緑の文化園むろいけ園地「森の工作館」などの自然環境関連施設とも連携しながら積極的に活用し、自然環境の学習拠点として周知を図ります。

③自然観察を実施する市民団体との連携

平成 20 年度に開催した自然観察リーダー養成講座の受講生が中心となって発足した「なわて自然観察会」とともに、広く市民に自然とのふれあいを促進するようなイベントなどへの支援を行います。また、市内で環境保全活動に取り組んでいる市民活動団体と連携を図り、調査研究の発表の場としてシンポジウムを開催し四條畷市の自然のすばらしさについて市民に周知を図ります。

6. 緑化の推進

①公園・緑地等里親の支援

公園・緑地等里親として登録しているボランティア団体の活動について、引き続き支援を行います。

②地産地消の推進

大阪エコ農産物の認証を受けた農産物の作付けの普及に努め、学校給食をはじめ、市民への安定供給を図ります。

7. 快適な住環境の整備

①空き地等の適正管理

空き地等における雑草等の繁茂による苦情が後を絶たないことから、パトロールの強化と所有者等に対する指導を強化します。

②ペットの適正管理、ポイ捨て対策

犬の飼育マナーの低下によるふんの放置、ごみのポイ捨てなどのこれらの禁止行為について、広報やホームページ、イベント等で普及、啓発を実施します。

8. 景観や歴史的文化的遺産の保存

①ボランティアガイドによる観光活動

市内の自然や歴史的遺産について、ボランティアガイドによる観光案内や近隣自治体との交流、情報交換を実施することにより、観光資源としての価値を高める活動を継続します。

②風俗営業に係る建築規制

「四條畷市ラブホテル及びぱちんこ店の建築の規制に関する条例」に基づき、風俗営業に係る建築規制の運用を行います。

9. 循環型社会の構築

①廃棄物の適正処理

安定したごみ処理を継続的に行うために、平成 29 年度に竣工した新ごみ処理施設において焼却やリサイクルが適正に行われるよう、関係機関と調整を図ります。

②ごみ減量化の取組み

更なる減量化の取組みとして広報、ホームページなどでの啓発を行います。また、食器市や家具等のリユース展などのごみ減量化に向けた取組みを継続して行います。また、リサイクル事業の一環として小型家電の回収を行います。

10. 生活の中の水循環の保全

①公共下水道、合併浄化槽への切り替えについての啓発

公共下水道以外のし尿等の汲み取り、単独浄化槽世帯について、公共下水道や合併浄化槽への切り替えについての啓発を行います。

②雨水タンクの普及

市内の学校などの公共施設に雨水タンクの積極的な導入を図り、雨水の有効活用とともに水道使用量の削減に努めます。

11. 健康に暮らす生活環境の保全

①解体作業等の屋外作業対策

アスベスト問題などの影響により、解体作業等に伴う粉じん等への不安を訴える市民が多くなっていることから、大阪府と連携を取りながら適正な措置のための指導を行います。

12. 地域から取り組む地球環境問題

①緑のカーテン事業

市民団体のなわて環境ネットワークと協働し、教育機関や公共施設に緑のカーテンの取組みを拡大していきます。

資料編

表 1 環境基準による大気汚染の評価方法

二酸化硫黄	長期的評価	年間の日平均値の 2%除外値が 0.04ppm 以下であれば環境基準達成、ただし、日平均値が 0.04ppm を超える日が 2 日以上連続したときは、上記に関係なく環境基準非達成である。
	短期的評価	1 時間値の日平均値が 0.04ppm 以下であり、かつ、1 時間値が 0.1ppm 以下であれば、環境基準達成である。
一酸化炭素	長期的評価	年間の日平均値の 2%除外値が 10ppm 以下であれば環境基準達成、ただし、日平均値が 10ppm を超える日が 2 日以上連続したときは、上記に関係なく環境基準非達成である。
	短期的評価	1 時間値の日平均値が 10ppm 以下であり、かつ、1 時間値の 8 時間平均値が 20ppm 以下であれば、環境基準達成である。
浮遊粒子状物質	長期的評価	年間の日平均値の 2%除外値が 0.10mg/m ³ 以下であれば環境基準達成、ただし、日平均値が 0.10mg/m ³ を超える日が 2 日以上連続したときは、上記に関係なく環境基準非達成である。
	短期的評価	1 時間値の日平均値が 0.10mg/m ³ 以下であり、かつ、1 時間値が 0.20mg/m ³ 以下であれば、環境基準達成である。
二酸化窒素	1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm から 0.06ppm までのゾーン内又はそれ以下であれば環境基準達成である。	

表 2 二酸化硫黄の測定結果の推移（国設四條畷局）

		H29	H30	R1	R2	R3
有効測定日数	日	363	359	363	364	365
測定時間	時間	8622	8561	8634	8617	8591
年平均値	ppm	0.002	0.002	0.001	0.001	0.001
1 時間値が 0.1ppm を超えた時間数とその割合	時間	0	0	0	0	0
	%	0	0	0	0	0
日平均値が 0.04ppm を超えた日数とその割合	日	0	0	0	0	0
	%	0	0	0	0	0
1 時間値の最高値	ppm	0.014	0.013	0.011	0.008	0.013
日平均値の 2%除外値	ppm	0.005	0.005	0.004	0.003	0.002
日平均値が 0.04ppm を超えた日が 2 日以上連続したことの有無	有×無○	○	○	○	○	○
環境基準の長期的評価による日平均値が 0.04ppm を超えた日数	日	0	0	0	0	0
環境保全目標達成状況	長期	○	○	○	○	○
	短期	○	○	○	○	○
有効測定局数	長期	8局	8局	8局	8局	8局
	短期	8局	8局	8局	8局	8局
大阪府内測定局 達成率	長期	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
	短期	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

表 3 二酸化窒素の測定結果の推移（国設四條畷局）

		H29	H30	R1	R2	R3
有効測定日数	日	364	360	323	362	363
測定時間	時間	8622	8559	7733	8591	8604
年平均値	ppm	0.020	0.018	0.016	0.015	0.014
1 時間値の最高値	ppm	0.075	0.082	0.067	0.059	0.061
1 時間値が 0.2ppm を超えた時間数とその割合	時間	0	0	0	0	0
	%	0	0	0	0	0
1 時間値が 0.1ppm 以上 0.2ppm 以下の時間数とその割合	時間	0	0	0	0	0
	%	0	0	0	0	0
日平均値が 0.06ppm を超えた日数とその割合	日	0	0	0	0	0
	%	0	0	0	0	0
日平均値が 0.04ppm 以上 0.06ppm 以下の日数とその割合	日	5	0	1	0	0
	%	1.4	0.0	0.3	0.0	0.0
日平均値の年間 98% 値	ppm	0.039	0.035	0.032	0.034	0.030
98% 値評価による日平均値が 0.06ppm を超えた日数	日	0	0	0	0	0
環境保全目標達成状況		○	○	○	○	○
有効測定局数		36局	36局	34局	34局	34局
大阪府内測定局 達成率		100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

表 4 一酸化窒素・窒素酸化物の測定結果の推移（国設四條畷局）

			H29	H30	R1	R2	R3
一酸化窒素	有効測定日数	日	364	360	323	362	363
	測定時間	時間	8622	8559	7733	8591	8604
	年平均値	ppm	0.011	0.009	0.008	0.007	0.006
	1時間値の最高値	ppm	0.237	0.242	0.157	0.156	0.180
	日平均値の年間98%値	ppm	0.040	0.029	0.029	0.030	0.024
窒素酸化物	有効測定日数	日	364	360	323	362	363
	測定時間	時間	8622	8559	7733	8591	8604
	年平均値	ppm	0.032	0.027	0.024	0.022	0.021
	1時間値の最高値	ppm	0.296	0.297	0.207	0.207	0.227
	日平均値の年間98%値	ppm	0.077	0.066	0.062	0.058	0.051
	年平均値のNO ₂ /(NO+NO ₂)	%	64.6	67.0	67.2	68.5	69.7

表 5 浮遊粒子状物質の測定結果の推移（国設四條畷局）

		H29	H30	R1	R2	R3
有効測定日数	日	363	359	362	356	362
測定時間	時間	8668	8592	8660	8518	8636
年平均値	mg/m ³	0.018	0.017	0.015	0.015	0.012
1時間値が0.20mg/m ³ を超えた時間数とその割合	時間	0	0	0	0	0
	%	0	0	0	0	0
日平均値が0.10mg/m ³ を超えた日数とその割合	日	0	0	0	0	0
	%	0	0	0	0	0
1時間値の最高値	mg/m ³	0.088	0.085	0.196	0.110	0.093
日平均値の2%除外値	mg/m ³	0.043	0.04	0.035	0.04	0.029
日平均値が0.10mg/m ³ を超えた日が2日以上連続したことの有無	有×無○	○	○	○	○	○
環境基準の長期的評価による日平均値が0.10mg/m ³ を超えた日数	日	0	0	0	0	0
環境保全目標達成状況	長期	○	○	○	○	○
	短期	○	○	○	○	○
有効測定局数	長期	32局	33局	32局	32局	32局
	短期	32局	33局	32局	32局	32局
大阪府内測定局 達成率	長期	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
	短期	93.8%	100.0%	100.0%	96.9%	100.0%

表 6 一酸化炭素の測定結果の推移（国設四條畷局）

		H29	H30	R1	R2	R3
有効測定日数	日	350	365	359	349	364
測定時間	時間	8371	8610	8581	8288	8639
年平均値	ppm	0.3	0.4	0.4	0.4	0.3
8時間平均値が20ppmを超えた回数	回	0	0	0	0	0
とその割合	%	0	0	0	0	0
日平均値が10ppmを超えた日数とその割合	日	0	0	0	0	0
	%	0	0	0	0	0
1時間値の最高値	ppm	1.7	1.9	1.7	1.7	1.4
日平均値の2%除外値	ppm	0.6	0.7	0.7	0.6	0.5
日平均値が10ppmを超えた日が2日以上連続したことの有無	有×無○	○	○	○	○	○
環境基準の長期的評価による日平均値が10ppmを超えた日数	日	0	0	0	0	0
環境保全目標達成状況	長期	○	○	○	○	○
	短期	○	○	○	○	○
有効測定局数	長期	12局	12局	11局	11局	11局
	短期	12局	12局	11局	11局	11局
大阪府内測定局 達成率	長期	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
	短期	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

表 7 非メタン炭化水素の測定結果の推移（国設四條畷局）

			H29	H30	R1	R2	R3
測定時間	時間		8585	8482	8563	8584	8529
年平均値	ppmC		0.15	0.12	0.11	0.13	0.13
6～9時における年平均値	ppmC		0.18	0.15	0.14	0.15	0.16
6～9時測定日数	日		364	361	365	365	362
6～9時 3 時間平均値	最高値	ppmC	0.79	0.51	0.64	0.71	0.71
	最低値	ppmC	0.03	0.04	0.04	0.04	0.05
6～9時 3 時間平均値が0.20ppmCを超えた日数とその割合	日		108	81	53	78	86
	%		29.7	22.4	14.5	21.4	23.8
6～9時 3 時間平均値が0.31ppmCを超えた日数とその割合	日		48	16	14	29	38
	%		13.2	4.4	3.8	7.9	10.5
環境保全目標達成状況			×	×	×	×	×
有効測定局数			12局	12局	12局	12局	12局
大阪府内測定局 達成率			0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%

表 8 メタン・全炭化水素の測定結果の推移（国設四條畷局）

			H29	H30	R1	R2	R3
メ タ ン	測定時間	時間	8585	8482	8563	8584	8529
	年平均値	ppmC	1.96	1.96	1.98	1.99	2.00
	6～9時における年平均値	ppmC	1.98	1.98	2.00	2.00	2.02
	6～9時測定日数	日	364	361	365	365	362
	6～9時 3 時間平均値	最高値	2.23	2.26	2.28	2.35	2.35
		最低値	1.82	1.80	1.81	1.83	1.83
全 炭 化 水 素	測定時間	時間	8585	8482	8563	8584	8529
	年平均値	ppmC	2.11	2.09	2.09	2.11	2.14
	6～9時における年平均値	ppmC	2.16	2.13	2.14	2.16	2.18
	6～9時測定日数	日	364	361	365	365	362
	6～9時 3 時間平均値	最高値	3.02	2.76	2.89	3.04	3.06
		最低値	1.89	1.84	1.85	1.90	1.89

表 9 令和 3 年度河川水質測定結果
第 1 期（採水日：令和 3 年 6 月 8 日）

分 析 結 果																									
地点 No.	河川名等	採水地点名	類型	採水時間		気温 (℃)		水温 (℃)		健 康 項 目							生 活 環 境 項 目					その他の項目			
				午前	午後	午前	午後	午前	午後	カドミウム (mg/L)	全アン (mg/L)	鉛 (mg/L)	六価クロム (mg/L)	ヒ素 (mg/L)	総水銀 (mg/L)	pH(℃)	BOD (mg/L)	DO (mg/L)	SS (mg/L)	大腸菌詳数 (MPN/100mL)	COD (mg/L)	総窒素 (mg/L)			
1	讃良川	四條畷水道センター 岡山配水池上流100m		10:00	14:30	23.7	23.1	17.7	19.5	—	—	—	—	—	—	—	8.1(24℃)	0.5	9.0	8.9	3	1,300	1,400	3.8	—
2	讃良川	新橋		10:15	14:50	29.9	31.6	22.3	25.3	—	—	—	—	—	—	—	8.4(23℃)	0.5	9.5	9.2	2	5,400	2,800	3.9	—
3	★ 讃良川	讃良橋		10:30	15:00	30.8	31.9	23.3	27.2	<0.001	不検出	<0.005	<0.02	<0.005	<0.0005	<0.0005	8.7(24℃)	0.9	11	10	1	3,500	5,400	3.7	1.1
4	岡部川	清水川との合流地点		10:55	15:25	33.5	33.1	28.0	28.6	—	—	—	—	—	—	—	10.3(24℃)	2.1	14	13	4	2	2	5.9	—
5	★ 岡部川	見町橋		10:40	15:10	31.8	32.0	27.4	28.9	<0.001	不検出	<0.005	<0.02	<0.005	<0.0005	<0.0005	10.2(24℃)	0.7	21	19	2	7.8	17	4.0	0.63
6	清滝川	清滝橋		9:30	14:10	28.3	31.0	18.3	20.4	—	—	—	—	—	—	—	8.2(24℃)	1.6	9.2	9.0	12	790	1,300	4.6	—
7	★ 清滝川	寝屋川市・四條畷市境界		11:35	16:10	34.5	33.8	29.2	28.2	<0.001	不検出	<0.005	<0.02	<0.005	<0.0005	<0.0005	9.7(24℃)	0.8	13	10	2	490	700	4.3	0.95
8	江蟬川	江蟬川支流との合流地点	B	11:05	15:40	34.5	34.7	26.3	25.3	—	—	—	—	—	—	—	9.3(24℃)	3.0	16	11	6	230	210	5.9	—
9	★ 江蟬川	寝屋川市・四條畷市境界		11:25	16:00	36.2	33.6	28.4	28.0	<0.001	不検出	<0.005	<0.02	<0.005	<0.0005	<0.0005	9.7(24℃)	4.3	11	13	2	220	13	8.0	0.84
10	権現川	四條畷水道センター 権現取水場		9:45	14:20	26.7	28.8	19.4	21.4	—	—	—	—	—	—	—	7.8(25℃)	1.0	8.9	8.7	10	1,700	1,400	5.6	—
11	★ 権現川	楠公橋		11:10	15:50	32.4	30.5	22.6	23.0	<0.001	不検出	<0.005	<0.02	<0.005	<0.0005	<0.0005	7.9(25℃)	1.6	8.9	8.7	11	7,900	6,300	5.7	0.72
12	★ 新川	新橋		11:50	16:20	32.5	33.5	29.8	28.0	<0.001	不検出	<0.005	<0.02	<0.005	<0.0005	<0.0005	9.3(24℃)	2.9	17	12	3	1,100	3,300	5.6	0.80
13	天野川	野本橋		8:40	13:20	27.2	34.2	19.6	23.5	—	—	—	—	—	—	—	8.0(25℃)	1.0	8.1	9.7	2	2,800	1,700	3.4	—
14	★ 天野川	羽衣橋		9:00	13:40	29.2	28.5	21.5	24.9	<0.001	不検出	<0.005	<0.02	<0.005	<0.0005	<0.0005	7.9(25℃)	2.3	8.8	9.2	3	11,000	2,200	4.4	1.0
15	戎川	角堂橋		7:50	12:50	24.7	32.9	18.2	22.6	—	—	—	—	—	—	—	7.6(25℃)	1.2	8.8	8.7	1	2,400	3,500	2.8	—
16	★ 寒谷池	取水口	—	9:15	13:50	27.7	32.4	21.5	26.2	<0.001	不検出	<0.005	<0.02	<0.005	<0.0005	<0.0005	7.4(25℃)	1.3	7.2	8.5	1	70	79	4.5	1.4
17	★ 壺尾池	取水口	—	8:20	13:05	23.8	33.2	21.7	26.1	<0.001	不検出	<0.005	<0.02	<0.005	<0.0005	<0.0005	7.8(25℃)	1.1	10	10	1	33	22	3.9	0.76
				定 量 下 限 値																2		0.5	0.01		
				環 境 基 準 (河川B類型基準値)																5,000以下		—	—		

第2期(採水日:令和3年8月11日)

分析結果																																	
地点 No.	河川名等	採水地点名	類型	採水時間		気温 (℃)		水温 (℃)		健康項目						生活環境項目						その他の項目											
				午前	午後	午前	午後	午前	午後	カドミウム (mg/L)	全シアン (mg/L)	鉛 (mg/L)	六価クロム (mg/L)	ヒ素 (mg/L)	総水銀 (mg/L)	pH(℃)	BOD (mg/L)	DO (mg/L)		SS (mg/L)	大腸菌群数 (MPN/100mL)	COD (mg/L)	総窒素 (mg/L)										
																			午前	午後	午前	午後	午前	午後									
1	讃良川	四條坂水道センター 岡山配水池上流100m	B	9:20	14:28	25.6	25.6	21.8	22.4	—	—	—	—	—	—	—	8.2(26℃)	1.4	8.6	8.4	3	1,700	13,000	3.9									
2	讃良川	新橋		9:35	14:43	30.3	30.6	25.3	26.5	—	—	—	—	—	—	—	8.5(26℃)	2.9	12	9.1	8	3,300	17,000	4.0									
3★	讃良川	讃良橋		9:47	14:53	33.6	31.4	30.5	27.8	<0.001	不検出	<0.005	<0.02	<0.005	<0.0005	9.3(26℃)	3.7	16	10	12	2,100	3,300	5.4	1.1									
4	岡部川	清水川との合流地点		10:13	15:18	31.2	31.7	29.7	27.7	—	—	—	—	—	—	9.6(26℃)	2.3	16	11	15	1,100	1,700	6.7										
5★	岡部川	見町橋		10:00	15:03	31.5	31.1	30.1	27.6	<0.001	不検出	<0.005	<0.02	<0.005	<0.0005	9.6(26℃)	1.6	17	11	2	13	490	4.1	0.48									
6	清滝川	清滝橋		8:54	14:00	28.6	26.5	21.8	22.9	—	—	—	—	—	—	8.3(26℃)	1.4	8.5	8.5	20	2,700	7,000	4.3										
7★	清滝川	寝屋川市・四條坂市境界		11:05	16:12	33.6	31.1	29.3	28.0	<0.001	不検出	<0.005	<0.02	<0.005	<0.0005	9.4(26℃)	1.0	12	10	1	3,300	3,300	4.4	0.48									
8	江鯉川	江鯉川支流との合流地点		10:30	15:35	33.1	32.1	27.2	26.3	—	—	—	—	—	—	8.9(26℃)	2.7	13	10	4	24,000	7,000	4.1										
9★	江鯉川	寝屋川市・四條坂市境界		10:57	16:02	33.9	31.4	30.4	27.3	<0.001	不検出	<0.005	<0.02	<0.005	<0.0005	9.7(26℃)	3.6	16	13	3	79	1,700	4.6	0.50									
10	権現川	四條坂水道センター 権現取水場		9:05	14:10	26.1	26.1	22.9	23.8	—	—	—	—	—	—	8.0(26℃)	1.5	8.3	8.1	26	2,700	7,000	6.0										
11★	権現川	楠公橋		10:42	15:46	31.2	30.3	25.7	25.5	<0.001	不検出	<0.005	<0.02	<0.005	<0.0005	8.2(26℃)	1.8	9.0	8.7	19	17,000	33,000	5.7	0.72									
12★	新川	新橋		11:15	16:20	32.6	31.2	29.1	28.2	<0.001	不検出	<0.005	<0.02	<0.005	<0.0005	9.2(26℃)	1.7	20	14	2	2,200	1,700	4.4	0.52									
13	天野川	野本橋		8:02	13:15	27.2	32.8	23.2	25.5	—	—	—	—	—	—	8.1(26℃)	1.0	7.8	8.6	1	4,900	11,000	3.5										
14★	天野川	羽衣橋		8:18	13:30	28.2	28.6	24.3	26.3	<0.001	不検出	<0.005	<0.02	<0.005	<0.0005	8.0(26℃)	2.5	8.3	8.7	2	33,000	3,300	3.6	0.92									
15	戎川	角堂橋		7:30	12:44	25.5	31.6	22.0	24.7	—	—	—	—	—	—	7.9(26℃)	1.8	8.1	8.2	1	7,900	13,000	2.9										
16★	寒谷池	取水口	—	8:32	13:48	25.8	29.3	25.6	28.1	<0.001	不検出	<0.005	<0.02	<0.005	<0.0005	8.1(26℃)	2.6	10	10	3	220	270	4.0	0.80									
17★	堂尾池	取水口		7:43	12:59	24.2	31.4	26.3	29.2	<0.001	不検出	<0.005	<0.02	<0.005	<0.0005	7.9(26℃)	1.4	8.1	9.3	1	140	70	3.4	0.60									
				定量下限値																		0.001	0.1	0.005	0.02	0.005	—	0.5	1	2	0.5	0.01	
				環境基準 (河川B類型基準値)																		0.003 以下	検出され ないこと	0.01 以下	0.05 以下	0.01 以下	6.5以上 8.5以下	3以下	5以上	25以下	5,000以下	—	—

第3期（採水日：令和3年11月10日）

分 析 結 果																											
地点 No.	河川名等	採水地点名	類型	採水時間		気温 (℃)		水温 (℃)		健 康 項 目								生 活 環 境 項 目				その他の項目					
				午前	午後	午前	午後	午前	午後	カドミウム (mg/L)	全シアン (mg/L)	鉛 (mg/L)	六価クロム (mg/L)	ヒ素 (mg/L)	総水銀 (mg/L)	pH(℃)	BOD (mg/L)	DO (mg/L)	SS	大腸菌群数 (MPN/100mL)	COD (mg/L)	総窒素 (mg/L)					
1		讃良川	四條暖水道センター 岡山配水池上流100m		10:13	14:43	11.0	12.5	12.1	12.3	-	-	-	-	-	-	-	8.1(18℃)	0.5	10	2	4,600	3,300	3.3	-		
2		讃良川	新橋		10:27	14:57	12.2	12.7	14.2	14.5	-	-	-	-	-	-	-	8.2(19℃)	1.2	10	2	17,000	33,000	2.9	-		
3	★	讃良川	讃良橋		10:38	15:04	13.2	14.2	13.6	14.3	<0.001	不検出	<0.005	<0.02	<0.005	<0.0005	<0.0005	9.0(19℃)	1.2	13	14	1	7,900	3,300	2.7	1.2	
4		岡部川	清水川との合流地点		11:08	15:33	15.1	13.3	15.7	15.6	-	-	-	-	-	-	-	9.5(19℃)	1.6	16	16	4	7,900	1,700	3.8	-	
5	★	岡部川	見町橋		10:50	15:15	15.1	12.5	13.8	14.0	<0.001	不検出	<0.005	<0.02	<0.005	<0.0005	<0.0005	9.6(20℃)	1.9	15	14	3	790	1,700	3.3	1.0	
6		清滝川	清滝橋		9:43	14:16	11.9	14.6	12.7	12.8	-	-	-	-	-	-	-	8.2(20℃)	1.3	10	10	12	13,000	3,300	4.2	-	
7	★	清滝川	寝屋川市・四條市境界		11:50	16:21	15.6	12.6	13.7	13.3	<0.001	不検出	<0.005	<0.02	<0.005	<0.0005	<0.0005	9.5(20℃)	1.2	15	11	1	2,700	1,700	3.2	1.2	
8		江崎川	江崎川支流との合流地点	B	11:20	15:45	16.6	13.5	14.8	14.2	-	-	-	-	-	-	-	8.5(20℃)	1.7	13	10	6	3,300	7,900	4.1	-	
9	★	江崎川	寝屋川市・四條市境界		11:41	16:14	13.0	14.6	15.1	13.5	<0.001	不検出	<0.005	<0.02	<0.005	<0.0005	<0.0005	9.5(20℃)	1.3	18	14	1	460	1,700	3.4	0.91	
10		権現川	四條暖水道センター 権現取水場		9:55	14:26	10.7	12.1	11.8	12.3	-	-	-	-	-	-	-	8.0(20℃)	1.0	10	10	10	7,900	4,900	5.4	-	
11	★	権現川	楠公橋		11:30	15:56	16.1	13.4	12.5	12.3	<0.001	不検出	<0.005	<0.02	<0.005	<0.0005	<0.0005	8.0(20℃)	1.4	10	11	11	11,000	4,600	5.6	0.69	
12	★	新川	新橋		11:57	16:30	15.4	12.4	14.5	14.2	<0.001	不検出	<0.005	<0.02	<0.005	<0.0005	<0.0005	8.2(20℃)	1.3	10	9.9	2	49,000	24,000	4.3	1.2	
13		天野川	野本橋		8:25	13:28	9.8	14.3	12.4	13.7	-	-	-	-	-	-	-	8.1(20℃)	1.3	10	10	5	33,000	33,000	4.2	-	
14	★	天野川	羽衣橋		8:43	13:45	10.9	13.4	12.3	14.4	<0.001	不検出	<0.005	<0.02	<0.005	<0.0005	<0.0005	8.1(21℃)	1.5	10	11	2	17,000	49,000	3.3	1.2	
15		戎川	角堂橋		7:42	12:57	9.1	10.9	12.8	14.1	-	-	-	-	-	-	-	7.7(21℃)	1.4	9.7	9.8	2	3,300	4,900	2.8	-	
16	★	寒谷池	取水口		9:25	14:00	11.9	14.2	13.7	13.7	<0.001	不検出	<0.005	<0.02	<0.005	<0.0005	<0.0005	7.6(21℃)	1.1	8.8	9.1	3	490	790	3.2	0.72	
17	★	堂尾池	取水口	-	9:04	13:10	11.2	13.8	12.0	13.4	<0.001	不検出	<0.005	<0.02	<0.005	<0.0005	<0.0005	7.5(21℃)	3.2	8.4	9.7	26	2,400	790	3.9	1.2	
					定 量 下 限 値										0.001	0.1	0.005	0.02	0.005	-	0.5	0.5	1	2	0.5	0.01	
					環 境 基 準 (河川B類型基準値)										0.003 以下	検出され ないこと	0.01 以下	0.05 以下	0.01 以下	6.5以上 8.5以下	3以下	5以上	25以下	5,000以下	-	-	

第4期(採水日:令和4年2月9日)

分析結果																														
地点 No.	河川名等	採水地点名	類型	採水時間		気温 (℃)		水温 (℃)		健康項目						生活環境項目						その他の項目								
				午前	午後	午前	午後	午前	午後	カドミウム (mg/L)	全アン (mg/L)	鉛 (mg/L)	六価クロム (mg/L)	ヒ素 (mg/L)	総水銀 (mg/L)	pH(℃)	BOD (mg/L)	DO (mg/L)		SS (mg/L)	大腸菌群数 (MPN/100mL)	COD (mg/L)	総窒素 (mg/L)							
																				午前	午後	午前	午後	午前	午後					
1	讃良川	四條暖水道センター 岡山配水池上流100m	B	午前	9:29	午後	14:23	午前	2.4	午後	10.2	午前	4.0	午後	5.6	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—				
2	讃良川	新橋		午前	9:44	午後	14:35	午前	6.0	午後	7.2	午前	6.3	午後	10.9	—	—	—	—	—	—	7,000	1,300	4.1	—					
3★	讃良川	讃良橋		午前	9:58	午後	14:44	午前	6.7	午後	9.3	午前	6.7	午後	9.5	<0.001	不検出	<0.005	<0.02	<0.005	<0.0005	9.1(15℃)	2.4	17	17	8	790	330	4.0	1.0
4	岡部川	清水川との合流地点		午前	10:35	午後	15:09	午前	9.3	午後	12.8	午前	6.1	午後	7.8	—	—	—	—	—	—	9.3(15℃)	1.1	18	16	9	790	460	3.6	—
5★	岡部川	見町橋		午前	10:12	午後	14:56	午前	8.8	午後	12.1	午前	4.4	午後	7.3	<0.001	不検出	<0.005	<0.02	<0.005	<0.0005	9.5(15℃)	1.0	20	18	2	3,300	1.8	3.0	0.92
6	清滝川	清滝橋		午前	9:02	午後	13:58	午前	2.8	午後	12.1	午前	5.7	午後	7.2	—	—	—	—	—	—	8.4(15℃)	<0.5	12	12	3	330	330	2.3	—
7★	清滝川	寝屋川市・四條暖市境界		午前	11:44	午後	16:07	午前	10.8	午後	13.0	午前	5.9	午後	9.2	<0.001	不検出	<0.005	<0.02	<0.005	<0.0005	9.3(15℃)	0.6	21	14	1	33	49	4.5	1.0
8	江崎川	江崎川支流との合流地点		午前	10:50	午後	15:24	午前	9.5	午後	10.3	午前	6.2	午後	8.0	—	—	—	—	—	—	9.3(15℃)	1.8	17	18	3	490	490	4.5	—
9★	江崎川	寝屋川市・四條暖市境界		午前	11:30	午後	15:50	午前	11.4	午後	11.5	午前	8.3	午後	8.2	<0.001	不検出	<0.005	<0.02	<0.005	<0.0005	9.9(16℃)	2.4	24	17	18	240	1.8	6.0	0.39
10	権現川	四條暖水道センター 権現取水場		午前	9:12	午後	14:07	午前	2.2	午後	7.2	午前	2.8	午後	3.3	—	—	—	—	—	—	8.0(16℃)	0.5	13	12	1	79	34	2.7	—
11★	権現川	権公橋		午前	11:12	午後	15:36	午前	8.2	午後	11.7	午前	7.6	午後	9.2	<0.001	不検出	<0.005	<0.02	<0.005	<0.0005	8.6(16℃)	1.2	14	14	1	3,300	1,400	2.8	1.0
12★	新川	新橋		午前	11:53	午後	16:15	午前	11.1	午後	12.3	午前	7.1	午後	10.6	<0.001	不検出	<0.005	<0.02	<0.005	<0.0005	8.7(16℃)	0.7	17	17	3	700	4,900	4.1	0.95
13	天野川	野本橋		午前	8:13	午後	13:09	午前	1.0	午後	11.8	午前	4.6	午後	9.4	—	—	—	—	—	—	8.3(16℃)	0.6	12	14	2	490	330	3.3	—
14★	天野川	羽衣橋		午前	8:30	午後	13:30	午前	0.8	午後	8.6	午前	4.3	午後	9.1	<0.001	不検出	<0.005	<0.02	<0.005	<0.0005	8.5(16℃)	1.3	11	16	3	1,700	1,300	3.2	1.3
15	戎川	角堂橋		午前	7:40	午後	12:40	午前	-1.6	午後	9.3	午前	5.3	午後	6.9	—	—	—	—	—	—	7.9(16℃)	0.8	12	12	2	130	700	2.1	—
16★	寒谷池	取水口		午前	8:48	午後	13:43	午前	1.8	午後	8.8	午前	4.1	午後	5.6	<0.001	不検出	<0.005	<0.02	<0.005	<0.0005	8.2(16℃)	0.9	14	14	4	17	4	2.9	0.83
17★	堂尾池	取水口		午前	7:56	午後	12:53	午前	-0.8	午後	10.6	午前	1.9	午後	3.8	<0.001	不検出	<0.005	<0.02	<0.005	<0.0005	7.8(16℃)	1.2	12	12	1	4	1.8	2.9	0.68
定 量 下 限 値				0.001	0.1	0.005	0.02	0.005	0.0005	—	0.5	0.5	1	2	0.5	0.01	0.5	0.5	1	2	0.5	0.01								
環 境 基 準 (河川B類型基準値)				0.003 以下	検出され ないこと	0.01 以下	0.05 以下	0.01 以下	0.0005 以下	6.5以上 8.5以下	3以下	5以上	25以下	5,000以下	—	—														

・測定方法及び定量下限値

区分	測定項目	測定方法	定量下限値	備考
健康項目	カドミウム	JIS K 0102 55.4	0.001mg/L	基準点
	全シアン	JIS K 0102 38.1.2及び38.3	0.1mg/L	基準点
	鉛	JIS K 0102 54.4	0.005mg/L	基準点
	六価クロム	JIS K 0102 65.2.1	0.02mg/L	基準点
	ヒ素	JIS K 0102 61.4	0.005mg/L	基準点
	総水銀	S46 環告第59号付表2	0.0005mg/L	基準点
生活環境項目	水素イオン濃度	JIS K 0102 12.1	—	全地点
	生物化学的酸素要求量	JIS K 0102 21及び32.3	0.5mg/L	全地点
	溶存酸素量	JIS K 0102 32.1	0.5mg/L	全地点
	浮遊物質	S46 環告第59号付表9	1mg/L	全地点
	大腸菌群数	S46 環告第59号別表2備考4	1.8MPN/100mL	全地点
その他の項目	化学的酸素要求量	JIS K 0102 17	0.5mg/L	全地点
	総窒素	JIS K 0102 45.2	0.01mg/L	基準点

表 10 生活環境項目等の経年推移

項目 地点		生 活 環 境 項 目					その他の項目	
		p H	B O D (ppm)	S S (ppm)	D O (ppm)	大腸菌群数 (MPM/100mL)	C O D (ppm)	T - N (ppm)
①四條堰水道センター 岡山配水池 上流100m (讃良川)	H29	8.1	0.8	4	10.0	3,924	4.5	－
	H30	8.0	0.6	3	9.6	5,785	3.5	－
	R1	8.1	1.1	4	9.6	320	3.5	－
	R2	8.1	0.6	4	9.9	468	3.2	－
	R3	8.2	0.7	2	9.9	3,275	3.2	－
②新橋 (讃良川)	H29	8.9	1.7	2	14.0	6,710	3.6	－
	H30	8.5	1.3	2	12.0	29,288	3.4	－
	R1	8.4	1.7	3	11.3	2,513	3.0	－
	R2	8.5	1.1	3	11.3	9,624	3.8	－
	R3	8.4	1.5	8	10.6	10,850	3.7	－
③讃良橋 (讃良川)	H29	9.3	3.5	5	14.9	2,104	5.6	1.7
	H30	9.2	1.8	3	14.6	5,020	3.7	1.3
	R1	9.5	2.1	3	15.4	383	4.4	1.1
	R2	9.1	1.1	2	15.8	1,194	4.2	1.3
	R3	9.0	2.1	6	13.5	3,328	4.0	
④清水川と の合流地点 (岡部川)	H29	9.3	2.4	4	13.4	4,235	5.8	－
	H30	9.4	2.1	4	13.9	1,090	5.5	－
	R1	9.6	2.7	4	13.6	520	5.5	－
	R2	9.3	1.2	7	13.5	609	5.3	－
	R3	9.7	1.8	8	15.0	1,707	5.0	－
⑤見町橋 (岡部川)	H29	9.9	1.5	5	14.6	1,487	6.2	1.6
	H30	9.8	2.1	2	15.5	430	4.4	1.3
	R1	10.1	2.6	2	13.4	60	5.2	1.1
	R2	9.7	1.2	10	15.4	334	5.4	1.0
	R3	9.7	1.3	2	16.9	790	3.6	
⑥清滝橋 (清滝川)	H29	8.3	1.7	4	10.3	4,696	3.0	－
	H30	8.3	0.8	7	9.8	12,563	3.3	－
	R1	8.3	1.6	6	9.5	3,111	3.3	－
	R2	8.3	0.7	13	9.8	1,110	4.1	－
	R3	8.3	1.2	12	9.9	3,594	3.9	－
⑦寝屋川 市・四條堰 市境界 (清滝川)	H29	9.7	1.7	2	12.0	2,711	4.7	1.3
	H30	9.3	2.5	2	11.9	8,994	5.3	1.4
	R1	9.7	2.0	2	13.7	436	4.6	1.2
	R2	9.4	1.1	3	13.3	241	3.6	1.1
	R3	9.5	0.9	1	13.3	1,534	4.1	
⑧江蟬川支 流との合流 地点 (江蟬川)	H29	8.6	1.9	1	11.8	34,500	4.1	－
	H30	8.6	1.5	4	12.0	10,138	4.3	－
	R1	8.8	2.7	8	12.3	2,423	4.5	－
	R2	8.7	1.6	8	11.7	1,239	5.1	－
	R3	9.0	2.3	5	13.5	5,453	4.7	－

項目 地点		生 活 環 境 項 目					その他の項目	
		p H	BOD (ppm)	S S (ppm)	DO (ppm)	大腸菌群数 (MPM/100mL)	COD (ppm)	T-N (ppm)
⑨寝屋川 市・四條畷 市境界 (江蟬川)	H29	9.6	1.2	6	16.1	2,363	4.9	1.0
	H30	9.2	1.6	8	13.6	4,328	4.4	1.0
	R1	9.6	2.4	5	14.2	1,842	5.0	0.9
	R2	9.5	1.3	4	14.7	480	5.6	1.0
	R3	9.7	2.9	6	15.8	552	5.5	
⑩四條畷水 道センター 権現取水場 (権現川)	H29	8.0	1.2	11	10.2	7,904	4.8	－
	H30	8.0	0.9	10	9.7	2,739	4.9	－
	R1	8.1	1.5	7	9.9	1,249	5.0	－
	R2	8.0	0.8	10	10.2	341	5.4	－
	R3	8.0	1.0	12	9.9	3,214	4.9	－
⑪楠公橋 (権現川)	H29	8.3	1.6	7	11.2	5,863	4.8	0.9
	H30	8.3	1.5	8	10.7	37,638	4.9	1.0
	R1	8.9	1.9	2	11.9	4,194	4.2	1.1
	R2	8.4	1.5	10	10.9	5,580	4.6	1.2
	R3	8.2	1.5	11	10.5	10,563	5.0	
⑫新橋 (新川)	H29	8.9	1.5	2	16.3	8,786	4.5	1.4
	H30	8.5	1.5	3	12.1	3,438	5.0	1.2
	R1	8.8	2.9	3	12.6	1,674	4.7	1.0
	R2	8.9	2.0	3	13.6	2,336	4.9	1.1
	R3	8.9	1.7	3	14.6	10,863	4.6	
⑬野本橋 (天野川)	H29	8.1	1.5	7	9.8	4,163	3.5	－
	H30	8.2	1.1	5	10.0	7,600	3.5	－
	R1	8.1	1.8	2	10.0	2,484	3.2	－
	R2	8.1	0.9	2	10.2	3,188	3.6	－
	R3	8.1	1.0	3	10.0	10,903	3.6	－
⑭羽衣橋 (天野川)	H29	8.0	1.7	3	10.6	10,378	4.3	2.0
	H30	8.1	1.7	2	10.2	6,075	4.2	1.8
	R1	8.2	3.1	27	10.7	4,084	5.1	2.2
	R2	8.1	2.1	3	10.5	3,044	4.5	1.6
	R3	8.1	1.9	3	10.4	14,813	3.6	
⑮角堂橋 (戒川)	H29	7.7	5.6	5	9.0	416,271	6.1	－
	H30	7.8	2.4	3	8.7	2,204	4.6	－
	R1	7.7	4.6	3	8.4	1,070	5.8	－
	R2	7.8	10.7	6	8.6	1,211	6.5	－
	R3	7.8	1.3	2	9.7	4,479	2.7	－

表 11 環境騒音モニタリング調査結果（道路に面しない地域）

地点 番号	測定地点	類型	土地利用	測定場所	測定 時間	支配的音源	環境基準 (dB)	騒音レベル (dB)				適合
								L _{eq}	L ₅	L ₅₀	L ₉₅	
1	清滝中町13番	A	低密住宅	道路・路地	昼間	虫の声、鳥の声	≤55	45.4	49.6	42.8	38.8	○
					夜間	虫の声、鳥の声	≤45	43.8	45.6	43.6	41.0	○
2	田原台4丁目19番	A	低密住宅	公園内	昼間	鳥の声、人の声、自動車音	≤55	44.1	49.1	39.1	33.4	○
					夜間	虫の声、人の声、自動車音	≤45	37.3	39.7	35.9	34.1	○
3	田原台8丁目6番	A	低密住宅	公園内	昼間	虫の声、鳥の声、航空音	≤55	45.7	52.0	36.4	28.9	○
					夜間	虫の声、人の声、自動車音	≤45	39.0	43.1	36.8	35.4	○
4	岡山1丁目14番	A	高密住宅	道路・路地	昼間	鳥の声、人の声	≤55	44.7	45.2	36.9	33.0	○
					夜間	人の声	≤45	33.5	36.5	31.3	29.4	○
5	二丁通町11番	A	高密住宅	公園内	昼間	自動車音、鳥の声	≤55	49.2	55.5	42.7	39.2	○
					夜間	自動車音、虫の声、機械音	≤45	40.4	43.6	39.0	35.9	○
6	南野5丁目8番	A	低密住宅	道路・路地	昼間	機械音、人の声、自動車音	≤55	48.9	53.1	45.8	41.5	○
					夜間	虫の声	≤45	42.3	44.5	40.8	36.9	○
7	清滝新町12番	A	中高層住宅団地	住宅団地内	昼間	航空音、虫の声、鳥の声	≤55	44.5	49.4	37.6	34.5	○
					夜間	虫の声、家庭音	≤45	41.6	43.8	41.0	39.2	○
8	砂1丁目7番	B	高密住宅	道路・路地	昼間	人の声、鳥の声	≤55	47.5	53.3	42.5	39.0	○
					夜間	虫の声、自動車音	≤45	47.7	50.7	46.5	42.6	×
9	中野本町1番	B	官公庁	倉庫駐車場	昼間	自動車音、鳥の声、虫の声	≤55	50.1	54.0	48.9	41.4	○
					夜間	自動車音、鳥の声、虫の声	≤45	46.3	51.7	41.9	33.9	×
10	岡山2丁目1番	C	住宅・商業	道路・路地	昼間	自動車音、鉄道の音、工事の音	≤60	50.3	54.9	46.4	43.1	○
					夜間	虫の声、鉄道の音、水の音	≤50	45.1	49.2	41.7	40.5	○
11	西中野3丁目1番	C	工業	道路・路地	昼間	工場の音、自動車の音	≤60	51.2	54.0	47.7	45.2	○
					夜間	虫の声	≤50	46.9	47.3	39.4	37.6	○
12	大字下田原1441番地	B	低密住宅	道路・路地	昼間	虫の声、鳥の声、事業場の音	≤55	45.4	48.3	44.4	43.3	○
					夜間	虫の声、自動車音	≤45	44.3	47.7	43.5	38.5	○

表 12 環境騒音モニタリング調査結果（道路に面する地域）

地点番号：1

測定地点：中野本町 1-1 測定場所：市役所

実施日：令和 3 年 11 月 24 日

類型：幹線交通を担う道路に近接する空間

対象道路：国道 163 号

測定時間		環境基準 (dB)	騒音レベル (dB)				適合
			L _{Aeq}	L ₅	L ₅₀	L ₉₅	
昼間	6:00～7:00	≤70	78.6	83.5	76.5	58.4	×
	7:00～8:00		78.4	83.3	76.4	58.7	×
	8:00～9:00		77.5	82.4	75.5	58.9	×
	9:00～10:00		77.7	82.8	75.3	59.8	×
	10:00～11:00		77.2	82.6	74.7	57.1	×
	11:00～12:00		77.5	82.6	74.7	59.6	×
	12:00～13:00		77.4	82.5	74.7	59.5	×
	13:00～14:00		76.8	81.9	74.0	58.6	×
	14:00～15:00		76.7	82.0	74.0	59.2	×
	15:00～16:00		77.1	82.3	74.3	59.5	×
	16:00～17:00		76.8	81.3	73.4	61.1	×
	17:00～18:00		75.9	81.0	73.7	60.1	×
	18:00～19:00		78.5	81.5	74.3	58.0	×
	19:00～20:00		77.0	81.9	74.8	57.9	×
	20:00～21:00		76.2	81.9	72.2	55.5	×
	21:00～22:00		74.5	80.7	68.4	52.5	×
	(昼間平均)		77	82	74	58	×
夜間	22:00～23:00	≤65	72.8	79.2	66.2	49.0	×
	23:00～0:00		72.6	79.1	63.4	47.6	×
	0:00～1:00		71.6	78.5	60.5	42.2	×
	1:00～2:00		71.6	77.9	59.2	42.7	×
	2:00～3:00		70.7	77.5	58.5	41.3	×
	3:00～4:00		72.0	78.6	59.9	42.9	×
	4:00～5:00		74.2	80.7	65.8	48.5	×
	5:00～6:00		75.5	81.5	69.6	53.0	×
	(夜間平均)		73	79	63	46	×

地点番号：2

測定地点：葎屋新町 2-5 測定場所：カンポリエフラバー

実施日：令和 3 年 12 月 1 日

類型：幹線交通を担う道路に近接する空間

対象道路：国道 163 号

測定時間		環境基準 (dB)	騒音レベル (dB)				適合
			L _{Aeq}	L ₅	L ₅₀	L ₉₅	
昼間	6:00~7:00	≤ 70	75.2	80.5	72.0	58.0	×
	7:00~8:00		74.6	79.5	72.3	59.2	×
	8:00~9:00		74.5	79.3	72.2	60.5	×
	9:00~10:00		73.7	79.0	70.2	58.8	×
	10:00~11:00		73.1	78.8	68.6	55.5	×
	11:00~12:00		73.6	79.0	69.6	56.1	×
	12:00~13:00		73.4	78.9	68.8	52.1	×
	13:00~14:00		72.7	78.2	68.3	55.8	×
	14:00~15:00		72.8	78.2	69.0	57.3	×
	15:00~16:00		73.5	78.7	69.2	57.9	×
	16:00~17:00		73.5	78.9	70.3	54.8	×
	17:00~18:00		72.5	77.3	70.5	53.8	×
	18:00~19:00		73.0	78.0	70.5	53.4	×
	19:00~20:00		72.6	77.9	69.5	52.1	×
	20:00~21:00		73.0	78.9	67.1	49.7	×
	21:00~22:00		73.1	78.9	64.5	55.6	×
	(昼間平均)		73	79	70	56	×
夜間	22:00~23:00	≤ 65	69.3	76.1	60.5	56.1	×
	23:00~0:00		69.8	76.5	61.1	56.2	×
	0:00~1:00		68.7	75.6	60.1	56.0	×
	1:00~2:00		69.0	75.9	60.0	56.1	×
	2:00~3:00		68.8	75.4	59.6	56.2	×
	3:00~4:00		69.6	76.0	60.6	56.6	×
	4:00~5:00		70.6	77.3	61.9	57.8	×
	5:00~6:00		73.2	79.5	64.7	57.9	×
	(夜間平均)		70	77	61	57	×

地点番号：3

測定地点：雁屋北町 7-33 測定場所：川本産業四條吸給油所

実施日：令和 3 年 12 月 22 日

類型：幹線交通を担う道路に近接する空間

対象道路：国道 170 号

測定時間		環境基準 (dB)	騒音レベル (dB)				適合
			L _{Aeq}	L ₅	L ₅₀	L ₉₅	
昼間	6:00～7:00	≤70	75.6	80.9	72.7	52.9	×
	7:00～8:00		75.9	80.3	74.8	56.8	×
	8:00～9:00		75.5	80.1	74.3	58.1	×
	9:00～10:00		74.9	79.7	73.4	56.3	×
	10:00～11:00		74.6	79.5	72.9	54.2	×
	11:00～12:00		74.9	79.5	73.3	53.7	×
	12:00～13:00		73.8	78.3	72.2	56.7	×
	13:00～14:00		76.3	79.4	73.6	57.3	×
	14:00～15:00		74.4	79.1	73.1	53.3	×
	15:00～16:00		74.7	79.3	73.4	53.7	×
	16:00～17:00		74.4	79.0	73.0	54.4	×
	17:00～18:00		73.7	78.3	72.4	56.2	×
	18:00～19:00		73.0	77.9	71.3	55.2	×
	19:00～20:00		74.2	79.0	72.2	54.1	×
	20:00～21:00		73.9	79.1	71.0	50.3	×
	21:00～22:00		72.7	78.7	64.8	45.0	×
	(昼間平均)		75	79	72	54	×
夜間	22:00～23:00	≤65	69.9	74.0	65.1	50.7	×
	23:00～0:00		67.3	72.3	62.3	48.9	×
	0:00～1:00		68.3	72.7	61.3	47.7	×
	1:00～2:00		68.0	72.7	60.7	45.3	×
	2:00～3:00		65.8	72.0	59.7	45.5	×
	3:00～4:00		66.0	72.3	59.9	46.3	×
	4:00～5:00		69.1	73.7	62.7	48.7	×
	5:00～6:00		73.9	79.6	64.9	50.4	×
	(夜間平均)		69	74	62	48	×

地点番号：4

測定地点：南野五丁目 3-30 測定場所：ねこのて動物病院前

実施日：令和 3 年 12 月 8 日

類型：幹線交通を担う道路に近接する空間

対象道路：国道 170 号

測定時間		環境基準 (dB)	騒音レベル (dB)				適合
			L _{Aeq}	L ₅	L ₅₀	L ₉₅	
昼間	6:00～7:00	≤70	64.3	70.5	54.3	43.6	○
	7:00～8:00		66.4	72.4	61.0	46.9	○
	8:00～9:00		66.3	71.7	60.7	47.2	○
	9:00～10:00		70.0	72.2	59.8	43.1	○
	10:00～11:00		65.1	71.0	59.6	45.0	○
	11:00～12:00		64.6	70.5	58.9	43.8	○
	12:00～13:00		64.6	70.1	58.0	44.2	○
	13:00～14:00		64.2	69.5	58.1	43.2	○
	14:00～15:00		65.0	70.5	59.8	47.8	○
	15:00～16:00		65.4	70.8	59.7	47.4	○
	16:00～17:00		65.3	71.3	60.1	47.1	○
	17:00～18:00		64.9	70.2	60.0	47.8	○
	18:00～19:00		64.5	70.1	58.2	46.1	○
	19:00～20:00		63.1	69.0	56.9	44.0	○
	20:00～21:00		62.6	68.8	51.8	40.7	○
	21:00～22:00		63.3	68.8	50.6	38.8	○
	(昼間平均)		65	70	58	45	○
夜間	22:00～23:00	≤65	61.1	67.5	45.1	36.4	○
	23:00～0:00		62.0	67.0	43.5	37.0	○
	0:00～1:00		59.3	66.6	41.4	36.8	○
	1:00～2:00		56.9	61.1	38.9	36.5	○
	2:00～3:00		57.4	62.7	40.5	37.2	○
	3:00～4:00		58.7	62.2	40.7	37.8	○
	4:00～5:00		58.5	62.7	40.2	37.5	○
	5:00～6:00		62.3	69.0	45.9	40.6	○
	(夜間平均)		60	65	42	37	○

地点番号：5

測定地点：大字清瀧 381-1 測定場所：類塾前

実施日：令和3年12月9日

類型：幹線交通を担う道路に近接する空間

対象道路：府道枚方富田林泉佐野線

測定時間		環境基準 (dB)	騒音レベル (dB)				適合
			L _{Aeq}	L ₅	L ₅₀	L ₉₅	
昼間	6:00～7:00	≤70	61.1	67.6	51.2	41.9	○
	7:00～8:00		63.3	69.2	58.2	45.5	○
	8:00～9:00		63.8	69.7	58.9	46.5	○
	9:00～10:00		65.3	69.2	57.8	45.5	○
	10:00～11:00		62.9	69.0	56.3	43.7	○
	11:00～12:00		64.9	68.7	56.5	43.7	○
	12:00～13:00		63.1	67.6	53.4	41.8	○
	13:00～14:00		64.5	67.8	54.8	43.3	○
	14:00～15:00		61.6	67.8	55.6	43.7	○
	15:00～16:00		64.4	67.9	56.1	44.8	○
	16:00～17:00		62.9	68.8	57.9	45.2	○
	17:00～18:00		63.0	68.5	59.4	48.5	○
	18:00～19:00		63.7	68.7	58.1	45.6	○
	19:00～20:00		62.8	68.7	55.8	44.3	○
	20:00～21:00		59.9	66.2	52.7	42.6	○
	21:00～22:00		57.9	65.0	47.6	40.0	○
	(昼間平均)		63	68	56	44	○
夜間	22:00～23:00	≤65	57.7	63.9	45.3	38.8	○
	23:00～0:00		55.0	60.0	39.9	35.7	○
	0:00～1:00		51.5	56.4	37.6	34.3	○
	1:00～2:00		52.5	53.9	36.2	33.8	○
	2:00～3:00		51.1	51.6	36.2	33.8	○
	3:00～4:00		50.8	54.0	35.3	33.3	○
	4:00～5:00		52.5	55.3	37.0	34.8	○
	5:00～6:00		58.8	63.6	42.8	38.5	○
	(夜間平均)		54	57	39	35	○

表 13 交通量調査結果

地点 番号	測定地点 実施日	測定時間	車線	交通量（台）				平均速度 (km/h)
				大型	小型	二輪	(合計)	
1	中野本町1-1 (国道163号) R3. 10. 5	午前10時	東行き	29	128	8	165	47. 5
			西行き	28	156	9	193	45. 8
		午後2時	東行き	35	128	8	171	46. 4
			西行き	25	141	3	169	45. 8
		午後10時	東行き	9	73	4	86	39. 9
			西行き	8	74	3	85	42. 9
		午後11時	東行き	7	28	0	35	42. 5
			西行き	8	40	2	50	42. 0
2	雁屋北町7-33 (国道170号) R3. 10. 5	午前10時	南行き	35	191	5	231	42. 5
			北行き	50	146	8	204	41. 6
		午後2時	南行き	28	174	6	208	43. 0
			北行き	48	151	9	208	45. 6
		午後10時	南行き	7	61	2	70	31. 3
			北行き	5	51	5	61	43. 8
		午後11時	南行き	6	38	0	44	30. 4
			北行き	10	39	2	51	42. 2

表 14 四條畷市地球温暖化対策実行計画における対象範囲

施設区分	主な対象施設
行政施設	市庁舎、グリーンホール田原
市民・文化施設	市民総合センター、教育文化センター、公民館、図書館、田原図書館
スポーツ施設	市民総合体育館、市民活動センター
子育て支援施設	すてっぷ★なわて、忍ヶ丘あおぞらこども園、岡部保育所
保健・福祉施設	保健センター、福祉コミュニティセンター、老人福祉センター楠風荘
社会教育施設	歴史民俗資料館、野外活動センター
学校教育施設	四條畷小学校、四條畷南小学校、忍ヶ丘小学校、岡部小学校、くすのき小学校、田原小学校、四條畷中学校、四條畷西中学校、田原中学校、学校給食センター
一般廃棄物処理施設	環境センター
公園施設	総合公園
下水道施設	田原処理場【令和４年度ポンプ場転用予定】

用語の解説

【あ行】

ISO14001

企業などの組織が、環境マネジメントシステムを構築するために求められる事項を規定した国際規格であり、環境方針及び計画を策定（Plan）して実施・運用（Do）し、点検及び是正措置（Check）を行い、経営層が見直す（Action）という、いわゆる PDCA サイクルにより環境マネジメントシステムを継続的に改善していくことを要求している。

アイドリングストップ

大気汚染防止等を目的として、自動車の停車中にエンジンを止めること。

アドプト制度

森林や河川などを養子にみたと、地域の団体等に管理をしてもらう制度のこと。大阪府では、森林のアドプトフォレスト制度や河川のアドプト・リバー・プログラムなどがある。

一酸化炭素（CO）

炭素または炭素化合物を酸素の不十分な供給のもとで燃焼させると生ずる無色、無臭の気体。人体には非常に有毒で、血液中のヘモグロビンと結合し、酸素の運搬機能を阻害する。その発生源は、都市では自動車の排気ガスによるものがその大部分を占めると考えられている。

一酸化二窒素（N₂O）

温室効果ガスの一種。亜酸化窒素とも言う。物の燃焼や工業プロセス、窒素肥料などが発生原因であり、その温室効果は二酸化炭素の約 310 倍になると言われている。

1 日平均値の年間 98%値

二酸化窒素の環境基準による大気汚染の評価の際に用いる指標であり、1 年間の日平均値を低い方から並べて 98%に相当（365 日分の 1 日平均値が得られた場合は、 $365 \times 0.98 \div 358$ 番目の値）するものをいう。1 日平均値の年間 98%値が 0.06ppm 以下の場合には環境基準が達成され、0.06ppm を超える場合には達成されていないものと評価する。

オゾン層

大気中のオゾンは、その約 90 パーセントが地上から 10～50km 上空の成層圏と呼ばれる領域に集まっている。この成層圏オゾンが、通常「オゾン層」と呼ばれている。オゾン層は、太陽光に含まれる紫外線のうち有害なものの大部分を吸収し、生物を保護

している。近年、フロンガス等の影響により、オゾン層が破壊され、オゾンホールという現象が南極をはじめ、高・中緯度地域で毎年拡大している。このため、地上に達する有害な紫外線の量が増え、皮膚がんの増加や生態系への影響が懸念されている。

【か行】

化学的酸素要求量（COD）

化学的酸素要求量：Chemical Oxygen Demand の略。海水や河川の有機汚濁物質等による汚れの度合いを示す数値で、水中の有機物等汚染源となる物質を通常、過マンガン酸カリウム等酸化剤で酸化するときに消費される酸素量を表したものである。値が高いほど水中の汚染物質の量が多いことを示す。

環境家計簿

電気、ガス、石油などの使用量の把握を通じ、家庭から排出する二酸化炭素の量を算出することなどにより、日常生活の中で環境に配慮した活動をしているかどうかのチェックが可能な家計簿。

環境基準

人の健康を保護し、生活環境を保全する上で維持することが望ましい基準。公害対策の実施にあたり、行政上の目標として定められるものであり、大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音について定められている。

環境配慮製品

製造過程や廃棄する段階で環境への負担の少ない製品のことで、エコマークやグリーンマークなどの環境ラベルが目印となる。

環境マネジメントシステム

地球規模の環境問題などに対処するために、企業や組織が自らの環境方針、行動計画を定め、実施・運用、点検及び是正処置を行って、さらに見直す一連の行為を通じて、環境負荷を継続的に改善するとともに環境リスクを予防・軽減できる経営システム。国際規格化により第三者認証を受けて企業に社会的認知度を高めるメリットがある。

グリーン購入

商品やサービスを購入する際に、環境への負荷ができるだけ少ないものを優先的に購入すること。

光化学オキシダント

大気中の窒素酸化物や炭化水素が、太陽光線によって複雑な光化学反応を起こしてつくられるオゾン、PAN（パーオキシアセチルナイトレート）などの酸化性物質の総称。光化学オキシダントによる大気汚

染を光化学スモッグという。陽射しの強い夏季に多く発生し、濃度が高くなると、目や気管支等の粘膜性刺激症状を中心とした被害をもたらす。

【さ行】

ジクロロメタン

塩化メチレン、二塩化メチレンとも呼ばれ、有機塩素系化合物で芳香臭のある無色透明の引火性・不燃性の水より重たい液体。トリクロロエチレンやテトラクロロエチレンの代替物質として、溶剤に用いられる他、ウレタン発泡助剤や冷媒等に用いられる。皮膚に触れた場合、刺激を感じるとともに葉傷を負うことがある。また、蒸気に麻酔作用があり、短時間に多量の蒸気を吸引すると急性中毒をおこす。

循環型社会

できる限り廃棄物を再資源化させることによって、資源、エネルギーの投入量及び不要物の排出量を少なくさせる、環境にやさしい社会。

浄化槽

水洗し尿を沈殿分離あるいは微生物の作用による腐敗または酸化分解等の方法によって処理し、それを消毒し、放流する施設をいう。水洗し尿のみを処理する施設を単独浄化槽、水洗し尿及び生活雑排水（厨房排水、洗濯排水等）を一緒に処理する施設を合併処理浄化槽という。

水素イオン濃度（pH）

溶液中の水素イオンの濃度をいい、溶液 1 リットル中の水素イオンのグラム当量数で表す。pH=7 で中性、pH<7 で酸性、pH>7 でアルカリ性であり、特殊な例（温度など）を除いて河川水等の表流水は中性付近の pH 値を示す。河川での水道用水として望ましい水質（生活環境の保全に関する環境基準）は pH6.5 から 8.5 までの範囲である。

生物化学的酸素要求量（BOD）

生物化学的酸素要求量：Biochemical Oxygen Demand の略。バクテリアが一定時間内（通常 20℃5 日間）に水中の有機物を酸化・分解・浄化するのに必要な酸素の量であり、河川の代表的な水質指標として用いられる。値が高いほど有機物等が多量に含まれており、汚濁度が高いことを示す。

総窒素（T-N）

有機性窒素化合物および無機性窒素化合物に含有される窒素の総量。

【た行】

ダイオキシン類

物の燃焼などによって非意図的に生成される有機塩素化合物であり、ダイオキシン類対策特別措置法において、ポリ塩化ジベンゾフラン、ポリ塩化ジベンゾパラジオキシン及びコプラナーポリ塩化ビフェニルの 3 種類を「ダイオキシン類」と定義し、ダイオキシン類発生施設に対する規制値や大気・水質・土壤に環境基準を設定している。

太陽熱発電

凹面鏡の焦点に油を流し、加熱した油によって水蒸気を発生させ蒸気タービンを回転させることによって発電するシステムのこと。

テトラクロロエチレン

有機塩素系化合物で、エーテル様の芳香のある無色透明の液体で不燃性である。水に不溶、エーテル、エタノールなどの有機溶剤と混和する。ドライクリーニング用の洗浄剤や金属の脱脂洗浄剤として用いられている。発ガン性が指摘され、環境基準は 0.01mg/L。

トリクロロエチレン

クロロホルム臭のある無色透明の揮発性、不燃性の液体で水に難溶。金属、機械金属などの脱脂・洗浄剤、一般溶剤、塗料の希釈溶液及び剥離剤、抽出剤、熱媒体、殺菌剤、医薬品等の有機合成原料として使用されている。毒性はテトラクロロエチレンと同様で、発ガン性が指摘されている。環境基準は 0.01mg/L。

【な行】

二酸化硫黄（SO₂）

気体は亜硫酸ガスともいい、石油や石炭などの硫黄分を含んだ燃料の燃焼により発生する。無色、刺激臭があり、粘膜、特に気道に対する刺激作用がある。

二酸化炭素（CO₂）

炭酸ガス、無水炭酸ともいう。大気中には約 0.03% 存在する。無色無臭の気体で、助燃性も可燃性もない。常温ではほぼ同体積の水に溶解し、水溶液は弱酸性を示す。清涼飲料、固体炭酸の製造、また、消火剤としても用いられる。

二酸化窒素（NO₂）

石油や石炭などの燃料の燃焼により発生する。大気中に排出される窒素酸化物のうち、ほとんどがこの二酸化窒素であり、赤褐色の刺激性の気体である。水に溶解しにくいので、肺深部に達し、肺水腫等の

原因となる。

【は行】

ビオトープ

ビオトープとは、生物を意味する“Bio”と場所を意味する“Tope”を合成したドイツ語であり、直訳すれば「生物生息空間単位」の意味である。特定の生物の生息・生育を中心に考えた自然環境の一空間を示す言葉であり、生き物の繁殖地やねぐらだけでなく、隠れ場や移動経路も含んだ一定の空間的広がりをもった概念。「野生生物の生息空間」といえる。

ヒートアイランド現象

都市では高密度のエネルギーが消費されており、加えて都市の地面の大部分はコンクリートやアスファルトなどの乾燥した物質で覆われているため水分の蒸発による温度の低下がなく、日中蓄えた日射熱を夜間に放出するため、夜間気温が下がらない状態になる。この結果、都市部では郊外と比べて気温が高くなり等温線を描くとあたかも都市を中心とした「島」があるように見えることから、ヒートアイランド現象と呼ばれている。

浮遊物質（SS）

Suspended Solid の略。水中に浮遊している物質の量をいい、一定量の水をろ紙でこし、乾燥してその物質の量を測ることとされており、数値（mg/L）が大きいほど水質汚濁の著しいことを示す。浮遊物質は、水の濁りの原因となるもので魚類のエラをふさいでへい死させたり、日光の透過を妨げることによって水生植物の光合成作用を妨害するなどの有害作用がある。

浮遊粒子状物質（SPM）

Suspended Particulate Matter の略。大気中に浮遊する粒子状物質（浮遊粉じん）であって、その粒径が10ミクロン（1mmの10000分の1）以下のものをいう。その粒径が特に小さいため、沈降速度が小さく大気中に比較的長時間滞留するとともに肺や呼吸器の深部に容易に入り、気道または肺胞に沈着して呼吸器に影響を及ぼす。

フロン

フルオロカーボン（fluorocarbon：炭素とフッ素の化合物）に対する我が国独特の通称。フッ素のほか塩素を含むものをクロロフルオロカーボン（CFC）といい、無毒で不燃性、熱的にも科学的にも安定で、金属を腐食せず、油脂をよく溶かし、表面力が小さいため、冷媒、噴霧剤、発泡剤、半導体製品等の洗浄剤などに多量に用いられるようになった。しかし、

大気中に放出されたCFCは、成層圏に達してから紫外線で分解されて塩素原子を生成し、これが連鎖反応によりオゾン層を破壊する。CFCは1995年末の生産全廃がモントリオール議定書によって取り決められている。CFCの代替物として開発されたフロン系の物質を代替フロンといい、ハイドロクロロフルオロカーボン（HCFC：フッ素のほか塩素と水素を含む。2020年に原則全廃される。）、ハイドロフルオロカーボン（HFC：塩素を含まないためオゾン層を破壊しない物質だが、温室効果ガスの一つ）の二つがある。

ペルフルオロオクタンスルホン酸(PFOS)

ペルフルオロオクタン酸(PFOA)

いずれも有機フッ素化合物。化学的に極めて安定性が高く、水溶性かつ不揮発性の物質であるため、環境中に放出された場合には、水系に移行しやすく、また、難分解性のため長期的に環境に残留すると考えられる。撥水性と撥油性を併せ持つ特異な化学的性質としても様々な表面処理の用途に使われてきた。これまでPFOSは、主に泡消火薬剤、半導体、金属メッキ、フォトマスク（半導体、液晶ディスプレイ）、写真フィルム等に、PFOAは、主に泡消火薬剤、繊維、医療、電子基板、自動車、食品包装紙、石材、フローリング、皮革、防護服等に使われてきた。水道水については、令和2年3月30日付け厚生労働省大臣官房生活衛生・食品安全審議会通知「水質基準に関する省令の一部改正等について（施行通知）」により、水質管理目標設定項目としての目標値（暫定）が50ng/L(PFOS及びPFOAの合算値)に設定され、また、水環境については、令和2年5月28日付け環境省水・大気環境局長通知「水質汚濁に係る人の健康の保護に関する環境基準等の施行等について（通知）」により、要監視項目としての指針値（暫定）が、同じく50ng/L(PFOS及びPFOAの合算値)に設定された。

ベンゼン

ベンゼンは、特有の芳香臭を持つ水より軽い無色の液体で、水に溶けにくく、有機溶媒に可溶。また、揮発性が強く引火性があり、光、空気に対しては安定であるが、有機分の多い土壌には吸着され、生分解される。高濃度のベンゼンに急性暴露すると、めまい、嘔吐、頭痛、ねむけ、平衡感覚減少、意識喪失など主に中枢神経系統に影響を受ける。

【ま行】

メタン

温室効果ガスの一種。湿原や湖沼などの自然発生源と天然ガスの漏出や家畜・水田・廃棄物埋立地等の人為的発生源があり、その温室効果は二酸化炭素の約 21 倍になると言われている。大気中のメタンの濃度は、過去 3000 年間の古大気分析では 250 年前まではほぼ一定であり、この 200 年の間に 2 倍以上に増加したと推測されている。また、シベリア上空でメタンが高濃度で観測されており、地球レベルでシベリアの湿原がメタンの大規模な発生源となっていることが確認されている。

【や行】

溶存酸素量 (DO)

Dissolved Oxygen の略。水中に溶けている酸素量のことをいい、溶存酸素は水の自浄作用や水中の生物にとって必要不可欠のものである。溶解量を左右するのは水温、気圧、塩分などで、汚染度の高い水中では消費される酸素の量が多いので溶存する酸素量は少なくなる。

【単位】

Gcal (ギガカロリー)

1Gcal は 10 億 cal。

μg (マイクログラム)

1μg は 100 万分の 1g。

ng (ナノグラム)

1ng は 10 億分の 1g。

pg (ピコグラム)

1pg は 1 兆分の 1g。

pH (ピーエイチ)

「水素イオン濃度指数」のことで、酸性・アルカリ性の度合いを示す単位。0 から 14 までの値をとり、数字が小さいと酸性、大きいとアルカリ性。7 のときが中性。

ppm (ピーピーエム)

Parts per million の略。1ppm は 100 万分の 1 (0.0001%) をあらわす。

TEQ

ダイオキシン類には多くの種類の物質があるため、その量については毒性のもっとも強い 2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシンの量に換算して表すことになっている。このようにして表した量を「毒性等価物量 (Toxic Equivalent Quantity)」といい、単位のあとに「TEQ」の文字をつけて表す。

なわての環境 - 令和4年版 -

令和5年1月 発行

編集発行 四條畷市市民生活部生活環境課
〒575-8501

大阪府四條畷市中野本町1番1号

TEL 072 (877) 2121 0743 (71) 0330 (代表)

FAX 072 (879) 4313

E-MAIL kankyou@city.shijonawate.lg.jp

URL <http://www.city.shijonawate.lg.jp/>

※再生紙を使用しています。